

官報

号外
国会会議録

令和七年十二月二十六日

○第二百十九回 参議院会議録追録

デーブフェイク広告対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年十二月九日

齊藤健一郎

参議院議長 関口 昌一殿

デーブフェイク広告対策に関する質問主意書

近年、AI技術の高度化により、著名人の肖像や声を無断で使用した「デーブフェイク広告」(以下「当該広告」という。)が多数生成され、当該広告を信じた消費者が多大な金銭的被害を受けている。また、当該広告は、使用された著名人の社会的信用を毀損するとともに、デジタル空間で情報に接する国民の判断能力に深刻な影響を及ぼしており、政府として対処すべき重要な国民保護の課題である。

現在、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三十四号。以下「景品表示法」という。)、特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「特定商取引法」という。)、不

正競争防止法(平成五年法律第四十七号)、特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成十三年法律第三十七号。以下「旧プロバイダ責任制限法」という。)等に基づき、当該広告への個別対応は可能である。しかし、生成元の秘匿性、拡散の即時性、本人同意の有無を判別する手段の欠如といった当該広告の特徴を踏まえた対策に関する包括的な制度は未整備であり、関係省庁の所管が分散する構造的課題が指摘されている。

アジア地域では、登場する人物のデジタル署名が確認できない広告に注意喚起表示を行う仕組みや、デジタル署名がない広告による被害が発生した場合のプラットフォーム各社への対応根拠を明確化する制度が導入され、当該広告の抑制に一定の効果を上げていると報告されている。これらにコンテンツの検閲ではなく、本人同意の有無に着目するものである。行政負担を増大させることなく国民保護を実現できる点は、我が国においても参考となり得ると考える。当該広告の蔓延は、国民の財産保護、デジタル取引の信頼性及び日本の国際的信用に関わる問題であり、政府として早急な検討が求められる。

以上を踏まえて、以下質問する。

- 一 国内における当該広告による被害状況、特に、著名人の肖像や声の無断使用に関する通報・削除要請件数、当該広告を起因とする消費者の金銭的被害、プラットフォーム各社の削除対応率について、現状及び推移を示されたい。また、政府は、これらを定期的に把握する体制を構築する考えがあるか示されたい。
- 二 現行の景品表示法、特定商取引法、不正競争防止法、旧プロバイダ責任制限法等では、当該広告特有の問題に十分な対応ができないと考え、政府の認識を示されたい。特に、生成元特定の困難性、拡散の即時性、本人同意の有無を確認する制度が存在しないことを踏まえて答弁されたい。
- 三 広告に登場する人物に対して、デジタル署名その他の技術を活用した「任意の本人同意確認の仕組み」を制度として整備し、企業が希望する場合に利用可能とすることについて、政府の検討状況を示されたい。
- 四 登場する人物の同意が確認できない広告について、プラットフォーム各社が自主的に注意喚起表示を行うことができるよう、ガイドライン等を整備する考えがあるか示されたい。また、注意喚起表示としては、「この広告の登場人物については本人確認が行われていません」等が有効と考えるが、政府の見解を示されたい。
- 五 プラットフォーム各社が当該広告に迅速に対応できるよう、政府として、技術的基準、判断枠組み、注意喚起表示の方法などを明確化し、

プラットフォーム各社の実務負担を軽減する制度の整備を検討しているか示されたい。あわせて、本人の同意が確認されていない広告に対してプラットフォーム各社が自主的に対応できるよう、支援策を講ずる考えがあるか示されたい。

六 当該広告の削除について、プラットフォーム各社が迷うことなく適切に対応できるよう、削除要請の判断基準、手続、連絡体制の統一化等、プラットフォーム各社の事務負担を軽減する制度の整備を検討しているか示されたい。特に、総務省、消費者庁、デジタル庁等の関係省庁が連携した対応体制について、現状と今後の方針を明らかにされたい。

七 当該広告に特化した新たな法制度又は既存法の横断的改正について、政府として検討を開始する意思があるか示されたい。特に、本人同意確認、注意喚起表示、プラットフォーム各社の対応基準、削除手続の迅速化を包括的に定める仕組みについて、それぞれの必要性に係る政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員齊藤健一郎君提出デーブフェイク広告対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員齊藤健一郎君提出ディーブフェイク広告対策に関する質問に対する答弁書
一について

前段のお尋ねのうち、「通報」の件数及び「金銭的被害」については、政府として網羅的に把握しておらず、お答えすることは困難であるが、例えば、警察庁において把握する限り、いわゆる「SNS型投資詐欺」のうち、インターネットバンナー広告等の広告を相手方に接触する端緒とするものの認知件数は、令和六年が二千九百一件、令和七年一月から同年十月末までが二千七百七十七件であり、その被害額は、令和六年が約四百二億六千万円、令和七年一月から同年十月末までが約三百八十三億四千万円である。また、前段のお尋ねのうち、「削除要請件数」及び「削除対応率」については、政府として把握しておらず、お答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、「これらを定期的に把握する体制」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いづれにせよ、政府としては、必要な体制を確保した上で、インターネット上の違法な広告に関する実態把握に努めており、引き続き、こうした取組を進めてまいりたい。

二について
お尋ねの「当該広告特有の問題に十分な対応ができない」及び「生成元特定の困難性、拡散の即時性、本人同意の有無を確認する制度」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、御指摘の「当該広告」が、不当景品類

及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号。以下「景品表示法」という。)若しくは特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「特定商取引法」という。)に違反するか否か、不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第一項に規定する「不正競争」に該当するか否か又は特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第二条第八号に規定する侵害情報送信防止措置の対象になるか否かは、個別具体的な事情により判断すべき事柄であるが、それぞれの法律を踏まえて対処しているところである。

三について
お尋ねの「広告に登場する人物」、「デジタル署名」及び「任意の本人同意確認の仕組み」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、景品表示法第五条においては、事業者が「自己の供給する商品又は役務の取引について行う不当な表示が禁止されているほか、特定商取引法第十二条においては、「販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、当該商品の性能又は当該権利若しくは当該役務の内容、当該商品若しくは当該権利の売買契約又は当該役務の役務提供契約の申込みの撤回又は解除に関する事項(第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。)その他の主務省令で定める事項について、著しく事実に関連する表示をし、又は実際のものよりも著し

く優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。」と規定されているところであり、政府としては、現時点では、これらの法令において、著名人へのなりすましの防止の観点から新たな制度を設けることは検討していない。

なお、本人確認の方法の一つである電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。)については、同法第四条及び第十五条において、特定認証業務(同法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。)を行おうとする者が認定を受けることができることとされている。

四について
お尋ねの「登場する人物の同意が確認できない広告」及び「プラットフォーム各社が自主的に注意喚起表示を行うことができるよう」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、三について述べたとおり、景品表示法第五条及び特定商取引法第十二条において禁止行為について規定されているところである。また、総務省の有識者会議である「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」により令和七年九月に公表された「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会中間取りまとめ」において示されたSNS等における「個人又は法人の氏名・名称、写真等を無断で利用して著名人等の個人又は有名企業等の法人になりすまし、投資セミナーや投資ビジネスへの勧誘等を図る広告(以下「なりすまし型の偽広告」という。)への対応に

ついては、SNS等を提供する大規模なプラットフォーム事業者において、削除基準等の策定、公表等の取組がそれぞれ行われており、政府においては、その状況について「デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリング指針(令和七年九月デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会公表。以下「モニタリング指針」という。))を作成し、それに基づきモニタリングを実施しているところである。現時点では、SNS等におけるなりすまし型の偽広告については、著名人へのなりすましの防止の観点から新たなガイドライン等を定めることは検討していない。

お尋ねの「この広告の登場人物については本人確認が行われていません」の有効性については、政府として検討を行っていないため、お答えすることは困難である。

五について
お尋ねの「プラットフォーム各社が当該広告に迅速に対応できるよう」、「技術的基準、判断枠組み、注意喚起表示の方法など」、「プラットフォーム各社の実務負担を軽減する制度」及び「本人の同意が確認されていない広告に対してプラットフォーム各社が自主的に対応できるよ」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、三について述べたとおり、景品表示法第五条及び特定商取引法第十二条において禁止行為について規定されているところであり、政府としては、現時点では、これらの法令において、著名人へのなりすましの防止の観点から新たな制度を設けることは検討していない。

また、SNS等におけるなりすまし型の偽広告への対応については、四について述べたとおり、SNS等を提供する大規模なプラットフォーム事業者において取組がそれぞれ行われており、政府においては、その状況についてモニタリング指針を作成し、それに基づきモニタリングを実施しているところであり、現時点では、著名人へのなりすましの防止の観点から支援策を講ずることは検討していない。

お尋ねの「プラットフォーム各社が迷うことなく適切に対応できるよう」、「削除要請の判断基準、手続、連絡体制の統一化等」及び「プラットフォーム各社の事務負担を軽減する制度」の具体的意味するところが必ずしも明らかではないが、三について述べたとおり、景品表示法第五条及び特定商取引法第十二条において禁止行為について規定されているところであり、政府としては、現時点では、これらの法令において、著名人へのなりすましの防止の観点から、お尋ねの「対応体制」を含めた新たな制度を設けることは検討していない。

また、SNS等におけるなりすまし型の偽広告への対応については、四について述べたとおり、SNS等を提供する大規模なプラットフォーム事業者において取組がそれぞれ行われており、政府においては、その状況についてモニタリング指針を作成し、それに基づきモニタリングを実施しているところであり、引き続き、こうした取組を進めてまいりたい。

お尋ねの「当該広告に特化した新たな法制度

令和七年十二月二十六日 参議院会議録追録

質問主意書及び答弁書

又は既存法の横断的改正、「本人同意確認、注意喚起表示、プラットフォーム各社の対応基準、削除手続の迅速化を包括的に定める仕組み」の具体的意味するところが必ずしも明らかではないが、三について述べたとおり、景品表示法第五条及び特定商取引法第十二条において禁止行為について規定されているところであり、政府としては、現時点では、これらの法令において、著名人へのなりすましの防止の観点から新たな制度を設けることは検討していない。

また、お尋ねの「それぞれの必要性」については、政府として検討を行っていないが、いずれにせよ、SNS等におけるなりすまし型の偽広告への対応については、四について述べたとおり、SNS等を提供する大規模なプラットフォーム事業者において取組がそれぞれ行われており、政府においては、その状況についてモニタリング指針を作成し、それに基づきモニタリングを実施しているところであり、引き続き、こうした取組を進めてまいりたい。

米軍関係者による犯罪に係る通報手続及び再発防止対策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月九日

高良 沙哉

参議院議長 関口 昌一殿

米軍関係者による犯罪に係る通報手続及び再発防止対策に関する質問主意書

市民グループ「フェミブリッジ沖縄」は二〇二五年十月三十日、沖縄県議会議員等と共に、米軍関係者による性的暴行事件への抗議、不平等な日米地位協定の抜本改定等についての要請書を政府等に提出した。二〇二三年以降、沖縄県においては米軍関係者による性的暴行事件が相次いでいる。二〇二五年十一月十九日には、同年六月に米軍関係者が十八歳未満の少女への不同意わいせつを行った疑いで書類送検されていたことが判明した。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 二〇二三年十二月二十四日、沖縄県において米軍関係者による十六歳未満の少女に対する誘拐・性的暴行事件が発生した。その際、米軍や日本政府が沖縄県に対して迅速に通報しなかったことにより、被害者支援や再発防止対策の遅れにつながった可能性があると問題になった。当該事件発生時の沖縄県への通報について、一九九七年の日米合同委員会の合意(以下「日米合意」という。)に沿った通報が迅速に行われなかった理由を、事件の経緯と併せて示された。

二 林芳正内閣官房長官(当時は二〇二四年七月五日の記者会見において、在日米軍による犯罪における国内情報共有体制として、「沖縄において、米軍人による犯罪予防の観点から、迅速に対応を検討する必要があることに留意し、関係省庁で連携の上、可能な範囲で、地方自治体に対しての情報伝達を行う」と発言した。し

かし、米軍関係者による犯罪に係る地方自治体への通報手続については、日米合意で定めた手続の方が迅速であり、同手続に戻すべきとの声が沖縄県内で上がっている。前記記者会見で公表された手続は、誰がどのように定めた手続か詳細を示されたい。

三 前記記者会見において、林内閣官房長官(当時)は、「対外的な事件広報に当たっては、刑事訴訟法第四十七条の趣旨を踏まえ、個別の事案ごとに、公益上の必要性とともに、関係者の名誉・プライバシーへの影響、将来のものも含めた捜査・公判への影響の有無・程度等を判断した上で、公表するか否かや、その程度及び方法を慎重に判断しているものと承知をしております。」と発言した。日米合意で定めた通報手続においては、関係自治体への通報の際、訴訟に関する書類は求められておらず、関係者の名誉やプライバシーは守られている。通報が遅れることによって関係自治体や専門機関等が実施する被害者支援や再発防止対策に遅れが生ずる懸念があるが、こうした懸念をどのように払拭するか、政府の見解を示されたい。

四 被疑者が米軍関係者であった場合の身柄の拘束について、「刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意(一九九五年十月)」では、合衆国は、「殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的な考慮を払う。」とされている。しかし、国内で発生した犯罪については、凶悪な犯罪か否かに関わらず、日本側が被疑者の身柄を拘束で

されれば捜査の円滑化が望める上、米軍関係者による犯罪の抑止力になると考えるが、政府の見解を示された。

五 米軍関係者による犯罪防止のため、米軍は二〇二五年四月から基地外で巡回パトロールを行っている。しかし、その効果は見られず、同年六月に前記の事件が発生した。

沖縄県における米軍関係者に係る刑法犯検挙件数は、十月末の暫定値で既に昨年の件数を超える八十二件となっている。過去二十年間の最多記録を更新しており、政府はこの事態を重く見るべきである。米軍関係者による犯罪に歯止めを掛け、更なる被害者を生まないためにも、早期に実効性のある施策を行う必要があるが、具体的な施策と併せて政府の見解を示された。

六 米軍関係者による犯罪については、通報手続の改善だけでなく、日米地位協定の不平等性の解消も求められている。事件の適切な処理、被害者への迅速な支援とともに、再発防止の徹底が重要である。日米地位協定の改定は、沖縄県民だけでなく、広く国民全体の利益となると考えるが、政府の見解を示された。

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員高良沙哉君提出米軍関係者による犯罪に係る通報手続及び再発防止対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員高良沙哉君提出米軍関係者による犯罪に係る通報手続及び再発防止対策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「事件の経緯」の具体的に意味するところが明らかではないが、御指摘の「誘拐・性的暴行事件」については、日本側の捜査当局において、事案が公になることによつて被害者の名誉やプライバシーに甚大な影響を与えることがあり得ること等を考慮して、非公表とすべきと判断したものと承知しており、政府としても、こうした判断を踏まえ、関係者に対する情報提供は控えるべきものと理解し、対応したところである。その上で、御指摘の事件については、日本側の捜査当局から外務省への情報提供を踏まえ、日米間で適切な情報のやり取りが行われ、また、日本側の関係当局による迅速な対応も確保されていたところであり、こうした対応においては、御指摘の平成九年三月三十一日の在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続に関する日米合同委員会合意の目的が達成されたものであると考えている。

いずれにせよ、アメリカ合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族（以下「合衆国軍隊構成員等」という。）による事件・事故は本来起きてはならないものであり、我が国政府としては、米側に対して、綱紀粛正等を随時働きかけており、こうした事件・事故の防止に向けて、引き続き、米側とともに取り組んでまいりたい。

二について

お尋ねの「どのように定めた」の具体的に意味

するところが明らかではないが、捜査当局においては、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四十七条の趣旨を踏まえて、個別の事案ごとに、公益上の必要性とともに、関係者の名誉及びプライバシーへの影響並びに捜査・公判への影響の有無・程度等を考慮し、公表するか否か、公表するとしてどの程度の情報を公表するかを判断するものと承知しているところ、関係機関は、そのような捜査当局における判断も踏まえ、地方公共団体を含む関係者に対する情報提供の必要性及び相当性を判断している。その上で、合衆国軍隊構成員等による性犯罪で、日本側の捜査当局による積極的な広報がなされない事件について、我が国政府内で検討を行い、御指摘の令和六年七月五日の記者会見において、林内閣官房長官（当時）が「そのような事案であっても、特に全国の約七十パーセントの在日米軍専用施設・区域が集中している沖縄においては、米軍人による犯罪予防の観点から、迅速に対応を検討する必要があることに留意し、関係省庁で連携の上、可能な範囲で、地方自治体に対しての情報伝達を行うことといたします。」と述べたとおり、沖縄県に対しての情報伝達を行うこととなったものである。

三について

お尋ねについては、御指摘の「通報が遅れることによつて関係自治体や専門機関等が実施する被害者支援や再発防止対策に遅れが生ずる懸念がある」との意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。その上で、令和六年七月から、合衆国軍隊構成員等による事件・事故に係る情報共有について、合衆国軍隊構成員等による性犯罪で、日本側の捜査当局による積極的な広報がなされない事件について、起訴された事案については全ての事案について、また、不起訴とされた事案についても、被疑者により犯行が行われたと認められる事案については、捜査当局による事件処理が終了した後、沖縄県へ可能な範囲で情報を共有する運用を開始した。

これに加え、同県警察からも、合衆国軍隊構成員等による性犯罪で報道発表しないものについて、被疑者を検挙した後、那覇地方検察庁と相談した上で、被害者のプライバシー保護等に留意しつつ、同県へ可能な範囲で情報共有を行うこととなった。

政府としては、今後も、このような新たな運用の下で適切に情報提供を行っていく。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。）第十七条5(c)は、「日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。」と規定しているところ、日本国の当局が被疑者の身柄を拘束した場合には、この規定の適用はなく、日本国の当局において引き続きその

身柄を拘束し得るものである。

加えて、御指摘の日米地位協定第二十五条第一項に基づき設置される合同委員会における平成七年十月二十五日の刑事裁判手続に関する合意では、起訴前におけるアメリカ合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の身柄の引渡しについて、「合衆国は、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的な考慮を払う。」とされているのみならず、「日本国が考慮されるべきと信ずるその他の特定の場合について同国が合同委員会において提示することがある特別の見解を十分に考慮する。」とされている。

五について
令和六年七月に、在日米軍司令官が、米軍施設への出入りの際の飲酒運転に対する検問の強化、米軍の憲兵隊によるパトロールの強化、在日米軍内部での研修及び教育の強化、在日米軍の勤務時間外の行動指針であるリバティー制度の見直し、在日米軍、日本政府、沖縄県庁及び地元住民との協力のための新しいフォーラムの創設等を発表したと承知している。その上で、政府としては、これらの米側が同年に発表した一連の再発防止策が実効性のある形で実施され、実際に事件・事故の再発防止につながっていくことが重要であると考えており、米側に対して、これらの防止策の実効性の確保を含め、在日米軍の綱紀粛正と再発防止の徹底を働きかけてきており、引き続き、こうした働きかけを行うとともに、これらの防止策が実効性のあるもの

のとなるよう、これらの効果を見極めながら、日米間で協力していく考えである。

六について
お尋ねの「広く国民全体の利益となる」の具体的に意味するところが明らかではないが、日米地位協定について、政府としては、これまで、手当てすべき事項や事案の性格に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じて、一つ一つ、具体的な問題に対応してきた。引き続き、このような取組を積み上げることにより、日米地位協定の在り方を不断に検討していく。

高市内閣総理大臣の所信表明演説における外交・安全保障に係る発言に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月九日
参議院議長 関口 昌一殿
高良 沙哉

高市内閣総理大臣の所信表明演説における外交・安全保障に係る発言に関する質問主意書

高市早苗内閣総理大臣は二〇二五年十月二十四日の所信表明演説において、「中国、北朝鮮、ロシアの軍事的動向等が深刻な懸念となつています。」と発言した(以下「総理発言」という)。外交・安全保障に関連し、具体的な国名を挙げて懸念を表明することは、当該国との緊張をいたすら

に高め、関係の不安定化につながると危惧している。総理発言にある国々は、米国とも緊張関係にあると考えられることから、在日米軍基地や自衛隊基地を多く抱える沖縄においても影響が懸念される。

以上を踏まえて、以下質問する。
一 総理発言において、具体的な国名を挙げた理由を示されたい。

二 「軍事的動向等が深刻な懸念となつてい」る国とは重点的に外交を行い、友好関係を築く必要があると考える。総理発言にある国々とは、今後どのような関係を築いていくか、政府の見解を示されたい。

三 日本と中国との間では一九七八年に日中平和友好条約が締結されている。同条約の効果を最大限にいかすことで中国との友好関係が築かれると考える。二〇二五年十一月七日の衆議院予算委員会における高市内閣総理大臣の答弁等によつて急速に悪化した中国との外交関係を改善するため、政府はどのような施策を講ずるのか具体的に示されたい。

四 日本の安全保障のためには外交を最も重視しなければならず、それは安保関連三文書にも示されている。総理発言において具体的に国名が挙げられた「中国、北朝鮮、ロシア」と友好的な外交関係を築くことこそが日本の平和を守る唯一の方法であると考えますが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員高良沙哉君提出高市内閣総理大臣の所信表明演説における外交・安全保障に係る発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員高良沙哉君提出高市内閣総理大臣の所信表明演説における外交・安全保障に係る発言に関する質問に対する答弁書
一 について
お尋ねについては、高市内閣総理大臣が、令和七年十月二十四日の所信表明演説において、「我々が慣れ親しんだ自由で開かれた安定的な国際秩序は、パワーバランスの歴史的变化と地政学的競争の激化に伴い、大きく揺らいでいます。同時に、我が国周辺では、いずれも隣国である、中国、北朝鮮、ロシアの軍事的動向等が深刻な懸念となつています。こうした国際情勢の下・・・」と述べているように、我が国を取り巻く安全保障環境の変化について述べる中で言及したものである。

二及び四について
御指摘の「日本の平和を守る唯一の方法」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、中国との関係に関する政府の方針は、高市内閣総理大臣が、令和七年十月二十四日の所信表明演説において、「中国は、日本にとつて重要な隣国であり、建設的かつ安定的な関係を構築していく必要があります。他方、日中間に

令和七年十二月二十六日 参議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

は、経済安全保障を含む安全保障上の懸念事項が存在することも事実です。日中首脳同士で率直に対話を重ね、「戦略的互恵関係を包括的に推進していきます」と述べたとおりである。また、北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を実現するというものである。さらに、ロシアとの関係に関する政府の方針は、同内閣総理大臣が、同日の所信表明演説において、「ロシアによるウクライナ侵略について、力による一方的な現状変更の試みを許してはなりません。日露関係は厳しい状況にあります。日本政府の方針は、領土問題を解決し、平和条約を締結することです。」と述べたとおりである。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、二及び四について述べた方針の下、中国に対する対応については、令和七年十二月九日の衆議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「我が国としては、中国との間で懸案や課題があるからこそ、それらを減らし、理解と協力を増やしていく方針には変わりありません。日中間の様々な対話を行うことに、日本側はオープンでございます。中国側の一連の措置による影響を含め、状況を注視し、適切に対応していきます。」と答弁しているとおりである。

質問主意書及び答弁書

大阪・関西万博における工事費等の未払被害等の救済及び責任糾明に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月九日

ラサール石井

参議院議長 関口 昌一殿

大阪・関西万博における工事費等の未払被害等の救済及び責任糾明に関する質問主意書

二〇二五年日本国際博覧会(以下「大阪・関西万博」という。)のパビリオン建設に携わった事業者や労働者が工事費・賃金の未払、著しく短い工期設定とそれ起因する過重労働・労働法規違反を訴えており、一部は訴訟を提起するなど大きな社会問題となっている。大阪・関西万博は、政府、大阪府及び大阪市が一体となって誘致・開催した言わば「国策」である。その過程で発生した問題を民間企業同士の問題とし、政府が一切責任を取らないことは望ましくない。大阪・関西万博が閉会した現在も工事費等の未払被害の救済が全く行われていない中、日本外国特派員協会で記者会見した被害者の一人は、「日本政府が本場に信用できない」と述べている。この問題が発生した大きな原因は、パビリオン建設が大幅に遅れる中、短い工期で開会に間に合わせるべく、口頭の約束で工事が追加、変更されたり、昼夜を問わない作業が強いられたりしたことにある。
二〇二六年には名古屋市中でアジア競技大会及びアジアパラ競技大会(以下「アジア大会」という。)

が、二〇二七年には横浜市で国際園芸博覧会(以下「横浜花博」という。)が開催されるが、同様の権利侵害が繰り返されてはならないという問題意識から、以下質問する。

一 大阪・関西万博の「持続可能性に配慮した調達コード(第三版)」(以下「調達コード」という。)は、サプライチェーン全体における法令・国際規範の遵守を求めている。工事費等の未払は調達コードの理念に反することから、政府及び公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会(以下「協会」という。)にはそれを未然に防止する責任があると考えられる。政府及び協会は、工事費等の未払が発生しないよう、どのような措置を講じていたか示されたい。また、工事費等の未払については、「政府が事業者任せにし、十分な監督責任を果たしていなかった」との批判もあるが、政府の認識を示されたい。
二 工事費等の未払被害に遭った受託事業者は、従業員への賃金を払えなかったり、税金・社会保険料を払えず差押えを受けたりするなど、存続の危機に瀕している。こうした事業者は、銀行から返済能力がないと認定され、融資を受けることが極めて困難である。工事費等の未払被害の救済は極めて緊急性が高いと考えられるが、政府及び協会は、被害救済に向けてどのような議論を行っているか示されたい。また、協会の人権方針には、「協会の役員や博覧会事業による活動によって、人権への負の影響を引き起こす、または助長していることが明らかになった場合は、適切に対応し、その救済・是正に取り組みます。」との記述があるが、協会の理事会に

において、工事費等の未払被害の救済に向けた対応は議論されているか示されたい。
三 受託事業者が本来受け取るはずであった工事費を速やかに受け取れるようにするためには、政府又は協会が工事費を代位弁済した後、工事費等の未払を起こした委託事業者や上位受託事業者に求償する方法が考えられる。このような代位弁済を不可能とする場合、その法的根拠を示されたい。
四 大阪・関西万博の会場建設費の予備費について、残額を示されたい。また、同予備費を工事費等の未払被害の救済に充てることは可能か示されたい。
五 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十九条の五は、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」と定めている。政府及び協会は、同法が禁じる「著しく短い期間を工期とする」工事が行われないよう、工事に係る契約やその履行又は変更の在り方を注視すべきであった。特に、タイプB、タイプC、タイプXについては、建設主体である協会が工期の管理における責任を負うはずである。
政府及び協会による工期の管理に係る責任について、政府の認識を示されたい。また、政府及び協会は、「著しく短い期間を工期とする」工事が行われないよう、どのような対応を採ったか示されたい。
六 人手不足や資材高騰等を理由に、大手ゼネコンがパビリオン建設工事の契約に後ろ向きだっ

たため建設に遅れが生じ、吉村洋文大阪府知事及び横山英幸大阪市長が中小建設企業に協力を要請したことで建設が間に合ったとの報道がある。政府は、パビリオン建設が遅れていたと認識していたか示されたい。また、パビリオン建設の遅れにより工期が著しく短くなっていたと認識していたか示されたい。

七 複数のパビリオン建設現場において、通常、委託事業者が作成する労働安全書類(グリーンファイル)がない、建設業法により特定建設業者に作成が義務付けられている施工体系図がない、正確な設計図面がなく、当初予定されていた追加工事が現場で次々に口頭で発注されるなどの建設業法や労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)に違反すると思われる事案があったとの報道がある。政府は、このような事実を把握していたか示されたい。把握していた場合、どのような対応を採ったか示されたい。

八 マルタ館の工事は、委託事業者であるGLIベンツジャパン社(以下「GL社」という。)が確定図面や具体的な指示を出さなかったため難航した。しかし、GL社は二十四時間体制で働くことを求め、監視カメラで監視したとの報道がある。長時間労働の強要は、建設工事の注文者等が「施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならぬ。」と定める労働安全衛生法第三条第三項に違反すると考える。また、「サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、違法な長時間労働(労働時間等に関する規定の適

用除外となつている労働者については健康・福祉を害する長時間労働)をさせてはならない。」「サプライヤー等は、労働者にとって仕事と生活の調和のとれた労働環境の整備に配慮すべきである。」と定める調達コードにも違反すると考える。

政府は、労働法規等に違反する労働が行われたという事実を把握していたか示されたい。また、政府及び協会には、違法な労働が行われないよう監督し、指導する責任があると考え、パビリオン建設現場における労働法規等の違反について指導等を行った例はあるか示されたい。

九 GL社は外資系企業であり、マルタ館の工事の現場担当者が日本語を解さない外国人だった。現場での意思疎通が十分に行われなかったことが工事費の支払をめぐる争いの一因になったと考えられる。

大阪・関西万博参加国・海外企業と日本企業との間の意思疎通の支援(通訳の派遣等)について、政府はどのような方針を立てていたか示されたい。また、一般論として、委託事業者が通訳を確保しなかったことにより意思疎通が行われず、作業に不備が発生した場合、受託事業者がその責任を負うことはあるか示されたい。

十 工事費等の未払被害に遭つた受託事業者の中には、施工に携わつた証拠がなくなることを懸念し、大阪府解体工事業協会に対して、工事費の支払が完了するまで解体を中止するよう求める事業者もある。このような動きがある中、政府としてどのように対応する予定か示された

い。

十一 GL社は、マルタ館のほか、セルビア、ルーマニア、ドイツの計四館の委託事業者となったが、工事費等の未払は総額約六億七千万円に上り、四館とも訴訟に発展している。マルタ館建設に関わつた受託事業者の中には、GL社について「工程、品質、予算、すべてが管理できていない。」「日本で建物建設をマネジメントする能力は全くない」と実名告発した者もいる。GL社はアジア大会の会場運営及び横浜花博のパビリオン建築代行を受託している。アジア大会や横浜花博において大阪・関西万博と同様の工事費等の未払が発生しないよう、政府としてどのような対応を採る予定か示されたい。

十二 大阪・関西万博で工事費等の未払が発生した背景には、工事が多重委託構造になり、建設業の許可を受けていない事業者が中間に入り込んでいたことがある。受託事業者が被害を受けた場合に速やかに救済される仕組みを作ることが必要と考えるが、政府の見解を示されたい。右質問する。

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員ラサール石井君提出大阪・関西万博における工事費等の未払被害等の救済及び責任の明確に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員ラサール石井君提出大阪・関西万博における工事費等の未払被害等の救済及び責任の明確に関する質問に対する答弁書一について

令和七年四月十三日から同年十月十三日まで開催された国際博覧会(以下「博覧会」という。)に係る御指摘の「パビリオン建設」に関しては、博覧会の運営者である公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)と参加国との間で締結された参加契約書(以下「参加契約書」という。)第一条において、全ての参加国に対して、日本において適用される全ての法令を遵守することとされており、お尋ねの「工事費等の未払」を防ぐ一義的な責任は参加国にあるものと承知している。その上で、これまでも、博覧会協会は、博覧会国際事務局(以下「BIE」という。)において承認された特別規則第四号第十八条三に基づき、参加国の「パビリオン建設」における請負事業者等に法令等を遵守させることを全ての参加国に対して求めていると認識している。また、政府としては、博覧会協会及び地方公共団体と一体となつて、請負事業者等から相談を受け付ける体制を整備しており、引き続き、博覧会の会場の建設工事に係る個別の契約の問題解決に向けて後押ししていく。

二について

御指摘の「工事費等の未払被害」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。その上で、御指摘の「パビリオン建設」は、参加国がその責任にお

いて元請事業者を選定し、元請事業者と下請事業者との間で、工期、金額、作業内容などの条件について合意した上で実施されたものであるため、個別の契約の問題については、一義的には当事者間で解決がなされるべきものであると認識している。また、政府としては、博覧会協会及び地方公共団体と一体となって、請負事業者等から相談を受け付ける体制を整備しており、引き続き、博覧会の会場の建設工事に係る個別の契約の問題解決に向けて後押ししていく。

三について

御指摘の「本来受け取るはずであった工事費の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「代位弁済」は、令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(平成三十一年法律第十八号)に規定されておらず、博覧会協会がお尋ねの「代位弁済」を行うことは想定されていない。また、政府としては、お尋ねの「このような代位弁済を不可能とする」「法的根拠」について、網羅的にお答えすることは困難であるが、現時点において政府がお尋ねの「このような代位弁済を不可能とする」「法的根拠」は存在しないと考えている。その上で、二についてで述べたとおり、御指摘の「パビリオン建設」に係る個別の契約の問題については、一義的には当事者間で解決がなされるべきものであると考えているため、政府が、当事者間の合意に至っていない御指摘の「工事費等の未払」について、お尋ねの「代位弁済」を積極的に行う立場にはないと認識している。政府としては、博覧会協会及び地

方公共団体と一体となって、請負事業者等から相談を受け付ける体制を整備しており、引き続き、博覧会の会場の建設工事に係る個別の契約の問題解決に向けて後押ししていく。

四について

前段のお尋ねについては、令和七年十月七日の博覧会協会の臨時理事会において、「現時点の残額は六十八億円」と示されていると承知している。

後段のお尋ねについては、二についてで述べたとおり、御指摘の「パビリオン建設」に係る個別の契約の問題については、一義的には当事者間で解決がなされるべきものであり、政府及び博覧会協会が、当事者間の合意に至っていない御指摘の「工事費等の未払」に「同予備費」を「充てること」を積極的に行う立場にはないと認識している。その上で、政府としては、博覧会協会及び地方公共団体と一体となって、請負事業者等から相談を受け付ける体制を整備しており、引き続き、博覧会の会場の建設工事に係る個別の契約の問題解決に向けて後押ししていく。

五について

お尋ねの「工期の管理」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「工期」については、契約の当事者間の合意に基づくものであると認識しており、また、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十九条の五において、「注文者」は「著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない」と定められているため、御指摘の「パビリオン建設」に係る「工期」に

ついては、一義的には、参加国及び請負事業者等に責任があるものと承知している。その上で、参加契約書第一条において、全ての参加国に対して、日本において適用される全ての法令を遵守するよう求めており、その上で、博覧会協会は、参加国に対して、関連法令等を遵守するよう周知したと承知している。

六について

御指摘の「大手ゼネコンがパビリオン建設工事の契約に後ろ向きだったため建設に遅れが生じ」及び「中小建設企業に協力を要請したこと」が建設が間に合った」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、政府としては、お尋ねの「パビリオン建設」は、参加国がその責任において元請事業者を選定し、元請事業者と下請事業者との間で、工期、金額、作業内容などの条件について合意した上で実施されたものと承知しており、また、個別の参加国の「パビリオン建設」の工法等により、その「工期」は様々であり、一概にお答えすることは困難である。

七について

御指摘のような報道があったことは承知しているものの、お尋ねについては、その詳細な事実関係が明らかではないことから、お答えは差し控えたい。その上で、政府としては、参加契約書第一条において、全ての参加国に対して、日本において適用される全ての法令を遵守するよう記載されているものと承知しており、また、博覧会協会は、参加国に対して関連法令等を遵守するよう周知したと認識している。

八について

前段のお尋ねについては、その詳細な事実関係が明らかではないことから、お答えは差し控えたいが、後段のお尋ねについては、政府は、労働基準監督署において、労働基準関係法令違反がある場合には、その改善に向けて必要な指導を行っているが、個別の事業場に対する労働基準監督署の指導内容については、これを公にすることにより、労働基準関係法令を遵守させるための監督指導等の事務の性質上当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。なお、政府としては、御指摘の「パビリオン建設現場」において、博覧会協会等が巡回などを実施し、労働基準関係法令違反がないよう周知、要請等を行ったことを把握している。

九について

前段のお尋ねについては、御指摘の「パビリオン建設」においては、当事者間で「意思疎通」を行うべきものであり、その支援については、一義的には参加国に求められるものであると認識している。その上で、政府が御指摘の「日本企業」から「参加国・海外企業」との「意思疎通」に関連する相談を受けた際は、「参加国・海外企業」と直接対話するなどして、御指摘の「パビリオン建設」が円滑に進むよう支援を行ってきたと承知している。

後段のお尋ねについては、一般論として、通訳の確保や、お尋ねの「作業に不備が発生した場合」の責任の所在については、当事者間で協議すべきものと承知している。

十について

お尋ねの「このような動きの意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、BIEにおいて承認された特別規則第二号第九条四において、「参加者に割り当てられた区画は、別段の取決めを開催者と事前に締結していない限り、遅くとも二十六年四月十三日までには何もない原状に回復し立ち退き返還しなければならない」と義務付けられており、御指摘の「工事費の支払が完了するまで解体を中止する」か否かの判断は、一義的には、参加国及び御指摘の「解体」の工事の請負事業者等が行うものと認識している。その上で、御指摘の「解体」の工事の進捗にかかわらず、政府としては、博覧会協会及び地方公共団体と一体となつて、請負事業者等から相談を受け付ける体制を整備しており、引き続き、博覧会の会場の建設工事に係る個別の契約の問題解決に向けて後押ししていく。

十一について
お尋ねについて、第二十回アジア競技大会(二〇二六/愛知・名古屋及び愛知・名古屋二〇二六)アジアパラ競技大会に関しては、御指摘の「GL社」は、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会から、競技会場の設営及び運営に係る支援業務を受託していることと承知しており、「愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する件」(令和七年十一月二十六日衆議院文部科学委員会決議)の二において、「組織委員会から業務を受託した業者が更に当該業務を他の業者者に委託する場合など数次委託が行われ、又は見込まれる場合において当事者間における紛争の適切な予防・解決を確保するための措置を講ずるとともに、国民への情報公開・説明を行うことを、組織委員会に対して求めること」とされていることも踏まえ、適切に対応してまいりたい。

また、二〇二七年国際園芸博覧会に関しては、御指摘の「パビリオン建築代行を受託している」事実はないが、御指摘の「GL社」は、公益社団法人二〇二七年国際園芸博覧会協会(以下「協会」という。)が参加者に代わり仮設建築物の設計、建築等を行うサービスにおいて、仮設建築物を供給する事業者として、協会が認定した一社であると承知している。政府は、仮設建築物の供給に係る契約の当事者ではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、当該サービスについては、協会において適切に運用されるべきものであると考えている。

十二について
御指摘の「大阪・関西万博で工事費等の未払が発生した背景には、工事が多重委託構造になり、建設業の許可を受けていない事業者が中間に入り込んでいたことがある」の具体的に意味するところが明らかではなく、これを前提としたお尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、建設業法第三条第一項に基づき建設業の許可を行う国土交通大臣及び都道府県知事は、契約の当事者間で契約内容についての見解に相違がある場合には、同法等に基づき、当事者間での解決に向

けた必要な措置をとるよう促すこととしており、また、同法に違反する行為が確認された場合は、建設業の許可を行う同大臣及び都道府県知事において、必要な指導監督を行っているところである。

ミャンマー軍事政権が引き起こす人道問題への我が国の対応に関する質問主意書
ミャンマーでは、二〇二一年二月の国軍による軍事クーデター発生以降、武力衝突、空爆、無差別砲撃、放火、インフラの破壊等によって深刻な人道危機が発生している。国連難民高等弁務官事務所は、ミャンマーにおける国内避難民数について、二〇二五年十一月二十四日時点で約三百六十三万九千人と公表している。

ミャンマー軍事政権は、二〇二五年十二月二十八日から二〇二六年一月にかけて総選挙を実施する予定である。しかし、総選挙については、軍事政権を正当化するための「見せかけの選挙」にすぎないとの国際的な批判が高まっている。また、国連人権高等弁務官事務所は、軍事政権が市民に投票を強要しているとの懸念、白票や無効票を認め

ない電子投票装置や人工知能による監視システムが反政府派の特定に利用されるおそれがあるとの懸念を表明している。在日ミャンマー人活動家有志が十八歳以上の在日ミャンマー人一万五千百六十七人を対象に行つた世論調査では、回答者の九十九パーセントが「総選挙を受け入れない」と回答している。

て、平和的解決がより困難になるということを深刻に懸念しております。」と答弁した。政府は現在も同じ認識を継承していると考えてよいと示された。

三 前記の総選挙が実施され、新たな政権が誕生したとしても、我が国はその正当性を認めてはならないと考えるが、政府の認識を示された。

四 二〇二一年以降、我が国において難民認定申請を行ったミャンマー国籍者の人数、そのうち難民として認定された者の人数及び難民とは認定されなかったものの補完的保護対象者と認定された者の人数を年ごとに示されたい。

五 二〇二一年以降、我が国において補完的保護対象者認定申請を行ったミャンマー国籍者の人数及びそのうち補完的保護対象者と認定された者の人数を年ごとに示されたい。

六 二〇二一年以降、ミャンマー国籍であつて退去強制令書を発付された者の人数及びそのうち強制送還された者の人数を年ごとに示された。

七 前記の総選挙が実施され、新たな政権が誕生したとしても、完全な民政に移管されるわけではなく、国軍による人権侵害が収束するとは限らない。総選挙が終わったことを理由にミャンマーへの送還を進めてはならないと考えるが、政府の認識を示されたい。

八 ミャンマー政府は、二〇二三年九月一日以降、海外で就労するミャンマー人に対し、収入の二十五パーセントを本国に送金することを義務付けている。我が国で就労するミャンマー人

が本国に送金した総額について、政府は把握しているか示されたい。

九 ミャンマー政府は海外で就労するミャンマー人に対し、送金のみならず、所得税の納付も義務付けている。これらは、我が国で就労するミャンマー人にとっては過重な負担になっており、国軍にとつては外貨獲得手段になっていると指摘されている。政府は、我が国で就労するミャンマー人の収入の一部が、送金や納税によつて国軍の資金源になっている可能性について把握しているか示されたい。把握している場合、政府の認識を示されたい。

十 米国国土安全保障省は、ミャンマー出身避難民の政権による打ち切りを決めた理由について、「情勢が改善し安全に帰国できる」と判断したと説明している。政府は、ミャンマーの現在の情勢について、米国と同じ認識か、又は、まだ情勢は改善しておらず、安全に帰国できるとは言えないとの認識か、いずれか示されたい。

十一 トランプ政権による移民の受入れ停止やミャンマー出身避難民の一時保護打ち切りは、軍政下の本国に帰ることができないミャンマー出身者を命の危険にさらすことになる。我が国として、トランプ政権に方針転換を求めるときと考えるが、政府の認識を示されたい。

十二 政府は在留資格の更新手数料を大幅に引き上げる方針と報道されている。しかし、同手数料の引上げは、送金や納税によつて経済的に困窮しているミャンマー避難民を一層の困窮に追い込むと懸念される。手数料を払えないために在留資格を更新できず、非正規滞在になる人も

少なくないと考えるが、政府として救済策を考えているか示されたい。

右質問する。

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員ラサル石井君提出ミャンマー軍事政権が引き起こす人道問題への我が国の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員ラサル石井君提出ミャンマー軍事政権が引き起こす人道問題への我が国の対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「総選挙」に係る政府の認識については、令和七年十一月二十八日の衆議院外務委員会において、茂木外務大臣が「被拘束者の解放であつたりとか、当事者間の真摯な対話を始めとする政治的進展に向けた動きが見られないまま総選挙が実施されれば、ミャンマー国民によります更に強い反発を招いて平和的な解決がより困難になる、こういったことを深刻に懸念をいたしております。」と述べているとおりである。

三について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

四について

難民認定申請(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」と

いう。)第六十一条の二第一項の難民の認定の申請をいう。以下同じ。)を行ったミャンマー国籍の者の数は、令和三年が六百十二人、令和四年が二百九十八人、令和五年が三百二十四人及び令和六年が六百二十七人である。お尋ねの「そのうち難民として認定された者の人数及び難民とは認定されなかったものの補完的保護対象者と認定された者の人数」については、お尋ねのような形で統計をとつておらず、お答えすることは困難であるが、各年に補完的保護対象者認定申請に対して補完的保護対象者と認定した

五について

補完的保護対象者認定申請(入管法第六十一条の二第二項の補完的保護対象者の認定の申請をいう。以下同じ。)を行ったミャンマー国籍の者の数は、令和五年が零人及び令和六年が五人である。お尋ねの「そのうち補完的保護対象者と認定された者の人数」については、お尋ねのような形で統計をとつておらず、お答えすることは困難であるが、各年に補完的保護対象者認定申請に対して補完的保護対象者と認定した

ミャンマー国籍の者(審査請求における認定者を含む。)の数は、令和五年及び令和六年のいずれも零人である。

お尋ねの「ミャンマー国籍であつて退去強制令書を発付された者の人数」は、令和三年が十一人、令和四年が四人、令和五年が十三人及び令和六年が九人である。「そのうち強制送還された者の人数」については、お尋ねのような形での統計をとつておらず、お答えすることは困難であるが、令和三年以降に送還されたミャンマー国籍の者の数は、同年が十七人、令和四年が一人、令和五年が八人及び令和六年が四人である。

七について
お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、被退去強制者の送還先については、入管法第五十三条第三項に基づき、いわゆるノン・ルフールマンの原則が適用されること、出入国在留管理庁においては、送還先の国内情勢等を踏まえ、送還の実施について適切に判断している。八及び九については、政府として把握していない。

十について
御指摘の「米国土安全省」の「判断」の詳細については承知しておらず、また、お尋ねの「安全に帰国できる」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、最近のミャンマー情勢に関する政府の認識について

は、「緊急事態宣言解除を受けたミャンマー情勢について(外務大臣談話)(令和七年八月一日外務大臣談話)において、二千二十一年二月のクーデターから四年半が経つ今もなお、アウン・サン・スー・チー氏を含む多くの人々が拘束され、空爆を含む暴力が継続するなど、状況改善の兆しが見られない状況が継続している」と述べているとおりである。

十一について
お尋ねの「方針転換」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、お尋ねは、御指摘の「トランプ政権による移民の受入れ停止やミャンマー出身避難民の一時保護打ち切り」という、他国における入国の管理等に係る政策に関する事柄であることから、政府としてお答えすることは差し控えたい。

十二について
「強い経済」を実現する総合経済対策(令和七年十一月二十一日閣議決定)において、「二十六年年度中に主要国の水準や応益的要素等を考慮して在留関係手数料及び査証手数料の在り方を見直して引上げを実施することなどにより、増加する外国人の適正かつ円滑な受入れ、共生社会の実現に向けた受入環境整備、領事活動・外交実施体制の整備など、外国人との秩序ある共生社会の推進に向けた取組を強化する。」としているが、これを踏まえた具体的取組の内容については現在検討中であることから、お尋ねについて現時点でお答えすることは困難である。

原子力災害対策指針における屋内退避の運用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年十二月十二日

山本 太郎

参議院議長 関口 昌一殿

原子力災害対策指針における屋内退避の運用に関する質問主意書

一 原子力規制委員会が設置した「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」(以下「検討チーム」という。)の開催と同時並行的に、「屋内退避に関する情報共有連絡会」(以下「連絡会」という。)が開催されている。二〇二四年三月二十八日以降十一回にわたり開催された連絡会は、原子力規制庁(以下「規制庁」という。)と内閣府原子力防災担当(以下「内閣府」という。)のいずれが主催したものか示されたい。

規制庁主催である場合、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」における会議の原則公開の規定に抵触すると考えるが、政府の見解を示されたい。また、広域避難計画の策定を求められる原発三十キロメートル圏内の自治体の担当者は、同方針における「被規制者等」に該当するか政府の見解を示されたい。

内閣府主催である場合、連絡会において、規制庁の担当者が検討チームの検討内容や進捗状況を自治体の担当者に説明しているにもかかわらず、内閣府主催とする理由を示されたい。ま

た、原子力防災分野においては、規制行政上の利益相反とならないよう、避難計画の基本となる原子力災害対策指針の策定は原子力規制委員会、自治体による避難計画の策定支援は内閣府と役割を分けてきたと認識している。連絡会の実施体制は利益相反に当たると考えるが、政府の見解を示されたい。

二 二〇二五年十月三日に改定された原子力災害対策指針によれば、「屋内退避の継続のためには、医療品等も含めた支援助物資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要となることに留意する必要がある。」「屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものである。」とされている。また、規制庁が二〇二五年十一月五日に原子力規制委員会に提出した「防護措置としての屋内退避の考え方及びその運用について(案)」によれば、「屋内退避中の生活の維持に最低限必要となるライフライン管理者・民間事業者の活動は、屋内退避が有効に機能するために重要なものであり、それらの者の活動は屋外での活動であっても継続されることが必要である。」「屋内退避中の生活の維持に最低限必要とまではいえないものの、屋内退避が有効に機能するために有益な、屋内退避中の住民の生活を支える民間事業者の活動も、地域の状況によっては活動の継続が期待される。」とされている。さらに、原発等の立地道県が設立

した原子力発電関係団体協議会は二〇二五年十一月、「屋内退避中の住民生活維持のために必要な民間事業者等の活動について、関係省庁から関係団体等に対して具体的な運用も含めた協力依頼を行うなど、関係自治体の体制整備・運用の支援に省庁横断的に取り組むこと。」との要請を含む「原子力発電等に関する要請書」を原子力規制委員会等に提出した。

屋内退避の継続のためには、住民生活を支えるライフライン管理者や民間事業者の事業継続が不可欠だが、事業継続を義務付ける法的根拠は存在しない。そのため、民間事業者等に対して、原子力災害対策指針の改定の周知及び事業継続の要請を行う必要があると史料するが、政府の見解を示された。当該周知及び要請の必要があると認識している場合、その担当省庁を根拠と併せて示されたい。
右質問する。

令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員山本太郎君提出原子力災害対策指針における屋内退避の運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出原子力災害対策指針における屋内退避の運用に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「主催した」の具体的に意味すること

ろが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「二〇二四年三月二十八日以降十一回にわたり開催された」屋内退避に関する情報共有連絡会（以下「情報共有連絡会」という。）については、御指摘の「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」（以下「検討チーム」という。）の各会合の前後において、原子力規制庁が各地方公共団体における原子力防災の担当者を対象として開催し、同庁より検討チームにおける議論の内容を当該担当者に説明しているものである。

また、情報共有連絡会は、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」（平成二十四年九月十九日原子力規制委員会決定。以下「透明性確保方針」という。）において公開することを定めている「委員会で行われる規制の内容について議論する会議」及び「被規制者等との間で行われる規制に関連する内容及び手続の議論並びに原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織等」として別表一に掲げるもの・・・との間で行われる委員会の所掌事務に関連する内容の面談のいずれにも該当しないため、「会議の原則公開の規定に抵触する」との御指摘は当たらない。さらに、「透明性確保方針別表二の注三において、「被規制者等」とは、原子力等規制法の規制対象となる者（原子力設置者、原子力に係る加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定める核燃料物質使用者）、原子力設備の製造事業者並びにそれらの子会社及びそれらの団体（電気事業連合会等）をいう」としており、お尋ねの「広域避難計画の策定を求められる原発三十キロメートル圏

内の自治体の担当者」は、「同方針における「被規制者等」に該当しない。

二について

お尋ねの「民間事業者等に対して」を行う「原子力災害対策指針の改定の周知」については、例えば、令和七年十月の原子力災害対策指針（令和六年原子力規制委員会告示第八号）の改正に当たっては、原子力規制庁では、原子力規制委員会ウェブサイトに掲載するとともに、官報により、御指摘の「民間事業者等」も含め国民に周知を実施したところである。また、お尋ねの「民間事業者等に対して」「事業継続の要請を行う必要」については、当該改正を踏まえた具体的な対応に関しては、各地域の地域原子力防災協議会の枠組みの下等で、地域の実情に応じて検討されているものと承知している。

原子力防災に係る緊急時対応の了承取消し等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月十二日

山本 太郎

参議院議長 関口 昌一殿

原子力防災に係る緊急時対応の了承取消し等に関する質問主意書

私は令和七年三月十七日の参議院予算委員会において、「実効性ある避難計画は原発政策の最低限の前提条件だと国民に約束いただけませんしよ

うか。」と質疑した。これに対し、石破茂内閣総理大臣（当時）は、「避難計画が実効性を持たなければ原発の稼働というものはあつてはならないものだということはよく承知をいたしております。」と答弁し、実効性ある避難計画が原発稼働の前提であることを認めた。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 石破内閣総理大臣（当時）の答弁が示す実効性ある避難計画とは、原子力防災会議で了承された各地域の緊急時対応と同一という趣旨か示されたい。異なる場合、同答弁で示した実効性ある避難計画の定義を示されたい。

二 各地域の緊急時対応を原子力防災会議が了承する手続の根拠法令を示されたい。また、同了承の法的効力の有無を示されたい。

三 原子力防災会議で了承済みの緊急時対応について、後に実効性がない又は乏しいことが判明し、了承を取り消された事例があるか示されたい。事例がない場合、緊急時対応に関する過去の政府答弁において繰り返されてきた「不断の見直し」とは、了承を取り消さずに実効性の改善を進めていくという趣旨か。実効性がないことを指摘された緊急時対応について、了承を取り消さないまま内容を改善すればよいとする根拠法令と併せて示されたい。

四 原子力防災会議で了承済みの緊急時対応について、実効性がない又は乏しいことが判明した場合、了承の取消しが必要と考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員山本太郎君提出原子力防災に係る緊急時対応の了承取消し等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出原子力防災に係る緊急時対応の了承取消し等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、令和七年三月十九日の参議院予算委員会において、石破内閣総理大臣(当時)が「原子力防災会議に至るプロセスで了承されました地域の避難計画を含みます緊急時対応がない中で原発の再稼働が進むということとは実態としてあり得ないと考えておる」と答弁しているとおりであります。

二について

前段のお尋ねについては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第三十四条第一項の規定に基づき中央防災会議が作成する防災基本計画(以下「防災基本計画」という。)において、「国(内閣府、関係省庁)、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応(以下本編において「緊急時対応」という。))が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとす。内閣府は、原子力防災会議の了承を求める

ため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。」とされているとおりである。

後段のお尋ねについては、「法的効力」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、原子力防災会議において了承された御指摘の「各地域の緊急時対応」は、適切に運用されるものと承知している。

三及び四について

お尋ねの「原子力防災会議で了承済みの緊急時対応」については、「了承を取り消された事例」は存在しない。また、お尋ねの「不承の見直し」の「趣旨」については、防災基本計画において、「国(内閣府、関係省庁)、地方公共団体等は、地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図る」といった「趣旨」である。また、御指摘の「了承を取り消さないまま内容を改善すればよいとする根拠法令」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「緊急時対応」は、その時点において、原子力災害対策指針(令和六年原子力規制委員会告示第八号)等に照らして具体的かつ合理的であることが地域原子力防災協議会において確認され、その上で、原子力防災会議において了承されたものであり、「実効性」については、継続的な研修や訓練等を通じて、住民を含めた関係者

の災害対応能力や理解度の維持向上に努めること等により、継続的に維持向上させていくものと考えている。

竹中平蔵氏の叙勲に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年十二月十二日

山本 太郎

参議院議長 関口 昌一殿

竹中平蔵氏の叙勲に関する質問主意書

私は令和七年十一月六日の参議院本会議において、竹中平蔵氏の旭日大綬章の受章について、竹中氏が大臣として進めた施策は功績とは認め難い面があるとの観点から、「小泉内閣の一員として製造業にも労働者派遣を解禁。非正規労働者をどんどん増やすことにも尽力。結果、非正規は労働者の約四割になり、正規雇用との賃金格差は三百二十八万円に広がった。労働者は不安定に。未婚化、少子化は深刻に。喜んだのは資本側のみ。ほかにも、総額三十兆円以上の資産価値を持つ日本企業を一部以下の価格で米国の投資会社などに債権を売り払った必要な不良債権処理。アメリカからの強い要請を受け、更に推進したのが竹中氏。総理が思う竹中さんの功績は。」と質疑した。これに対し、高市早苗内閣総理大臣は、「ちなみに、この秋の叙勲でございますが、石破内閣で閣議決定されたものでございますので、私は竹中平

蔵氏の功績書を持つているわけではございませんが、竹中平蔵氏は、小泉内閣の経済財政政策担当大臣として、我が国の経済再生に貢献された、金融担当も兼務して金融システムの安定強化などに尽力されたと承知をいたしております。また、総務大臣も歴任されましたので、五年以上の長きにわたつて閣僚として貢献されたと認識をしております。」と答弁し、竹中氏の叙勲は石破内閣で閣議決定されたと強調した。

一方、私の照会に対し、内閣府賞勲局は令和七年十一月十三日、過去十年間で閣議決定後に春秋叙勲を取り消した事例は二十八件あると回答した。その内訳は、候補者の死亡が判明したことによるものが十二件、候補者側に生じた事情により、推薦省庁から取下げの申出があったことによるものが十五件、事務誤りによるものが一件であった。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 過去の事例を踏まえれば、閣議決定後であっても叙勲の内定を取り消すことは可能である。竹中氏の叙勲について、高市内閣は取消しの必要性を検討したか示されたい。検討していない場合、その理由を示されたい。

二 竹中氏が叙勲にふさわしい人物でないことは、令和七年十一月六日の参議院本会議において既に指摘した。今からでも、竹中氏の叙勲を取り消すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。取消しの必要がないと考える場合、その理由を示されたい。

右質問する。

令和七年十二月二十六日 参議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員山本太郎君提出竹中平蔵氏の叙勲に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出竹中平蔵氏の叙勲に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの趣旨及び御指摘の「叙勲の内定を取り消す」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、個別の叙勲に関する事柄であり、お答えすることは差し控えたい。

福島第一原子力発電所に係る政令改正の影響に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月十二日

山本 太郎

参議院議長 関口 昌一殿

福島第一原子力発電所に係る政令改正の影響に関する質問主意書

原子力規制委員会は平成二十四年十一月七日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)に設置される全ての発電用原子炉施設を特定原子力施設に指定した。しか

し、福島第一原発の原子炉施設に対しては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和三十二年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)の規定が全て適用されるのではなく、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令」(平成二十五年政令第五十三号。以下「政令」という。))によって適用される規定が定められている。令和二年四月一日に改正された政令では、原子炉等規制法の「第十二条の六第三項から第七項まで並びに法第六十一条の二の二の規定並びにこれらの規定に係る罰則」が適用除外となつた。

令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員山本太郎君提出福島第一原子力発電所に係る政令改正の影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出福島第一原子力発電所に係る政令改正の影響に関する質問に対する答弁書

一の前段について

原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下「法」という。)第六十四条の二第一項の規定に基づき、東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)を保安又は特定核燃料物質の防護につき特別の措置を要する施設(以下「特定原子力施設」という。)として指定し、同条第二項の規定に基づき、東京電力に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して当該特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施するための計画(以下「実施計画」という。)の提出を求め、法第六十四条の三第一項の規定に基づき、実施計画の認可を行い、また、同条第七項の規定に基づき、福島第一原発の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が当該実施計画に従って行われているかどうかについて検査(以下「実施計画検査」という。)を行い、これらの措置が適切に実施されているこ

とを確認している。さらに、法第六十四条の四において、「特定原子力施設については、その実施計画による保安又は特定核燃料物質の防護のための措置の適正な実施が確保される場合に限り、政令で定めるところにより、この法律の規定の一部のみを適用することとすることができる」と規定されている。

その上で、お尋ねについては、通常、発電用原子炉の廃止に当たっては、法第四十三条の三の三十四第二項に規定する廃止措置計画に基づく措置をとる必要があるところ、特定原子力施設である福島第一原発については、前述のとおり、実施計画に基づき、これと共通する措置をとることとなることに加え、実施計画検査及び法第七十八条第二十五号の二の規定による罰則により、法第六十四条の四に規定される保安又は特定核燃料物質の防護のための措置の適正な実施が確保されていると考えたためである。

二の前段について

お尋ねについては、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十五号)第三条の規定により新たに導入された、現行の法第六十一条の二に規定する検査と、従来福島第一原発において実施されていた実施計画検査との重複を避けるためである。

一の後段及び二の後段について

御指摘の「福島第一原発に係る計画変更や申請・認可手続」及び「原子力規制庁及び原子力規制委員会のチェックや関与」の具体的に意味す

るところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「政令改正」の後も、引き続き、原子力規制委員会は法第六十四条の第三第二項、第七項及び第八項の規定に基づき、実施計画の変更の認可及び実施計画検査を行っており、「政令改正」により、当該認可及び当該実施計画検査に係る手続は変わっていない。

台風被害を受けた八丈島の事業再建支援に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月十二日

山本 太郎

参議院議長 関口 昌一殿

台風被害を受けた八丈島の事業再建支援に関する質問主意書

私は、令和七年十二月五日の参議院災害対策及び東日本大震災復興特別委員会において、令和七年台風第二十二号及び台風第二十三号(以下「台風」という。)による被害を受けた八丈島の事業再建支援に関して、「八丈島の災害で苦しむ事業者に二重ローン解消の救済策、お願いしたいんです。」「東日本大震災の二重ローン救済策と同じようなスキーム、事業者を救うということで至急検討お願いできないですか。」と質疑した。これに対し、あかま二郎内閣府特命担当大臣(防災)は、「内閣府防災としてそれを賜うことができるかどうかを含めて丁寧に議論をしていきたいと思いません。」と答弁した。また、「防災担当大臣、困って

いる事業者には、まず数か月、半年間でもいい、事業継続できるための給付金を出せるように総理に御相談いただけないですか。」との質疑に対しては、「政府・与党として、また与党内にはそれぞれのそうしたセクションとしての政調機能がありますので、そうしたところとも相談しながら考えたいと思います。」と答弁した。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 前記の質疑で私が求めた「八丈島の災害で苦しむ事業者に二重ローン解消の救済策」について、その後、あかま内閣府特命担当大臣は議論した結果、どのような結論を出したか示されたか。結論が出ていない場合、いつまでに結論を出すか、どのような形で結論を示すか、見通しを示されたい。

二 前記の質疑で私が求めた「困っている事業者に、まず数か月、半年間でもいい、事業継続できるための給付金」について、その後、あかま内閣府特命担当大臣は政府・与党のどのような相手と相談をしたのか示されたい。

三 台風による被害を受けた事業者の事業継続のために、返済不要で用途を限定しない給付金を支給する考えがあるか示されたい。支給する考えがない場合、その理由を示されたい。

四 前記の質疑で私は「事業継続できるための給付金を出せるように総理に御相談いただけないですか。」と求めたが、あかま内閣府特命担当大臣が「総理に相談する」と答弁しなかった理由を明確に示されたい。

右質問する。

令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員山本太郎君提出台風被害を受けた八丈島の事業再建支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出台風被害を受けた八丈島の事業再建支援に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の「東日本大震災の二重ローン救済策と同じようなスキーム」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、被災した事業者等への支援については、被災地のニーズや地域ごとの特性等に応じた適時適切な支援策を講じていくことが重要であり、令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号。以下「激甚災害法」という。)に基づく支援策等を講じているところ、東日本大震災への対応として実施した債権買取り等の措置を講ずる予定はない。

二 について

御指摘の「事業継続できるための給付金」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年十二月五日の参議院災害対策及び東日本大震災復興特別委員会における山本太郎委員の質問における「返済を求めず、保険等への加入要件がなく、用途を限定しない事業再建のための支援」について、同日以降、内閣府において、関係省庁と協議を行った。

三 について
被災した事業者に対しては、激甚災害法に基づく支援策等、被害の状況に応じた事業継続のための支援を講じていることから、お尋ねの「返済不要で用途を限定しない給付金を支給すること」は考えていない。

四 について

御指摘の「事業継続できるための給付金」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、一義的には、内閣府及び関係省庁においてその内容を検討すべきものであることから、お尋ねのように「総理に相談する」とは答弁しなかったものである。

要件がなく、用途を限定しない事業再建のための「支援」について、同日以降、内閣府において、関係省庁と協議を行った。

三 について

被災した事業者に対しては、激甚災害法に基づく支援策等、被害の状況に応じた事業継続のための支援を講じていることから、お尋ねの「返済不要で用途を限定しない給付金を支給すること」は考えていない。

四 について

御指摘の「事業継続できるための給付金」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、一義的には、内閣府及び関係省庁においてその内容を検討すべきものであることから、お尋ねのように「総理に相談する」とは答弁しなかったものである。

は答弁しなかったものである。

公用車に搭載されたカーナビのNHK受信料に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月十五日

石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

公用車に搭載されたカーナビのNHK受信料に関する再質問主意書

私は「公用車に搭載されたカーナビのNHK受信料に関する質問主意書(第二百十九回国会質問第六〇号。以下「質問主意書」という。)において、

「政府機関が所有する公用車に搭載されたカーナビで、受信料が支払われていないものがあるか示されたい。ある場合、その台数と未払受信料の総額を示されたい。」と質問した。政府は答弁(内閣参質二一九第六〇号)において、「放送法(昭和二十五年法律第三十二号。以下「法」という。)第六十四条第一項に規定する受信契約が日本放送協会(以下「協会」という。)と締結されていないため「受信料が支払われていないもの」として、確認できるものはない。」と答弁した。

一方、質問主意書を提出した令和七年十二月三日時点において、環境省新宿御苑管理事務所がテレビ放送の受信が可能なカーナビ(以下「カーナビ」という。)を搭載した公用車を一台保有し、NHK受信料(以下「受信料」という。)が未払であったとの告発メールが届いた。同メールによれば、同月五日、遡ってNHKと受信契約したとのことである。

以上を踏まえて、以下質問する。
一 十二月三日時点における、各府省本府省及び外局の内部部局が所有する公用車に搭載されたカーナビの台数を示されたい。そのうち、NHKとの間で放送法第六十四条第一項に規定する受信契約を締結していなかった台数を示されたい。また、前記の受信契約を締結していなかった台数について、遡って契約した場合に支払うこととなる受信料の総額を示されたい。
二 十二月三日時点において、新宿御苑管理事務所が所有していた公用車の台数、そのうち、NHKと未契約のカーナビを搭載していた公用車

の台数を示されたい。また、十二月三日以降にNHKと受信契約したカーナビがある場合、その数も示されたい。

三 各府省本府省及び外局の内部部局が所有する公用車に搭載されたカーナビのうち、十二月三日以降にNHKと受信契約した台数を示されたい。あわせて、受信契約の結果、遡って支払うこととなった受信料の総額を示されたい。
右質問する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出公用車に搭載されたカーナビのNHK受信料に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出公用車に搭載されたカーナビのNHK受信料に関する再質問に対する答弁書

一及び三について

お尋ねの「各府省本府省及び外局の内部部局が所有する公用車に搭載されたカーナビ」の「台数」については、現時点で確認できる限りでは、令和七年「十二月三日時点」において、九百十一台であつて、このうち、お尋ねの「NHKとの間で放送法第六十四条第一項に規定する受信契約を締結していなかった「カーナビ」の「台数」は、現時点で確認できる限りでは、同年「十二月三日時点」において、三台である。また、

当該三台についてのお尋ねの「遡って契約した場合に支払うこととなる受信料の総額」は七万四千三百六十四円である。また、当該三台以外に、同年「十二月三日以降にNHKと受信契約」を締結したものは、現時点で確認できる限りではなく、当該三台については、既に「受信契約」が「締結」され、「受信料」は支払済みである。なお、先の質問主意書(令和七年十二月三日提出質問第六〇号)に対する答弁の時点で確認できた限りでは、先の答弁書(令和七年十二月十二日内閣参質二一九第六〇号)一について「受信契約が日本放送協会・・・と締結されていないため「受信料が支払われていないもの」として、確認できるものはない」とお答えしていたところ、当該三台のうち、一台については、その時点で「受信契約」の「締結」が確認されていたが、今回、改めて確認し、確認できる限りで、二台についても、同「受信契約」が日本放送協会・・・と締結されていないため「受信料が支払われていないもの」として確認されたものである。

二について

お尋ねの令和七年「十二月三日時点」において、「新宿御苑管理事務所が所有していた公用車の台数」は、八台であり、このうち、「NHKと未契約のカーナビ」を搭載していた公用車の台数は、一台である。また、お尋ねの「十二月三日以降にNHKと受信契約したカーナビ」の「数」は、一台である。

ミャンマー国民和解担当日本政府代表の国民和解における実績に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
令和七年十二月十六日
伊勢崎賢治

参議院議長 関口 昌一殿

ミャンマー国民和解担当日本政府代表の国民和解における実績に関する質問主意書
私が提出した「ミャンマー国民和解担当日本政府代表の基本姿勢に関する質問主意書」(第二百十九回国会質問第四四号)に対する答弁(内閣参質二一九第四四号)において、政府は「政府としては、お尋ねの「国民和解」の実現に参加すべき「当事者」に御指摘の「NUG」は含まれると考えている。」と答弁した。これにより、「国民和解の実現に参加すべき「当事者」にNUGが含まれることを理解した。

以上を踏まえ、以下質問する。
一 ミャンマー国民和解担当日本政府代表は、NUGとの間で、どのような交渉をしてきたか。
ミャンマー国民和解担当日本政府代表がこれまでNUGに接触していないとすれば、その理由は何か。
二 ミャンマー国民和解担当日本政府代表に対し、現在、政府はどのような役割を与えているか。

右質問する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員伊勢崎賢治君提出ミャンマー国民和解担当日本政府代表の国民和解における実績に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一 参議院議員伊勢崎賢治君提出ミャンマー国民和解担当日本政府代表の国民和解における実績に関する質問に対する答弁書

二 一について
お尋ねについては、政府として、これまで様々な関係者とやり取りを行ってるところ、お尋ねの「ミャンマー国民和解担当日本政府代表」がどのような関係者とやり取りを行っていかを含め、個別のやり取りについて明らかにすることにより、関係者との今後のやり取りに支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

三 二について
お尋ねについては、参議院議員石橋通宏君提出ミャンマー国民和解担当日本政府代表に関する質問に対する答弁書(令和六年六月二十八日内閣参質二一三第一八三号)二について述べたとおり、「ミャンマー国民和解に関し、関係国政府等と交渉すること」である。

四 難民認定を受けたトランスジェンダー当事者の在留カードの性別記載変更に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月十六日

ラサール石井

参議院議長 関口 昌一殿

問主意書
難民認定を受けたトランスジェンダー当事者の在留カードの性別記載変更に関する質問主意書

ジェンダーアイデンティティや性的指向を理由とする迫害を出身国で受けた者が、日本に逃れて難民申請をする事案が増えている。法務省出入国在留管理庁(以下「入管庁」という)は二〇二三年三月、「難民該当性判断の手引」を公表し、「性的マイノリティであることに関連する迫害」及び「ジェンダーによる差別的取扱いに関連する迫害」を難民認定の判断要素として明示した。しかし、難民認定を受けたトランスジェンダー当事者出生時に外性器等の外見的特徴に基づいて割り当てられた性別とジェンダーアイデンティティが一致しない者が、日本で在留カードの性別記載を変更できない問題が発生している。

五 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成十五年法律第百十一号。以下「性同一性障害特例法」という)第三条では、「その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えている」等に該当する性同一性障害者の請求により、家庭裁判所は「性別の取扱いの変更の審判をすることができる。」としている。また、第四条では、性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、戸籍における性別の記載を変更することができ、これをもって性別の変更が公証されたこととなる。しかし、戸籍を持たない者は、医

師による性同一性障害又は性別不合の診断を受け、ホルモン投与又は外科的処置による体つきの変化があっても、在留カードの性別記載を変更する法的手段を持たない。このため、職場や地域社会において、性自認と在留カードの性別記載の不一致を理由とした差別的取扱いや不利益を受ける事例が生じている。例えば、トイレ・更衣室などの利用や雇用契約書・健康保険証の性別欄の記載に困難が生じている。このような事態が積み重なり、雇用の継続が困難になるケースが報告されている。

六 前記のとおり、政府は「性的マイノリティであることに関連する迫害」及び「ジェンダーによる差別的取扱いに関連する迫害」を難民認定の判断要素と明示している。また、我が国は、難民の地位に関する条約(以下「難民条約」という)に加入している。そのため、政府は、トランスジェンダー当事者がジェンダーによる差別的取扱いを受けないように制度を改善する責務を負っていると考える。在留カードの性別記載の変更をめぐる制度的空白を放置すれば、難民保護の実効性が損なわれるとの問題意識から、以下質問する。

七 一 在留カードに性別を記載する法的根拠を示されたい。
二 在留カードに記載することができる性別の種類を示されたい。
三 性同一性障害特例法に定める性別の取扱いの変更の審判に係る請求権について、在留カードを身分証明書とする者への適用又は準用を検討したことがあるか示されたい。検討したことが

ある場合、検討の経過を具体的に示されたい。
四 在留カードを身分証明書とする者が医師による性同一性障害又は性別不合の診断を受けた場合、これを根拠に在留カードの性別記載の変更を家庭裁判所又は入管庁に請求することは可能か、政府の認識を理由とともに示されたい。
五 難民認定されたトランスジェンダー当事者の在留カードの性別記載をジェンダーアイデンティティに基づくものとする運用に変更することについて、政府の見解を示されたい。また、この点について、カナダ、オーストラリア、ドイツ等で導入されている制度運用をどのように把握しているか、政府の認識を示されたい。

六 難民認定された性的マイノリティ当事者に対する差別防止及び合理的配慮に関する研修やマニユアル作成について、公共職業安定所や地方公共団体の就労支援窓口等における実施状況を示されたい。
七 身分証明書の性別記載をジェンダーアイデンティティに合致するものに変更できないことは、市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約・ICCPR)第二十六条や難民条約第一条、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)及び性的指向と性同一性に関わる国際人権法の適用に関する原則(シヨグジャカルタ原則)等の趣旨に反するおそれがあると考え、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員ラサール石井君提出難民認定を受けたトランスジェンダー当事者の在留カードの性別記載変更に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員ラサール石井君提出難民認定を受けたトランスジェンダー当事者の在留カードの性別記載変更に関する質問に対する答弁書

一について

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第十九条の四第一項第一号は、在留カードの記載事項の一つとして「性別」を規定している。

二について

お尋ねについては、「入国・在留審査要領」(平成十五年九月十日付け法務省管在第五千三百二十九号法務省入国管理局長通知。以下「審査要領」という。)において、「旅券の身分事項欄に記載された情報を表記する。ただし、旅券に男女以外の性別である「X」が記載されている場合、在留カードの性別の表記は空欄とし、裏面余白部分に「旅券上の性別表記はXである」と記載する。」としておりである。

三について

お尋ねの「性同一性障害特例法に定める性別の取扱いの変更の審判に係る請求権」について、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関

する法律(平成十五年法律第百一十一号)においては、同法第三条第一項に規定する審判(以下「性別変更審判」という。)の申立ての要件として、国籍の要件は規定されていない。その上で、仮に、「在留カードを身分証明書とする者」が性別変更審判の申立てをした場合には、当該申立てを受けた家庭裁判所において、我が国の裁判管轄の有無等について、個々の事案に応じて慎重に検討した上で判断されるものと承知しているが、政府として、「在留カードを身分証明書とする者」による性別変更審判に係る当該管轄の有無等について、具体的に検討しているものではない。

四について

外国人は、入管法第十九条の十第一項において、性別を含む在留カードの記載事項に変更を生じたときは、出入国在留管理庁長官に対し、変更の届出をしなければならないとされているところ、二についてでお答えしたとおり、御指摘の「在留カードの性別記載」については、審査要領において「旅券の身分事項欄に記載された情報を表記することとしており、御指摘の医師による性同一性障害又は性別不合の診断を受けた」ことのみをもって、同項に規定する「変更を生じたとき」に当たるとはしていないが、外国人は、性別の記載が変更された新たな旅券の発給等を受けた上で、同庁長官に対し、在留カードの性別の記載の変更の届出を行った場合、同項に規定する「変更を生じたとき」に当たるとして、性別の記載が変更された新たな在留カードの交付を受けることができる。

また、審査要領において、「提出された資料のみでは在留カードの記載事項を変更すべき事由があることの立証が不十分と判断される場合は、・・・改めて所要の立証資料の提出を求め、又は必要に応じて入管法第十九条の三十七の規定に基づく事実の調査等を実施することとしており、外国人が、御指摘の「在留カードを身分証明書とする者が医師による性同一性障害又は性別不合の診断を受けた場合」で、その者が新たな旅券の発給等を受けることができないような例外的な場合には、同庁は、前記の所要の立証資料の提出を求めるなどした上、個別具体的な事案に応じて、同項に規定する「変更を生じたとき」に当たるかどうかを判断することとしている。

五について

お尋ねの「ジェンダーアイデンティティに基づくものとする運用」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「在留カードの性別記載」については、二についてでお答えしたとおり、旅券に男女以外の性別が記載されている場合には、その旨を記載しており、また、四についてでお答えしたとおり、入管法第十九条の十第一項の規定により出入国在留管理庁長官に対し、性別を含む在留カードの記載事項の変更の届出を行うことが可能であることから、これらの取扱いを変更することは考えていない。

また、お尋ねの「カナダ、オーストラリア、ドイツ等で導入されている制度運用」については、政府として把握していない。

六について

御指摘の「研修やマニキュアル作成」の対象が必ずしも明らかではないが、「公共職業安定所」や「地方公共団体」の職員における「性的マイノリティ当事者に対する差別防止及び合理的配慮」に係る理解の増進のための取組として、例えば、「公共職業安定所」に係る「研修やマニキュアル作成」については、厚生労働省において、都道府県労働局に対して「LGBT等の性的マイノリティに対する理解と適切な対応に関する周知について」(令和二年十二月十八日付け厚生労働省職業安定局首席職業指導官室長補佐(職業紹介担当)事務連絡)を発出し、御指摘の「性的マイノリティ」について職員が正しく理解することにより、「難民認定された性的マイノリティ当事者」を含めた求職者に適切な対応が行われるように、同省において作成した職員向けのリーフレットを研修において活用するよう通知しているところであるが、当該リーフレットを用いた研修等に係るお尋ねの「実施状況」は把握していない。

また、「地方公共団体」に係る「研修やマニキュアル作成」については、総務省において、都道府県等に対して「地方公共団体における各種ハラスメント対策の一層の徹底について」(令和六年十二月二十六日付け総務省第三十七号総務省自治行政局公務員部長通知)を発出し、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律・・・」が施行されたことを踏まえ、「①事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用

管理上講ずべき措置等についての指針・・・に

認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となる「指示されていること」、②事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針・・・において、パワーハラスメントに該当すると考えられる例として、「相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと」及び「労働者の性的指向・性自認(略)等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること」が明記されていること」について、改めて認識し、適切に対応いただきたい」と示しているところであるが、これを踏まえて各都道府県等が行う研修等に係るお尋ねの「実施状況」は、政府として把握していない。

七について
御指摘の「身分証明書」には様々なものがあり、また、「ジェンダーアイデンティティに合致するものに変更できない」及び「趣旨に反するおそれ」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、さらに、「ジヨグジャカルタ原則」は、法的拘束力を有する国際約束ではないところ、例えば、在留カードにおける「性別記載」に係る取扱については、五についてでお答えしたとおりであり、このような取扱いは、お尋ねの条約に違反するものではないと考

えている。

高市政権の外国人政策の在り方等に関する質問主意書
閣下は、右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年十二月十六日
ラサール石井
参議院議長 関口 昌一殿

高市政権の外国人政策の在り方等に関する質問主意書
高市早苗内閣総理大臣は二〇二五年十一月四日、「外国人との秩序ある共生社会の実現について」という内閣総理大臣指示を出した。同指示では、既存ルールの遵守・各種制度の適正化として、「不法滞在者ゼロプランの強力な推進」、「在留資格の審査の厳正な運用(納税状況等の活用を含む)と在留資格の在り方・帰化の厳格化の検討」、「国保料、医療費(入国前の民間医療保険への加入の検討を含む)、児童手当、就学援助、外国人留学生・外国人学校に対する支援をはじめとする各種制度・運用の見直し・適正化の推進」、「入管庁と市区町村又は関係行政機関との情報連携の推進」、「査証手数料と在留許可手数料について、主要国の水準等を踏まえた見直し」等が示されている。

これを受け、政府は、外国人の国民健康保険料(保険税を含む。以下「国保料」という。)の滞納状況を把握して在留資格審査に活用する、在留資格の更新手数料を大幅に引き上げる等の施策を検討していること報道されている。こうした施策が日本

で暮らす外国人の生活と人権を脅かすことを深く

憂慮し、以下質問する。

一 「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」(以下「ゼロプラン」という。)について、出入国在留管理庁は二〇二五年十月十日、同年八月までの実施状況を公表した。九月以降に強制送還された人数について、国籍別の速報値を示されたい。統計がない場合、新たに統計を取って示されたい。

二 政府は、ゼロプランの推進に当たり、強制送還する人数について各月の目標を設定しているか示されたい。

三 ゼロプラン発表以降に強制送還された者のうち、収容中・監理措置中・仮放免であった者の人数を、月別・国籍別に示されたい。統計がない場合、新たに統計を取って示されたい。

四 ゼロプラン発表以降に強制送還された者のうち、実刑判決を受けた者の人数を、月別・国籍別に示されたい。統計がない場合、新たに統計を取って示されたい。

五 現時点におけるゼロプランの実施状況について、政府の評価を示されたい。また、今後、送還のペースを上げる必要があると認識しているか示されたい。

六 厚生労働省は、外国人の国保料の納付率が六十三パーセントであったとの調査結果を公表したと報道されているが、どのような調査を行ったのか示されたい。また、百五十の市区町村を対象にしたとされているが、その市区町村の名称及び調査対象に選んだ理由を示されたい。

七 国保料を滞納している外国人に関する情報提供を行う取決めを出入国在留管理庁との間で締結した地方公共団体が存在すると承知している。現時点で同取決めを締結した地方公共団体の数を示されたい。また、政府は、地方公共団体に対し、国保料を滞納している外国人に係る情報提供を促す通知を发出したことがあるか示されたい。发出したことがある場合、その内容を示されたい。

八 国保料の滞納者に係る情報提供を行う法的根拠を示されたい。

九 国保料を一定期間滞納した外国人の在留資格の更新を認めない場合、滞納者は不法残留になると考えられる。こうした外国人も強制送還の対象となり得るか、政府の見解を示されたい。

十 在留資格の更新手数料が大幅に引き上げられた場合、更新手数料を負担できないために在留資格を更新できず、不法残留となる外国人が少なからず生じると考える。特に、特定活動のように短期で更新を繰り返さなければならぬ在留資格者にとっては、負担が過大となる懸念がある。更新手数料の引上げにより、政府が不法滞在者を増やすことになると考える。政府は、更新手数料を負担できない外国人に対する救済策を考えているか示されたい。

十一 二〇二三年の出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の改定により、収容に代わる措置として監理措置制度が導入された。同措置は、監理人による監理の下、逃亡等を防止しつつ、相当期間にわたり、社会内での生活を許容しながら退去強制手続を進める措置である。一定条件を満たせば、正規の在留資格を有さない外国人が報酬を受ける活動を

許可される可能性もある重要な制度である。

二〇二四年及び二〇二五年の監理措置制度の実施状況について、監理措置が決定された人数、そのうち、報酬を受ける活動の許可申請をした人数、許可された人数、報酬を受ける活動を行うに至った人数をそれぞれ示されたい。

十二 二〇二四年及び二〇二五年に監理措置の申請を行った者について、措置決定の判断結果が出されるまでに要した期間を示されたい。

十三 二〇二四年及び二〇二五年に報酬を受ける活動の申請を行った者について、許可決定の判断結果が出されるまでに要した期間を示されたい。

十四 二〇二四年及び二〇二五年に監理人になった者について、その属性(親族、弁護士、行政書士、元雇用主等)を示されたい。

十五 監理措置対象者が報酬を受ける活動を行う場合、「報酬を受ける活動は、生計の維持に必要な範囲内で許可することができる」、「報酬額の上限は、生活保護における生活扶助及び住宅扶助の水準を参考にしつつ、被監理者や被監理者と生計を一にする者等の資産及び収入、監理人等の第三者による援助の見込み等を考慮して、個別の事案ごとに判断される」とされている。しかし、報酬額の上限については、同じ世帯構成の家族が生活保護を利用した場合に受給できると考えられる額の半額程度に設定された例があると承知している。報酬額の上限が「生計の維持に必要な範囲内」を著しく下回らないよう、適切な上限の設定に向けて実態についての統計を取るべきと考える。政府として統計を

取っているか示されたい。統計がない場合、新たに統計を取る考えはあるか示されたい。
右質問する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員ラサール石井君提出高市政権の外国人政策の在り方等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員ラサール石井君提出高市政権の外国人政策の在り方等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「九月以降に強制送還された人数」のうち、令和七年九月から同年十一月までの間に、入国警備官が送還先まで同行して送還した者の総数は、九十四人であり、その国籍は、トルコが二十三人、スリランカが十四人、フィリピンが十二人、中国が九人、ベトナムが五人、ブラジルが五人、ナイジェリアが四人、タイが三人、バングラデシュが二人、その他の国籍・地域が十七人(いずれも速報値)である。その余のお尋ねについては、現在集計中であり、現時点でお答えすることは困難である。
二について
出入国在留管理庁は、お尋ねの「各月の目標を設定していない」と。
三及び四については、通常の業務において集計

しておらず、集計に当たっては地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難であり、また、御指摘のような統計をとることは、現時点では考えていない。

なお、お尋ねの「ゼロブラン発表以降に強制送還された者のうち」、令和七年六月から同年八月までの間に、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第六十一条の二の九第四項第二号の規定に該当するとして、入国警備官が送還先まで同行して送還した者の数は、三人である。
五について
お尋ねの「ゼロブラン」に係る取組は、令和七年五月に開始したばかりであり、その「実施状況」について、現時点で「政府の評価を示す」とは困難である。

また、「今後、送還のペースを上げる必要がある」と認識しているかについては、入国警備官は、被退去強制者を速やかに送還する義務を負っているところ、出入国在留管理庁としては、引き続き、退去強制令書が発付された者については速やかに送還することとしている。
六について

お尋ねの「どのような調査を行ったのか」及び「調査対象に選んだ理由」については、令和七年十一月二十七日に開催された第一回外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議の資料三「外国人を取り巻く現状等について」において、「外国人の保険料の収納状況について実

態把握ができていなかったところ、独自に把握を行っている自治体に対し聞き取りを実施」して「集計を行った」と示しているとおりであり、また、お尋ねの「市区町村の名称」については、これを公にすることにより、厚生労働省及び当該市区町村の円滑な業務遂行に支障を来すおそれがあることから答弁を差し控えたい。
七について

お尋ねの「取決めを締結した地方公共団体の数」は、令和七年十二月十六日時点で九十である。

また、「通知を発出したことがあるか」については、都道府県に対して、「国民健康保険料(税)の外国人滞納者に係る在留資格変更許可申請等における取組について(周知)」(令和七年八月八日付け厚生労働省保険局国民健康保険課及び出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課連名事務連絡)を发出し、地方出入国在留管理官署と地方公共団体との間における「国民健康保険料(税)・・・の外国人滞納者に係る取扱」に係る「協力要請制度」の活用を依頼しているところである。
八について

お尋ねの「国保料の滞納者に係る情報提供」については、国民健康保険制度の適切な運用を図る観点から、地方公共団体において、地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第二十条の十一等の規定に基づき、地方出入国在留管理官署に対し協力を求めるに当たり、必要な範囲で行っているものと承知している。

九について

外国人からの在留期間の更新の許可の申請が不許可となった場合は、他の在留資格への変更が許可される等の事情がなければ、当該外国人は、現に有する在留資格の在留期間が経過するまでに本邦から出国する必要があり、当該在留期間を経過して、不法残留者となった場合には、退去強制の対象となり、退去強制令書が発付されれば速やかに送還されることとなる。

十について

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和七年十一月二十一日閣議決定）において、「二十六年年度中に主要国の水準や応益的要素等を考慮して在留関係手数料及び査証手数料の在り方を見直して引上げを実施することなどにより、増加する外国人の適正かつ円滑な受入れ、共生社会の実現に向けた受入環境整備、領事活動・外交実施体制の整備など、外国人との秩序ある共生社会の推進に向けた取組を強化する。」としているが、これを踏まえた具体的取組の内容については現在検討中であることから、お尋ねについて現時点でお答えすることは困難である。

十一について

令和六年における、入管法第四十四条の二第一項及び第六項並びに第五十二条の二第一項及び第五項に規定する監理措置に付する旨の決定の総数は、千二百二十三件であり、入管法第四十四条の五第一項に規定する報酬を受ける活動の許可の申請件数及び許可件数は、それぞれ、六件及び二件である。

令和七年におけるこれらの監理措置に付する

令和七年十二月二十六日 参議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

旨の決定の総数並びに報酬を受ける活動の許可の申請件数及び許可件数は、現在集計中であり、現時点でお答えすることは困難である。

お尋ねの「報酬を受ける活動を行うに至った人数」が、報酬を受ける活動の許可を受けた後、実際に当該活動を行った者の数を意味するのであれば、お尋ねのような形で統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

十二及び十三について

お尋ねのような形で統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

十四について

入管法第四十四条の三第一項及び第五十二条の三第一項に規定する監理人として選定された者の、お尋ねの「属性」については、統計をとっていないため、網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、入管法第四十四条の二第七項及び第五十二条の二第六項に規定する被監理者の親族、弁護士、行政書士、被監理者の元雇用主、被監理者の支援者等が選定された例がある。

十五について

御指摘の「適切な上限の設定に向けて実態についての統計を取る」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これが「報酬を受ける活動」の「許可」をした際に「設定」した「報酬額の上限」額についての「統計を取る」ことを意味するのであれば、当該統計をとっておらず、また、当該統計を新たにとることは、現時点では考えていない。

ネットオークションにおけるアイヌ民族の戸籍簿の売買に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月十六日

福島みずほ

参議院議長 関口 昌一殿

ネットオークションにおけるアイヌ民族の戸籍簿の売買に関する質問主意書

全国的な戸籍として一八七二年から編製された壬申戸籍には犯罪歴や身分が記載された。また、地域によっては、新平民、元非人などの賤称も記載された。こうした記載が就職や結婚に際して悪用されるなどの差別につながったため、法務省は一九六八年に回収と厳重保管を通達し、壬申戸籍は閲覧禁止となった。北海道立文書館などでは、旧土人戸籍や給与地は非公開となっている。

二〇二五年十二月、アイヌ民族の戸籍簿と称するものがネットオークションで売買されていたと報道された。過去にもネットオークションで壬申戸籍の売買が行われたが、出品者の特定や回収、再発防止は制度化されていない。これは、アイヌ民族への差別を助長し、人権を毀損するだけにとどまらず、「全国部落調査」復刻出版事件や「部落探訪」削除裁判にもつながる問題である。差別されない権利の保障と個人情報保護の観点から、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）や特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号。以下「情報流通プラットフォーム対

処法」という。）の問題点を踏まえた新たな制度の検討が求められる。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 前記報道によれば、アイヌ民族の戸籍簿は、表紙に「旧土人戸籍簿 豊栄尋常小学校」と書かれており、「同校の児童とみられる個人名」と両親の名前、性別、生年月日」等が記されていた。差別を助長する戸籍簿がネットオークションで売買されていたことを政府は把握していたか示されたい。把握していた場合、どのように対応したか示されたい。把握していない場合や対応していない場合、今後対応する予定があるか示されたい。

二 戸籍法は、「偽りその他不正の手段」により戸籍簿本等の交付を受けた場合等を罰則の対象としているが、これ以外の入手手段については罰則の対象としていない。ネットオークションにおける戸籍簿の売買は、「偽りその他不正の手段」に該当するか示されたい。また、出品者の特定及び戸籍簿の回収を速やかに行い、規制の対象とすることを検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 二〇二五年四月一日に施行された情報流通プラットフォーム対処法は、インターネット上の誹謗中傷や権利侵害への対応を強化するための法律であり、大規模プラットフォーム事業者に対して、削除対応の迅速化及び運用状況の透明化に係る義務を定め、これらの義務に違反した場合の罰則を定めている。

総務省は情報流通プラットフォーム対処法に規定する大規模特定電気通信役務提供者に「

LINEヤフー株式会社」を指定している。しかし、壬申戸籍やアイヌ民族の戸籍簿が売買された「Yahoo!オークション」は、LINEヤフー株式会社が提供するサービスである。厳重保管となつている戸籍簿の売買が行われ続ける状況に鑑み、政府は、「Yahoo!オークション」を提供するLINEヤフー株式会社に対して勧告等の措置を講ずるべきと考えるが、見解を示されたい。

四 ネットオークションでこれまでに売買された壬申戸籍やアイヌ民族の戸籍簿について、政府はどのように回収を行い、再発防止に努めるか示されたい。
右質問する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員福島みずほ君提出ネットオークションにおけるアイヌ民族の戸籍簿の売買に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出ネットオークションにおけるアイヌ民族の戸籍簿の売買に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「アイヌ民族の戸籍簿」及び「差別を助長する戸籍簿」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「アイヌ民族の戸籍簿」と称するものがネットオークションで売買されていた」との報道があったことについては

承知しており、現在、関係省庁において事実関係の把握に努めているところである。

二の前提について

戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第百三十五条は、「偽りその他不正の手段」により、戸籍謄本等の交付を受けた者等に対する罰則を定めたものであるところ、お尋ねの「ネットオークション」における戸籍簿の売買については、その意味するところが必ずしも明らかではなく、また、犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個々に判断されるべき事柄であることから、同条に定める「偽りその他不正の手段」に該当するかどうかのお尋ねについてお答えすることは困難である。

二の後段及び四について

戸籍簿のうち御指摘の「壬申戸籍」は、明治四十年に制定された戸籍法(明治四年太政官布告第百七十号)に基づき作成された戸籍簿であり、身分の記載もあるなど、厳重に管理すべきものであることから、令和元年五月二十三日の参議院法務委員会において、政府参考人が「いかなる者に対しても閲覧をさせないこと、またさらに、保存期間を経過したものは廃棄処分とした後、法務局又は市町村において厳重に包装、封印した上保管している」と述べた上で、「壬申戸籍がネットオークションに出品されるなどしていることが判明した場合には、法務省におきましては、出品者等に対して壬申戸籍の性質等について丁寧に説明をして、事情を御理解をさせていただいた上で、回収にに応じていただけるようお願いをしているところ・・・これまでの事案

では、繰り返し丁寧に説明することによりまして出品者等に回収に応じていただいていると答弁しているとおりであり、今後もうこうした取組を継続していきたいと考えている。

戸籍簿のうち明治十九年に御指摘の「壬申戸籍」から様式が変更されて以降のものについては、一般に流通した事例が確認されておらず、お尋ねの規制の対象とすることについては検討していない。

また、御指摘の「アイヌ民族の戸籍簿」の意味するところが明らかではないため、「出品者の特定及び戸籍簿の回収を速やかに行い、規制の対象とすることを検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい」及び「政府はどのように回収を行い、再発防止に努めるか」とのお尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成十三年法律第三十七号。以下「法」という。)において、法第二条第十四号に規定する大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務(法第二十条第一項に規定する大規模特定電気通信役務をいう。以下同じ。)を利用して行われる特定電気通信による情報の流通に関し、法第五章に規定する義務を負い、法第三十条の規定により、法第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項若しくは第三項、第二十七条又は第二十八条の規定に違反していると認められるときは、総務大臣によ

る勧告及び命令の対象となる。ここでいう大規模特定電気通信役務について、法第二十条第一項第三号は「当該特定電気通信役務が、その利用に係る特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの以外のものであること」と定めており、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則(令和四年総務省令第三十九号 第八条第六項第一号において、法第二十条第一項第三号の総務省令で定めるものとして、「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの」と規定しているところ、御指摘の「Yahoo!オークション」は、「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの」に該当するため、現時点において、大規模特定電気通信役務に該当せず、法第五章の規定は適用されないことから、法第三十条の規定による総務大臣による勧告及び命令の対象とはならないものと考えている。

令和七年十二月十六日

参議院議長 関口 昌一殿

百田 尚樹

医師の応招義務及び不法滞在の外国人の医療費支払等に関する再質問主意書

私が提出した「医師の応招義務及び不法滞在の外国人の医療費支払等に関する質問主意書」(第二十九回国会質問第一二二号)に対する答弁(内閣参質二一九第一二二号)において、政府は医師の応招義務について、「一般的には、御指摘の「治療費を支払うことができないこと又は不法滞在者であること」のみを理由として診療を拒むことはできない。」と答弁した(以下「政府答弁」という)。

また、不法滞在者等に対する診療により医療機関に未収金が発生した場合の費用負担については、「外国人に係る医療機関の未収金については、公費で肩代りすることになれば、財政的な負担が増大するだけでなく、事実上、外国人は容易に無料で医療を受けられることとなるが、これが結果的には不法滞在の助長につながるおそれがあるほか、費用負担をしないで医療を受けることを目的として入国するという事態を招くのではないかと懸念がある」とされているところであり、慎重な検討が必要とされている。」と答弁した。

これらの答弁は、不法滞在者等に対する診療により医療機関に未収金が発生している現状に対して、政府は何もしないと言っているに等しく、極めて無責任である。

現在、医療機関の経営は厳しい状況に置かれている。一般社団法人日本病院会など四団体公表した「二〇二五年度病院経営定期調査―中間報告(集計結果)―」によれば、医業利益の赤字病院割合について、令和六年度は七十三・八%になったと報告されている。多くの医療機関が経営に苦し

んでおり、未収金を容認できるような状況にはない。

厚生労働省が実施した「令和六年度医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」によれば、令和六年九月の一箇月間に四百七十病院が外国人患者による未収金を経験し、その総額は二億三千万円を超えたと報告されている。また、東京都では、都立病院における外国人による未収金の額が令和六年度だけで一億七千万円を超えていると報道されている。医療機関は外国人による未収金だけでもこれほどの負担を強いられており、日本の医療制度が壊れることさえも懸念される状況である。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 政府答弁は、倫理規定的な位置付けとされている医師の応招義務を利用して民間医療機関に責任を負わせるものであり、民間医療機関に対して拒否権のない裁判を行っているようなものと考えられる。他の民間業種で考えれば、料金未払は犯罪である。厳しい経営状況に置かれている医療機関において、未収金の発生は死活問題になりかねない。政府は国民のための医療に責任を持つべきであり、治療費を支払えない不法滞在者に対する医療提供や費用負担については政府が対応すべきと考えるが、見解を示されたい。

二 出入国在留管理庁は、令和七年六月末の在留外国人が三百九十五万人を超え、令和七年七月一日現在の不法残留者が七万一千人を超える」と報告している。政府として急増する外国人の医療提供や費用負担について責任を取れないの

であれば、実質的な移民政策と指摘されている現在の外国人受入れ政策を一時休止すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 高市早苗内閣総理大臣は、令和七年十一月七日の衆議院予算委員会において「必ず、医療機関として介護施設がこれ以上倒産しないように、守る」と答弁し、同月十一日の同委員会において「医療と介護、しっかりと守ってまいります。」と答弁した。

不法滞在者による未収金を医療機関に負担させ続けられ、未収金の負担により倒産する零細病院がいつ発生してもおかしくない。医療を守るという高市内閣総理大臣の決意を実現するためにも、不法滞在者による未収金への対応として医療機関への補助金が必要と考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員百田尚樹君提出医師の応招義務及び不法滞在の外国人の医療費支払等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員百田尚樹君提出医師の応招義務及び不法滞在の外国人の医療費支払等に関する再質問に対する答弁書

一及び三について
お尋ねの「医療提供や費用負担」については、先の答弁書(令和七年十月三十一日内閣参質二

一九第一二二号。以下「前回答弁書」という。)三についてにおいて、「治療費」の支払いについては、患者が不法滞在者であるか、また、診療を受ける時点で治療費を支払えるか否かにかかわらず、基本的には医療機関と患者の間の民法(明治二十九年法律第八十九号)上の債権債務関係として取り扱われるべき問題であるため、診療の申込みを受けた医療機関が患者に対して医療を提供し、当該患者がその費用を負担すべきものと考えられる」とお答えしたとおりである。また、お尋ねの「不法滞在者による未収金への対応として医療機関への補助金」については、前回答弁書四についてにおいて、「外国人に係る医療機関の未収金について、公費で肩代りすることになれば、財政的な負担が増大するだけでなく、事実上、外国人は容易に無料で医療を受けられることとなるが、これが結果的には不法滞在の助長につながるおそれがあるほか、費用負担をしないで医療を受けることを目的として入国するという事態を招くのではないかと懸念がある」とされているところであり、慎重な検討が必要とされている」とお答えしたとおりである。いずれにせよ、御指摘の「不法滞在者による未収金」の問題については、前回答弁書二についてにおいて、「厚生労働省において、・・・対応を検討し、実施してきたところである。具体的には、同省において、救急医療制度の円滑な運営を確保する観点から、「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」(平成二十一年五月十三日付け厚生労働省発医政第〇五一三〇〇一号厚生労働事務次官通知別紙)に基づ

令和七年十二月二十六日 参議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

二四

く救命救急センター運営事業として、「救急医療施設運営費等補助金(救命救急センター運営事業に係る事務処理について)(平成八年五月十日付け指第三二号厚生省健康政策局指導課長通知等)に基づき、公立を除く「救命救急センター」において、「我が国の公的医療保険制度に加入していない」「重篤な外国人救急患者の救命医療を行い」、「患者又は患者の保証人に対し、最低四半期に一回の督促」をしても未収金を回収できない場合には、前年度の未収金のうち一定額を超える額に対して補助を行っている」とお答えしたとおりである。

二について

御指摘の「実質的な移民政策と指摘されている現在の外国人受入れ政策」が具体的に何を指すのか明らかではないことから、お尋ねにお答えすることは困難である。いずれにせよ、政府としては、令和七年十一月四日の外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議における内閣総理大臣指示(外国人との秩序ある共生社会の実現について)に基づき、「不法滞在者ゼロプランの強力な推進」、「在留資格の審査の厳正な運用(納税状況等の活用を含む)と在留資格の在り方・・・の厳格化の検討」、「医療費(入国前の民間医療保険への加入の検討を含む)・・・をはじめとする各種制度・運用の見直し・適正化の推進」等を進めていくこととされている。

生活保護費に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
令和七年十二月十六日
参議院議長 関口 昌一殿
百田 尚樹

生活保護費に関する質問主意書

保険料を四十年間納付した場合の満額の老齢基礎年金受給額(以下「年金額」という。)よりも、東京二十三区などの生活保護受給額の方がはるかに多いケースがあることが報じられるなど、年金額と生活保護受給額とのアンバランスが指摘されている。令和五年度の生活保護費負担金の実績は約三・六兆円であり、その半分の約一・八兆円を医療扶助が占めている。また、生活保護費負担金の四分の三は国費である。

現在、現役世代の社会保険料負担の軽減に係る議論が進んでいる。政府においても、高齢者の医療費の窓口負担割合やOTC類似薬の保険適用についての見直しなどが議論されている。このような社会情勢の中、巨額の国費が投じられている医療扶助の適正化は必須である。

医療扶助をコントロールする機関は福祉事務所である。生活保護受給者は福祉事務所に医療扶助を申請し、保護が必要と認められた福祉事務所が医療券等を発行した後、指定の医療機関を受診することとなっている。しかし、この手続が形骸化し、医療券発行を省略して直接医療機関を受診するケースが後を絶たず、複数の医療機関を受診により医療扶助が増大する原因となっている。

医療扶助の適正化については、ケースワーカー等による頻回受診・多剤・重複投薬等の指導、後発医薬品の使用の原則化、オンライン資格確認の導入による頻回受診傾向の把握等の取組が行われてきた。福祉事務所では、生活保護受給者について、誰が、いつ、どこで医療機関を受診したかという情報は把握できる。しかし、受診した診療科や薬剤の処方内容までは把握できず、指導には限界がある。医療扶助の適正化を進めるためには、医療機関と同様に、福祉事務所に対しても生活保護受給者に係る電子カルテや電子処方箋へのアクセス権限を与えることが必要である。また、取組の強化に伴い、福祉事務所の事務負担の増加やマンパワー不足等が課題になると考える。

以上を踏まえて、以下質問する。
一 前記報道を踏まえ、年金額と生活保護受給額のバランス及び生活保護受給額の水準の在り方についてどのように考えるか、政府の見解を示されたい。
二 医療扶助の適正化が要請されている中、福祉事務所の権限が弱く十分な対応ができていない現状に対し、政府が十分な予算や人材を措置し、福祉事務所の権限強化を図るべきと考えるが、政府の見解を示されたい。
三 生活保護受給者の多くが、福祉事務所が指定する医療機関以外の医療機関を受診している現状に対する政府の見解を示されたい。
四 医療扶助の適正化策として、生活保護受給者に対し、院外処方薬局を一つに限定するなど、抜本的な対応が必要と考えるが、政府の見解を示されたい。

五 医療扶助の定率又は定額負担など、生活保護受給者に対し一定の自己負担を求める考えがあるか、政府の見解を示されたい。
右質問する。
令和七年十二月二十六日
内閣総理大臣 高市 早苗
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員百田尚樹君提出生活保護費に関する質問に対する答弁書

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、令和七年六月十二日の参議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣(当時)が「生活保護は、年金を含めた収入であったり資産、働く能力など、あらゆるものを活用した上でもなお生活に困窮する方を対象に、最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットでございます。一方、老齢基礎年金は、現役時代に構築した生活基盤であったり貯蓄などと合わせて老後に一定の水準の生活を可能にするという考え方で設計されておりまして、また、収入であったり資産にかかわらず、保険料の納付実績に応じた給付が権利として保障されるものでございまして、それぞれの役割であったり仕組みが異なります。そのため、この給付水準の単純な比較というのは適切ではないと考えておりまして、その給付水準についてはそれぞれの制度において適切に

設計されるものと考えています」と答弁しているところであり、御指摘の「年金額と生活保護受給額のバランス」を取って「生活保護受給額の水準」が定められるものではないものと考えている。

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第一条においては、「最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と規定されているところ、同条に規定する最低限度の生活の水準については、一般国民の消費実態との均衡等を考慮しつつ、同法第八条の規定に基づき、保護基準が定められているところである。

二について
御指摘のように「福祉事務所の権限が弱く十分な対応ができていない」とは考えていないが、いずれにせよ、厚生労働省においては、都道府県又は市町村が設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)において、医療扶助の適正な実施に必要な体制が確保されるよう、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)に対して、「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱(平成二十七年七月二十七日付け社援発〇七二七第二号厚生労働省社会・援護局長通知別紙)に基づく「医療扶助適正化等事業」等により、「頻回受診」、「重複処方」、「多剤投与」等に係る対策の実施に必要な人件費等に對する財政支援を行っているところである。

三について

御指摘のように「生活保護受給者の多くが、福祉事務所が指定する医療機関以外の医療機関を受診している」とは考えていないが、いずれにせよ、医療扶助の医療の給付については、生活保護法第三十四条第二項の規定、「医療扶助運営要領(昭和三十六年九月三十日付け社援第七百二十七号厚生省社会局長通知別紙。以下「運営要領」という。)等に基づき、原則として、生活保護受給者の申請に基づき、福祉事務所において、指定医療機関(同項に規定する指定医療機関をいう。)の中から、医療の給付を委託する医療機関を選定し、当該医療機関で受診することとしているところ、福祉事務所において適切な指導が行われているものと考えている。なお、例えば、運営要領においては、「被保護者である患者が急迫した状況にある・・・ときは、福祉事務所長は、指定医療機関等に当該状況を説明して、・・・各給付を行なっても差しつかえないこと」としているところであり、こうした状況においては、御指摘のように「福祉事務所が指定する医療機関以外の医療機関を受診」することも可能であると承知している。

四について

お尋ねに関しては、厚生労働省において、都道府県等に対し、二について述べた「医療扶助適正化等事業」による「適正受診指導等の推進」の取組として、「令和七年度生活困窮者自立相談支援事業費負担金及び生活困窮者就労準

備支援事業費等補助金に関する交付方針等について(令和七年五月二十七日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡別紙)に定める「生活保護受給者が複数薬局にかかっている場合に、可能な限り一カ所の薬局に整理する取組」等の実施に必要な人件費等に對する財政支援を行っているところである。

五について
御指摘の「生活保護受給者に対し一定の自己負担を求めることについては、平成二十九年十二月十五日に社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会が取りまとめた報告書において、「窓口負担を求めるべきという考え方については、・・・最低生活保障との両立が難しくなるという懸念や、必要な医療の受診まで抑制され、むしろ長期的には医療費が増えるという懸念、仕組みによっては医療機関の未収金やケースワーカーの事務負担の増加につながる」といった懸念もあることから、反対する意見が多数であった」とされており、その導入には課題があるものと認識している。

帰化の許可及び永住許可の要件厳格化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
令和七年十二月十六日

参議院議長 関口 昌一殿
百田 尚樹

帰化の許可及び永住許可の要件厳格化に関する質問主意書

小泉進次郎防衛大臣は令和七年十一月十八日の参議院外交防衛委員会における所信的挨拶において、「我が国を取り巻く安全保障環境は、戦後最も厳しく複雑なもの」となり、「東アジアにおいても、戦後の安定した国際秩序の根幹を揺るがしかねない深刻な事態が発生する可能性は排除できない」とし、「中国、北朝鮮、ロシアの軍事的動向等が深刻な懸念であると表明した。しかし、中谷元防衛大臣(当時)は同年六月五日の参議院外交防衛委員会において、「我が国の防衛政策は、特定の国や地域を脅威とみなし、これに軍事的に対抗していくという発想には立って」いないと答弁していた。小泉防衛大臣が「懸念」として名指したように、中国、北朝鮮、ロシアに對しなればならない状況下にあつたにもかかわらずである。

一方、近年の戦争は必ずしも軍隊によるものに限らない。例えば、同年三月二十四日の参議院外交防衛委員会においては、ハイブリッド戦としての三戦「世論戦、心理戦、法律戦」について、「静かなる侵略」の実態を踏まえた議論がなされた。また、島田洋一衆議院議員は同年五月十四日の衆議院国土交通委員会法務委員会連合審査会において、中国の場合、「二〇一〇年に施行された国防動員法によって、有事の際には海外在住の中国人も国防任務に就かないといけない」、「二〇一七年施行の国家情報法によって、有事、平時を問わず、海外在住の中国人は国家情報機関の指示に基づいて情報工作活動に従事しないといけない」と指摘した。

この状況下であれば当然、我が国における外国人に対する日本国籍の付与、すなわち帰化の許可は慎重に行われなければならない。帰化した者には同日、被選挙権を含む参政権が付与される。他方、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第二十二条が規定する「永住者」には参政権が付与されない。したがって、帰化の許可と永住許可において求められる要件は、前者が後者に対し加重されたものとなるべきである。

以上を踏まえ、以下質問する。

一 帰化の許可及び永住許可に共通して求められる要件の一つに、住所要件がある。国籍法(昭和二十五年法律第四百七号)第五条第一項第一号では、帰化の許可において「引き続き五年以上日本に住所を有すること。」が求められている。永住許可においては、入管法に定めはないが、出入国在留管理庁の内規である「永住許可に関するガイドライン(令和七年十月三十日改訂)」では、「原則として引き続き十年以上本邦に在留していること。ただし、この期間のうち、就労資格(在留資格「技能実習」及び「特定技能一号」を除く。)又は居住資格をもって引き続き五年以上在留していることを要する。」とされている。このように、住所要件については、より慎重に判断しなければならない帰化の許可の方が、永住許可と比較して緩やかとなっている。政府は令和七年五月十二日の参議院決算委員会において、永住許可の住所要件は、「統一的な運用基準を設ける必要性や基準緩和の要請等

を踏まえ、平成十年二月に当時の法務省入国管理局の内規を変更し」たものであり、帰化の住所要件は、明治三十二年に制定された「旧国籍法の条件を踏襲したもの」であると答弁している。

1 明治三十二年、平成十年、令和七年では、我が国を取り巻く安全保障環境は全く異なっている。帰化の許可及び永住許可における住所要件について統一的な整理を行い、帰化の許可に係る要件は永住許可の要件に対し加重したものとすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。また、加重したものとなっていない理由を示されたい。

2 毎日新聞は令和七年十二月五日、政府が帰化の許可における住所要件を運用上十年以上とする検討を行っている」と報じた。住所要件の見直しに当たっては、我が国を取り巻く安全保障環境が「戦後最も厳しく複雑なもの」となっている状況を踏まえ、帰化の許可、永住許可ともに要件を加重する方向性とするべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

3 現在、帰化の場合は日本人の配偶者及び子について、永住許可の場合は日本人又は永住者若しくは特別永住者の配偶者及び子について、それぞれ住所要件が原則に比べて大きく軽減されている。しかし、特に帰化については、現下の安全保障環境に鑑み、住所要件を現在より加重する必要があると思料するが、政府の見解を示されたい。

二 現下の安全保障環境に鑑み、小泉防衛大臣が懸念を表明した各国を始めとする我が国と国益

が対立関係にある国(以下「対立国」という。)の出身者による帰化申請に対しては、対立国以外の国の出身者による帰化申請と比べ、より厳格な審査が必要と考える。

1 鈴木馨祐法務大臣(当時)は令和七年五月二十七日の参議院法務委員会において、難民認定の審査については「最新の出身国情報等を踏まえて」、「案件の類型化」をしていくと答弁した。帰化の許可についても、例えば申請者の出身国の敵国性を踏まえた対応等の「類型化」を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

2 帰化の許可の審査に当たり、日本国への忠誠の宣誓と、母国と日本が戦争になった際も日本国の側に立つ意志表明を求めるときと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 帰化により日本国籍を付与された者には我が国への参政権が付与されるが、対立国の出身者が我が国に帰化する場合がある。

1 対立国出身の帰化者が参政権の行使を通じて内政をゆがめる危険性がある」と考えるが、政府の見解を示されたい。

2 対立国からの内政干渉を防ぐため、対立国出身の帰化者に付与される参政権に一定の制約を課すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

3 対立国出身の帰化者が選挙へ立候補したとき、有権者への情報提供の一環として帰化情報を告示事項とすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 法務省が公表した「帰化許可申請者数、帰化許可者数及び帰化不許可者数の推移」によれば、令和六年の帰化許可者数は八千八百六十三人であり、平成期よりは少ないものの、昭和期よりは高い水準となっている。こうした現状を踏まえ、年間の帰化許可者数について上限を定める総数制限を行う必要性がある」と考えるが、政府の見解を示されたい。

五 法務省民事局によれば、帰化の許可に当たり、国籍法上の要件ではないものの、実務上は「日常生活に支障のない程度の日本語能力会話及び読み書き」を有していることが求められている。しかし、実態は小学生低学年レベルの日本語能力で足りるとの指摘もある。帰化許可申請者に求める日本語能力については、例えば日本語能力試験のような資格試験を課すなど、現行よりも高いレベルを求めるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

六 入管法上の永住許可は「永住権」と称されることがある。鈴木法務大臣(当時)は令和七年五月十二日の参議院決算委員会において、「永住権よりも帰化の方が容易だ」というような状況、これは明らかに私もおかしいと思います」と答弁しており、政府においても「永住権」の用語が使用されている。我が国の法制度上、「永住権」という権利は存在するか、政府の見解を示されたい。

七 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離

脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に基づき、現在、我が国には特別永住者の外国人が在留している。上川陽子外務大臣(当時)は令和六年五月十五日の衆議院外務委員会において、特別永住者について、「平和条約の発効によりまして本人の意思に関わりなく日本の国籍を離脱した者で、終戦前から引き続き我が国に在留している者及びその子孫でございます。歴史的経緯を背景とした法的地位であるため、そもそも在留資格取消し制度の対象とはされていない」と答弁した。

戦後八十年が経過し、平和条約の効力発生から七十年以上が経過した現在にあっては、特別永住者を通常の永住者の資格に切り替えることを検討してもよいと考えるが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員百田尚樹君提出帰化の許可及び永住許可の要件厳格化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員百田尚樹君提出帰化の許可及び永住許可の要件厳格化に関する質問に対する答弁書

一の1について
お尋ねの「帰化の許可及び永住許可における住所要件について統一の整理」については、

帰化の許可の審査の在り方について、永住許可の審査との整合性も勘案しつつ、必要な見直しを検討することとしており、現時点で答えすることは困難である。

また、お尋ねの「加重したものとなっていない理由」について、帰化と永住許可は、その目的及び効果が異なるため、両者の要件を単純に比較することは適当ではないと考えている。

一の2について
帰化の許可の審査及び永住許可の在り方について、必要な見直しを検討することとしており、現時点で答えすることは困難である。

一の3、二の1、四及び五について
一の1について述べたとおり、帰化の許可の審査の在り方について、永住許可の審査との整合性も勘案しつつ、必要な見直しを検討することとしており、現時点で答えすることは困難である。

二の2について
お尋ねの「日本国への忠誠の宣誓と、母国と日本が戦争になった際も日本国の側に立つ意志表明」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、日本国憲法を遵守する意思などについては、帰化許可申請についての調査の過程において、担当官の面前で署名させた宣誓書を提出させることにより確認している。

三の1について
お尋ねの「対立国出身の帰化者が参政権の行使を通じて内政をゆがめる危険性」の意味するところが明らかではないため、お答えすること

は困難である。

三の2について
御指摘の「参政権」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)においては、日本国民(和二十五法律第九号)においては、日本国民で、同法第九条第一項から第三項までに規定する者は、同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しないこととされる者に該当しない限り選挙権を、公職選挙法第十条第一項に規定する者は、同法第十一条第一項、第十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定により被選挙権を有しないこととされる者に該当しない限り被選挙権を有するものとされているところ、選挙権及び被選挙権の在り方については、民主主義の土台である選挙制度の根幹に関わる事柄であることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えているが、一般論として、帰化により日本国籍を取得した者の選挙権及び被選挙権を制約することについては、憲法の定める法の下の平等の趣旨を踏まえ、慎重な検討が必要であると考える。

三の3及び4について
お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として、帰化により日本国籍を取得した者が公職の候補者となる場合において、それ以外の者との取扱いに差異を設けることについては、憲法の定める法の下の平等の趣旨を踏まえ、その合理的理由の有無を始めとして慎重な検討が必要であると考える。

六について

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)においては、「永住権」という用語は用いられていない。

七について
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)は、昭和二十年九月二日以前から引き続き我が国に在留し、日本国との平和条約(昭和二十七年条約第五号)の発効により日本の国籍を離脱した者等について、そのような人々が我が国に多数在留しており、その我が国社会における定住性が強まっていたこと等に鑑み、その法的地位の安定化を図るため、特別永住者として我が国に永住することができ資格を設けるとともに、出入国管理及び難民認定法の特例を定めたものである。

右に述べた日本の国籍を離脱した者等の法的地位の安定化を図る必要性は現在においても引き続き認められることから、当該資格及び当該特例を廃止することは現時点においては考えていない。

原子力潜水艦の保有及び非核三原則に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月十六日
参議院議長 関口 昌一殿
辻元 清美

「原子力潜水艦の保有及び非核三原則に関する質問主意書」

小泉進次郎防衛大臣は令和七年十月二十二日の記者会見において、潜水艦の動力として原子力を活用する考えについて、「現時点で、潜水艦の次世代の動力の活用について決定されたものはありませんが(中略)あらゆる選択肢を排除せず、抑止力・対処力を向上させていくための方策について検討していきたいと考えています。」と発言した。また、同年十一月七日の記者会見において、「原子力だからということで議論を排してはならないと、こういったことが私の思いとしてはあります。」と発言した。

高市早苗内閣総理大臣は同年十一月二十六日の国家基本政策委員会合同審査会において、斉藤鉄夫委員に対し、「非核三原則を政策上の方針としては堅持をしております。」と発言した。以上を踏まえて、以下質問する。

一 愛知揆一科学技術庁長官(当時)は昭和四十年四月十四日の衆議院科学技術振興対策特別委員会において、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第二条には、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、」云々と規定されており、わが国における原子力の利用が平和の目的に限られていることは明らかであります。したがって、自衛隊が殺傷力ないし破壊力として原子力を用いるいわゆる核兵器を保持することは、同法の認めないところであり、また、原子力が殺傷力ないし破壊力としてではなく、自衛艦の推進力として使用されることも、船舶の推進力としての原子力利用が一般化

していない現状においては、同じく認められたいと考えられます。」と答弁した。

また、政府は昭和五十五年十月二十三日の衆議院科学技術委員会において、「船舶の推進力としての原子力が一般化していない」、一般化するという状況は、原子力商船が一般化するという状況であるというふうにご理解いただきたいと存じます。」と答弁した。

これらの政府の見解に変更はないか示されたい。

二 林芳正内閣官房長官(当時)は令和六年九月五日の記者会見において、「原子力基本法の現行解釈に従えば、我が国が原子力潜水艦を保有することは難しいというふうを考えております。」と発言した。

一 前記内閣官房長官発言の当時の状況は、前記科学技術庁長官答弁中の「船舶の推進力としての原子力利用が一般化していない」状況だったと理解してよいか示されたい。また、前記政府答弁中の「原子力商船が一般化する」という状況ではなかったと理解してよいか示されたい。

二 高市内閣においても、前記内閣官房長官発言の見解に変更はないか示されたい。

三 本質問主意書提出日現在の状況は、前記科学技術庁長官答弁中の「船舶の推進力としての原子力利用が一般化していない」状況と言えるか示されたい。また、前記政府答弁中の「原子力商船が一般化する」という状況」と言えるか示されたい。

四 小泉進次郎防衛大臣は令和七年十一月十二日

の参議院予算委員会において、「今、我が国で原子力潜水艦を保有することはできないという考えでよろしいか」との質疑に対し、「私が、原子力についてもタブー視せずに議論をする必要があるというふうにご申し上げているのは、やはり我々を取り巻く安全保障環境の変化に、あらゆる選択肢を排除せずに検討する必要性をお伝えをしたいからであります。」と答弁した。

「タブー視せずに議論し」、「あらゆる選択肢を排除せずに検討する」のであれば、前記内閣官房長官発言に「原子力基本法の現行解釈に従えば、我が国が原子力潜水艦を保有することは難しい」とある以上、前記科学技術庁長官答弁で示された原子力基本法の解釈を変更すること及び「原子力利用は、平和の目的に限り」と規定する原子力基本法を改正することについても、検討することか示されたい。

五 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(昭和六十三年条約第五号。以下「日米原子力協定」という。)第八条第二項は、「この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備及び構成部分並びにこれらの資材、核物質、設備若しくは構成部分において使用され又はその使用を通じて生産された核物質は、いかなる核爆発装置のためにも、いかなる核爆発装置の研究又は開発のためにも、また、いかなる軍事的目的のためにも使用してはならない。」と規定している。

一 日米原子力協定第八条第二項の「軍事的目的」には、原子力潜水艦の保有(令和五年十一月九日の衆議院安全保障委員会における木原

稔防衛大臣(当時)答弁中の「原子力潜水艦の保有」、同年四月六日の衆議院安全保障委員会における浜田靖一防衛大臣(当時)答弁中の「原子力潜水艦を保有」、平成二十九年六月六日の参議院外交防衛委員会における稲田朋美防衛大臣(当時)答弁中の「原子力潜水艦を保有」及び昭和三十八年五月十六日の衆議院科学技術振興対策特別委員会における政府答弁中の「原子力潜水艦を海上自衛隊が保有する」の意味するところによる。以下同じ。)の目的は含まれるか示されたい。

二 日米原子力協定第八条第二項の規定により、日米原子力協定に基づいてアメリカ合衆国から日本に移転された資材、核物質、設備及び構成部分並びにこれらの資材、核物質、設備若しくは構成部分において使用され又はその使用を通じて生産された核物質について、日本は原子力潜水艦の保有のために使用することができると示されたい。

六 防衛白書における非核三原則の記述については、平成二年版から平成六年版までは「非核三原則とは、核兵器を持たず、作らず、持ち込まず」という原則を指すものであり、わが国はこれを国として堅持している。平成七年版から平成十三年版までは「非核三原則とは、核兵器を持たず、作らず、持ち込まず」という原則を指し、わが国は国としてこれを堅持している。平成十四年版は「非核三原則とは、核兵器を持たず、作らず、持ち込まず」という原則を指し、わが国は国は(こくぜ)としてこれを堅持している。平成十五年版から令和七年版ま

では「非核三原則とは、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という原則を指し、わが国は国是としてこれを堅持している。」となつてい

また、岸田文雄内閣総理大臣(当時)は令和六年四月二十二日の衆議院予算委員会において、「我が国は、国是として非核三原則を持つてい

右質問する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員辻元清美君提出原子力潜水艦の保有及び非核三原則に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻元清美君提出原子力潜水艦の保有及び非核三原則に関する質問に対する

答弁書

一について

昭和四十年四月十四日の衆議院科学技術振興対策特別委員会における御指摘の愛知科学技術庁長官(当時)の答弁において示された政府の見解に変更はない。

また、昭和五十五年十月二十三日の衆議院科学技術委員会における御指摘の石渡科学技術庁原子力局長(当時)の答弁において示された政府

令和七年十二月二十六日 参議院会議録追録

質問主意書及び答弁書

の見解に変更はない。なお、令和七年十二月十六日の参議院外交防衛委員会において、小泉防衛大臣が「過去、推進力として原子力の利用が一般化した状況について、明らかに推進力として原子力の利用が一般化した状況に当たり得る一例を挙げたのがまさにその商船が全て原子力に置き換わると、こういった答弁を、まさにこれが当たり得るといふ一例を挙げた答弁を政府から複数行っており、これらの政府答弁は現在も踏襲をしておるといふこととす。」と答弁しているところである。

二の1及び三について

お尋ねについては、昭和四十年四月十四日の衆議院科学技術振興対策特別委員会において、愛知科学技術庁長官(当時)が「推進力として原子力の利用が一般化した状況というものが現在においては想像の域を出ない」と答弁しているところ、現在に至るまで、その認識に変更はない。

二の2について

令和六年九月五日の御指摘の林内閣官房長官(当時)の記者会見における発言については、昭和四十年四月十四日の衆議院科学技術振興対策特別委員会において、愛知科学技術庁長官(当時)が「原子力が殺傷力ないし破壊力としてではなく、自衛艦の推進力として使用されることも、船舶の推進力としての原子力利用が一般化していない現状においては、同じく認められない」と答弁しているところ、これと同趣旨を述べたものであり、この答弁において示された政府の見解に変更はない。

四及び五について

令和七年十一月十二日の参議院予算委員会において、小泉防衛大臣がこの昭和四十年のときは、船舶の推進力としての原子力利用が一般化していない現状においては、同じく認められないといふふうになつていくわけです。ただ、いづれにせよ、現時点で次世代の動力が何かというのを決め打ちをしているわけではありませぬ。」と答弁しているところ、「次世代の動力」の活用について、現時点において、政府としての関係を含め、特定の動力を念頭に具体的な検討を行っているものではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

お尋ねのとおりである。

佐賀県警におけるDNA型鑑定に係る不正行為に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月十七日

仁比 聡平

参議院議長 関口 昌一殿

佐賀県警におけるDNA型鑑定に係る不正行為に関する質問主意書

佐賀県警察本部(以下「県警」といふ)は二〇二五年九月八日、科学捜査研究所(科捜研)の技術職員が二〇一七年六月から二〇二四年十月までの七

年余りの間に担当したDNA型鑑定六百三十二件のうち百三十件に不正行為があった旨発表した(以下「本件不正行為」といふ)。県警は、当該職員を懲戒免職とし、虚偽有印公文書作成・同行使、証拠隠滅の疑いで書類送検した。

刑事事件の捜査、起訴、裁判が適正な証拠に基づいて行われなければならないことは近代市民法の鉄則である。虚偽証拠による裁判はそれ自体が再審事由に当たる。本件不正行為は、捜査機関が適正手続・デュープロセス保障(日本国憲法第三十一条)を乱暴に踏みじり、いわゆる科学鑑定・科学捜査に対する信頼を根底から揺るがすものであり、到底許されない。

それにもかかわらず、県警及び佐賀県公安委員会は、警察から独立した第三者委員会による再検証という当然の要求に背を向け、警察庁も同様に警察内部の特別監察を行うのみである。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 県警が不適切と判断しなかったその他十一件を含む六百四十三件について、警察庁が特別監察における確認作業が必要と判断した理由を示されたい。

二 警察庁が二〇二五年十一月二十七日に公表した特別監察の中間報告(以下「中間報告」といふ)によれば、県警の「不適切と判断した百三十件の鑑定のうち十六件を検察に送致した」旨の当初の説明について、新たに九件の検察官送致が判明したという。佐賀県弁護士会は、「あえて隠れていたのか、あるいはあまりにも捜査・調査がずさんだったのか、そのどちらかしかない」と厳しく批判するが、そのとおりで

ある。中間報告が、県警の当初発表と食い違う理由を示されたい。県警及び公安委員会の内部調査はどのように行われたか。特別監察でどのように新たな「九件」が判明したのか。

三 日本弁護士連合会は同年九月二十九日の会長声明において、本件不正行為が「事件の受理、終局処分及び被疑者・被告人の身体拘束の判断などに影響を与えた可能性」を指摘している。

この点について、中間報告は、犯人を特定し検挙するための鑑定七十二件中、犯人を検挙している事件に関する鑑定三十八件について、「犯人であることを立証する証拠が対象職員による鑑定結果のみとなっており、当該職員による不正鑑定が捜査方針や心証形成など捜査・公判においてどのような影響を及ぼしたかなど十分な検証が行われたとは到底言えない。当該職員による不正鑑定が「事件の受理、終局処分及び被疑者・被告人の身体拘束の判断」へ与えた影響について、今後どう調査するか。

四 日本弁護士連合会は前記三の会長声明において、「DNA型鑑定の結果を使用して取調べを行っていた場合には、取調べが違法と評価される可能性もある」と厳しく指摘している。県警において、二〇一七年六月から二〇二四年十月までの七年余りの間に、DNA型鑑定の結果を利用して行った取調べは何件あるか。そのうち、当該職員が行ったDNA型鑑定の結果を利用して行った取調べは何件あるか。

五 二〇二五年九月九日付けの佐賀新聞によれば、県警は「検察庁に確認し、裁判所の協力も

得て精査した結果、公判には影響ないと判断している」と認識を示していた。しかし、中間報告によれば、一件は検察庁から家庭裁判所に送致されているところ、家庭裁判所からは「裁判官の判断に関わるものであることからお答えできない」という理由で回答が得られなかったとしている。県警の説明は虚偽ではないか。どのような協力を得て、前記の認識を示したのか。

六 中間報告では、当該職員による鑑定結果について、「被疑者のDNA型混(混合含む)の検出が書類等により確認されたもの」という記載があるが、その内訳が不明である。何件が混合だったか、どの事件の鑑定が混合だったか明らかにされたい。

七 県警における二〇一七年六月から二〇二四年十月までのDNA型鑑定結果は、警察庁が運用するDNA型記録検索システムに何件登録されたか。そのうち、当該職員が関与したDNA型鑑定結果は何件登録されたか。

八 中間報告でも、警察が「第三者の立場」とする公安委員会が関与した調査でも重大な誤りがあることは明らかである。内部調査に信憑性はない。透明性を持った第三者による再検証が必要ではないか。

九 公益財団法人日弁連法務研究財団の研究「刑事手続における科学的鑑定に関する法規制について」は、「担当検察官から鑑定内容について質問され、内容の修正を求められることもある」、「捜査側からの圧力によってときに作偽的な鑑定がされることがある」と厳しく指摘している。県警において、二〇一七年六月から二〇

二四年十月までの七年余りの間に、科捜研職員の鑑定に対し、警察官や検察官が内容の修正を求めた件数は何件か。そのうち、当該職員の鑑定に対し、警察官や検察官が内容の修正を求めた件数は何件か。

十 前記九の研究は、「科学的証拠を争う最も有効な方法は、再鑑定をすることである」とし、「鑑定資料が捜査機関に独占され、ときに全量消費されるという問題」を指摘している。県警において、二〇一七年六月から二〇二四年十月までの七年余りの間に、DNA型鑑定資料が全量消費された件数は何件か。そのうち、当該職員が行ったDNA型鑑定資料が全量消費された件数は何件か。

十一 鑑定資料が全量消費されてしまうと、再鑑定による検証は不可能である。そのため、鑑定結果及び検査時の生データの双方を検証することが重要である。二〇一七年六月から二〇二四年十月までの七年余りの間に、県警の科捜研職員が行ったDNA型鑑定について、鑑定結果及び検査時の生データは何件保管されているか。そのうち、当該職員が行ったDNA型鑑定について、鑑定結果及び検査時の生データは何件保管されているか。

十二 各都道府県警においては、鑑定結果及び検査時の生データを何年保存することとしているか。

十三 DNA型鑑定資料のさまざまな管理については、これまでも問題となってきた。一九九〇年の足利事件では、警察庁科学警察研究所のDNA型鑑定によって無期懲役が確定したが、二〇〇九年の再審段階での再鑑定によって同科警研

のDNA型鑑定の誤りが明らかとなった。二〇一〇年には、警察庁が管理するDNA型データベースに誤った情報が登録されており、神奈川県警が容疑者として逮捕状と自宅搜索令状を取った男性が、実際には事件と無関係の別人であった事態も招いた。科学鑑定においても、二〇一二年には和歌山県警科捜研の化学科研究員が、交通事故における繊維・塗膜片の鑑定結果報告に過去の鑑定資料のきれいな分析データの波形図を流用して書類を偽造したほか、七事件計八件の鑑定結果を捏造し、虚偽公文書作成・同行使などで有罪となった。この事件の判決では、「警察幹部の評価を得るための偽造であり、職場環境にも問題がある」と指摘されている。

これら科学鑑定とりわけDNA型鑑定をめぐって統発する事件の重大性を政府はどう認識しているか。幾度も是正通達を出しながら事件が繰り返される理由を示されたい。県警のみならず、全国の都道府県警、科捜研全体に対する調査が必要ではないか。

十四 前記九の研究は、「証拠の収集、保管、鑑定の過程で何が行われているのか不透明なまま科学的証拠が作成されており、それがそのまま有罪の証拠となっている。検証に足る資料も残されていないため、実効的な反証も困難である」と厳しく指摘し、捜査機関から独立した「証拠の収集、保管、鑑定を担う第三者機関の設立も検討すべき」と提言している。この提言に対する政府の認識を示されたい。

右質問する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員仁比聡平君提出佐賀県警におけるDNA型鑑定に係る不正行為に関する質問に対する質問に対する答弁書

参議院議員仁比聡平君提出佐賀県警におけるDNA型鑑定に係る不正行為に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、「警察庁による監査の実施について」(令和七年十月二日付け警察庁長官官房首席監査官事務連絡。以下「事務連絡」という。において、警察庁による佐賀県警察に対する監査(以下「特別監査」という。)を「DNA型鑑定の実施体制とその実施状況」及び「不適切事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止策」について実施することとしているところ、こうした事項について監査を行うに当たり必要であることから、特別監査において、平成二十九年六月から令和六年十月までの間にDNA型鑑定(DNA型記録取扱規則(平成十七年国家公安委員会規則第十五号)第二条第三号に規定するDNA型鑑定をいう。以下同じ。)において不適切な取扱いを行った同県警察本部刑事科学捜査研究所の職員(以下「対象職員」という。)が、単独で実施した全ての鑑定について確認を行っているものである。

特別監査については、事務連絡に基づき必要

令和七年十二月二十六日 参議院会議録追録

質問主意書及び答弁書

な確認を行っているところ、佐賀県警察が実施した対象職員による不適切な取扱いについての調査(以下「佐賀県警察による調査」という。)の実施状況を含め、現在、特別監査を実施しているところであるため、現時点でお答えすることは困難である。

四について
お尋ねの「DNA型鑑定の結果を利用して行った取調べ」の具体的に意味するところが明らかでないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

八について
お尋ねの「透明性を持った第三者」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、佐賀県警察による調査の実施状況を含め、現在、特別監査を実施しているところであるため、現時点でお尋ねについてお答えすることは困難である。

御指摘の「事件の受理、終局処分及び被疑者・被告人の身体拘束の判断などに影響を与えた可能性」及びお尋ねの「事件の受理、終局処分及び被疑者・被告人の身体拘束の判断」へ与えた影響」の具体的に意味するところが必ずしも明らかでないが、警察庁が公表した「佐賀県警察に対する特別監査の実施状況について(概要)(令和七年十一月二十七日公表。以下「中間報告」という。))において、これまでに実施した特別監査においては、「事件の犯人を特定し、被疑者として検察庁に送致」している事件の捜査において、「対象職員によるDNA型鑑定結果のみで犯人であることを立証している事件はなく、対象職員によるDNA型鑑定結果により、「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された」とされているところであり、引き続き、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかなどについて、確認を行ってまいりたい。

お尋ねについては、中間報告が公表された令和七年十一月二十七日時点において、中間報告の参考五「佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(百三十件の分類表)中、「犯人を検挙している事件に関する鑑定(鑑定結果を送致しているもの…二十一件)における番号四、五、十二、十三、十六から十八まで及び二十の八件並びに「犯人を検挙している事件に関する鑑定(鑑定結果を送致していないもの…十七件)」における番号十七の一件の計九件の鑑定において、対象職員によるDNA型鑑定の結果として、被疑者とそれ以外の者のDNAが混合して検出されていることが書類等によって確認されている。

九について
お尋ねの「内容の修正を求めた」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、佐賀県警察本部刑事科学捜査研究所の職員が実施した鑑定に対して、警察官又は検察官が鑑定結果の修正を求めた事案については把握していない。

なお、これらの鑑定については、「一通の鑑定嘱託書を受けて行った鑑定を一件として計上し」たものである。

七について
お尋ねの「警察庁が運用するDNA型記録検査システム」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、警察庁のDNA型データベースへの都道府県警察別のDNA型記録の登録件数については、月ごとの件数を把握していないため、お答えすることは困難である。

十について
佐賀県警察におけるお尋ねの「DNA型鑑定資料が全量消費された件数」について把握していないため、お答えすることは困難である。

お尋ねの「鑑定結果及び検査時の生データ」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、佐賀県警察においてDNA型鑑定に係る鑑定書その他鑑定結果又は鑑定に用いた分析機器による分析データその他鑑定の経過等が記録されている書類(以下「鑑定書等」という。)を保管している件数について把握していないため、お答えすることは困難である。

十一について
お尋ねの「鑑定結果及び検査時の生データ」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、警察庁においては、「DNA型鑑定資

料が全量消費された件数」について把握していないため、お答えすることは困難である。

料の採取等における留意事項について(通達)(令和四年四月一日付け警察庁丁鑑発第五百三十九号・警察庁丁刑企発第三十三号警察庁刑事局犯罪鑑識官及び刑事企画課長連名通達)により、鑑定書等については、「将来の公判等に備えて適切に保管し、保管の必要性が失われればこれを廃棄する」よう、全国の都道府県警察に指示しているところであり、各都道府県警察において、これを踏まえた対応が行われているものと認識している。

十三について

前段のお尋ねについては、警察においてDNA型鑑定に関する不適切な事案が発生していることについては、重く受け止めている。

中段のお尋ねについては、御指摘の事案は、その発生時期や内容が様々であるところ、お尋ねの「繰り返される理由」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、佐賀県警察におけるDNA型鑑定に関する不適切な事案の発生原因については、特別監察において明らかにしてまいりたい。

後段のお尋ねについては、全国の都道府県警察に対しては、今後実施する監察等を通じて、各都道府県警察におけるDNA型鑑定の実施状況を確認してまいりたい。

十四について

御指摘の「捜査機関から独立した「証拠の収集、保管、鑑定を担う第三者機関の設立も検討すべき」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であ

るが、いずれにせよ、警察庁としては、特別監察等を通じて、警察におけるDNA型鑑定が適切に実施されるよう、必要な対応を行ってまいりたい。

マイナ保険証への一本化に係る準備状況等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月十七日

牧山ひろえ

参議院議長 関口 昌一殿

マイナ保険証への一本化に係る準備状況等に関する質問主意書

健康保険証のマイナ保険証への一本化(以下「一本化」という。)が二〇二五年十二月二日から実施された。一本化の過程において、従来の健康保険証からマイナ保険証への切替状況(以下「切替状況」という。)、自治体窓口の負担状況、医療機関の準備状況など、基礎的な情報が不透明であった。国民の医療アクセス確保の観点から、一本化に係る準備状況及び切替状況の正確な把握が不可欠であるため、以下質問する。

一 一本化に係る準備状況について
一本化に当たり、医療機関の準備、オンライン資格確認システムの整備、資格確認書の配付体制、一本化の周知及び相談体制の整備については、政府として万全であったと認識しているか、それぞれについて示されたい。万全ではな

い部分があったと認識している場合、その具体的内容をそれぞれ示されたい。

二 切替状況について

従来の健康保険証からマイナ保険証への切替率について、二〇二五年七月から十一月までの推移を、全国平均、後期高齢者、国民健康保険加入者及び被用者保険加入者の区分ごとに示されたい。

三 マイナ保険証への切替率が低水準であった時期の政府の認識について

一本化実施の数か月前の時点で、マイナ保険証への切替えが十分に進んでいなかった事実について、政府の認識を示されたい。また、その段階で追加的な対応策を検討したか示されたい。検討した場合、その内容を示されたい。

四 資格確認書の発行状況について

資格確認書の発行件数及び発行理由の内訳(高齢者・障害者・カード紛失等)を示されたい。また、自治体窓口の発行体制の強化が必要となった地域があるか示されたい。ある場合、その原因及び講じた強化策を示されたい。

五 一本化の検証について

1 一本化は、生活に密着した医療サービスのデジタル化を進める大きな制度変更であり、国民生活への影響が極めて大きかったと考えられる。今後、行政手続・医療・介護など多分野においてデジタル化が一層進むことが予想される。今回の一本化の過程を検証し、その結果を国民全体で共有すべきと考え、政府の見解を示されたい。

2 今回の一本化に係る反省点、改善点及び制

度設計・現場運用における教訓について、政府としての整理・評価をそれぞれ示されたい。
右質問する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出マイナ保険証への一本化に係る準備状況等に関する質問、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出マイナ保険証への一本化に係る準備状況等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「一本化に係る準備状況」について、御指摘の「医療機関の準備」に関しては、例えば、「マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について(周知)(令和七年十一月十二日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡)により、関係団体を通じて保険医療機関及び保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)に対して、「マイナ保険証による資格確認を基本とした運用を行うべく上での留意事項」等に関する周知を行い、御指摘の「オンライン資格確認システムの整備」に関しては、オンライン資格確認等システムを運用する社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会に対して当該システムの整備に関し補助等の支援を行い、御指摘の「資格確認書の配付体制」に関しては、

例えば、都道府県を通じて市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、「資格確認書の様式等について(令和五年十二月二十二日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡。以下「令和五年事務連絡」という。)や「資格確認書の運用等に関するQ&Aについて(令和六年八月一日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡等により、保険者による資格確認書の交付等に関する運用の詳細を示すとともに、「要配慮者に対する資格確認書の交付等について(令和七年五月十三日付け厚生労働省保険局国民健康保険課等事務連絡)により、要配慮者に対する資格確認書の交付等に関する運用の詳細を示し、御指摘の「二本化の周知」に関しては、例えば、都道府県を通じて市町村に対して、「国民健康保険被保険者証の有効期限到来前のマイナ保険証及び資格確認書の取扱い等に関する事前周知について(令和七年四月三日付け厚生労働省保険局国民健康保険課及び医療介護連携政策課連名事務連絡)により、厚生労働省が作成した発行済みの被保険者証の有効期限が到来するに当たつての周知用のリーフレット等のひな型を送付し、これを活用した被保険者に対する事前の周知の依頼を行うとともに、当該リーフレット等について同省のホームページにおいて公表する等の広報を行い、御指摘の「相談体制の整備」に関しては、相談対応を含め、資格確認書の交付に関する事務が円滑に行われるよう、「資格確認書の運用等に関するQ&Aについて」等により、都道府県を通じて市町村に対して周知する等の取組を行ってきたところ

である。このように、政府としては御指摘の「二本化に係る準備」に最大限努めてきたところであり、「万全ではない部分があった」とは認識していない。
二)について
お尋ねの「従来の健康保険証からマイナ保険証への切替率は、保険医療機関等におけるオンライン資格確認の利用件数に占める「マイナ保険証」の利用件数の割合(以下「マイナ保険証の利用率」という。)と、お尋ねの「全国平均」は、保険医療機関等全体でのマイナ保険証の利用率とそれぞれ理解した上で、①保険医療機関等全体、②後期高齢者医療制度、③国民健康保険及び④被用者保険ごとのマイナ保険証の利用率を令和七年七月から十一月までの月ごとにお示しすると、次のとおりである。
七月 ①三十一・四三パーセント ②二十八・三九パーセント ③三十五・一六パーセント ④三十二・一四パーセント
八月 ①三十四・三二パーセント ②二十八・八二パーセント ③四十二・九八パーセント ④三十四・四七パーセント
九月 ①三十五・六二パーセント ②三十八・五パーセント ③四十四・四〇パーセント ④三十五・一九パーセント
十月 ①三十七・一四パーセント ②三十二・二四パーセント ③四十六・一五パーセント ④三十六・六九パーセント
十一月 ①三十九・二四パーセント ②三十三・九一パーセント ③四十七・六五パーセント ④三十九・二三パーセント

三)について
御指摘の「切替えが十分に進んでいなかった」と及び「その段階で追加的な対応策の意味するところが必ずしも明らかではないが、「二本化」に向けた「対応策」については、順次、市町村等の保険者、保険医療機関等及び国民に対する周知広報等の対応を行ってきたところであり、例えば、都道府県が当該都道府県内の市町村ともに行う国民健康保険(以下「市町村国保」という。)については、多くの市町村において令和七年七月末に発行済みの被保険者証の有効期限が到来することを踏まえ、一について述べたとおり、同年四月に、「国民健康保険被保険者証の有効期限到来前のマイナ保険証及び資格確認書の取扱い等に関する事前周知について」により、当該有効期限の到来に当たつての事前の周知の依頼を行うとともに、必要な広報を行ったほか、次いで、被用者保険についても、同年十二月一日に発行済みの被保険者証の有効期限が到来することを踏まえ、同年十月に、関係団体を通じて被保険者に対して、「被用者保険被保険者証の有効期限到来前のマイナ保険証及び資格確認書の取扱い等に関する事前周知について(周知依頼)」「令和七年十月二日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課及び保険課連名事務連絡)により、厚生労働省が作成した同年十二月二日以降の保険医療機関等での被保険者による受付等に関するリーフレット等を送付し、これを活用した被保険者に対する事前の周知の依頼を行うとともに、当該リーフレットについて同省のホームページにおいて公表する等の広報

を行ってきたところであり、マイナ保険証の利用率は着実に上昇しているものと認識している。
四)について
お尋ねの「資格確認書の発行件数及び発行理由の内訳(高齢者・障害者・カード紛失等)」については、全ての保険者の状況を網羅的に把握しているわけではないが、例えば、市町村国保においては、厚生労働省が都道府県を通じて行った調査によると、令和七年三月三十一日時点で、お尋ねの「資格確認書の発行件数は百七十二万五千四百七十三件であり、お尋ねのその「発行理由の内訳」については、令和五年事務連絡において「資格確認書の交付対象者」としている「本人の申請によらない交付(職権交付)」、「マイナナンバーカードを紛失した者」及び「介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合」並びにその他の件数でお示しすると、それぞれ百五十二万九千四百七十二件、七万三千十件、六千九百八十八件及び一十一万八千七百七十三件となつており、このことである。
また、御指摘の「自治体窓口の発行体制の強化」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、市町村国保の保険者である市町村においては、資格確認書の発行による事務処理の変更や被保険者等からの問合せへの対応等が必要となつたことを踏まえ、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第七十二条第一項及び国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(昭和三十八年厚生省令第

令和七年十二月二十六日 参議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

十号)第六条第一号フの規定並びに「令和七年度特別調整交付金交付基準」(令和七年十一月十四日付け保国発一一一四第一号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知別紙)に基づき、「リーフレットの照会対応のために、窓口対応や電話対応を委託した場合の委託に要する費用及び「加入者情報通知等マイナ保険証に係るコールセンターを設置した場合の設置に要する費用」について、国から「交付」することとしているところである。

五について
御指摘の「一本化に係る反省点、改善点及び制度設計・現場運用における教訓」の「整理・評価」について具体的かつ網羅的には行っており、これに関するお尋ねにお答えすることは困難であるが、政府としては、「今回の一本化」の検討に当たっては、「国民生活への影響」も考慮し、また、「現場運用」が適切に行われるよう、国会や社会保障審議会医療保険部会等における議論及び地方自治体等との協議を通じて、「制度設計」に当たり必要な改善を図り、また、こうした状況について厚生労働省のホームページで公表しながら取り組んできたところであり、現時点でお尋ねのような「検証」を行う予定はない。

マイナ保険証への一本化に係るトラブル及び保険証の切替えが困難な国民に対する支援措置に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月十七日

牧山ひろえ

参議院議長 関口 昌一殿

マイナ保険証への一本化に係るトラブル及び保険証の切替えが困難な国民に対する支援措置に関する質問主意書

マイナ保険証の利用については、従来、医療機関におけるトラブル、保険者情報の不一致によるエラー、デジタルの活用には慣れない国民の負担増加など、多様な問題が指摘されてきた。健康保険証のマイナ保険証への一本化(以下「一本化」という。)後も国民の医療アクセスが阻害されることのないよう、政府がトラブルを想定し、対策を講じているかを明確にする必要があるため、以下質問する。

- 一 トラブルの想定について
認証エラー、保険者情報の不一致、カード未所持者の受診手続、機器故障・通信障害、医療機関の事務負担増加など、政府が一本化の前に想定していたトラブルの種類及び種類ごとのトラブル発生確率の見積りを示されたい。
- 二 トラブルの発生状況について
一のトラブルについて、発生件数、発生原因の分析、医療機関及び患者への影響をそれぞれ示されたい。また、当初の政府想定と実際の発生状況に乖離がある場合、その理由及び改善策を示されたい。
- 三 医療機関の負担軽減策として、システム障害時における従来の健康保険証の暫定使用、資格確認の代替手続及び医療事務に対する支援(財政支援、窓口における混乱防止策)を実施しているか示されたい。また、これらのほかに政府として講じている具体的対策を示されたい。

四 マイナ保険証への切替えが困難な国民への支援措置について
自治体窓口における代理申請支援、訪問・出張サポート、資格確認書の即時発行及び相談窓口・コールセンターの強化について、政府又は自治体による実施状況を示されたい。また、これらの支援措置の期限及び同期限の延長可能性を示されたい。可能性がある場合、延長するか否かの判断基準について、政府の見解を示されたい。

五 支援措置の効果測定について
マイナ保険証への切替えが困難であった国民のうち、支援措置によって切替えが完了した人数及び資格確認書によって受診可能となった人数について、それぞれ実績を示されたい。

六 医療アクセスの確保に関する緊急措置について
一本化後に資格確認ができない患者が発生した場合に備え、政府は緊急措置を講ずる必要があるかと思料する。従来の保険証を使用可能とする臨時措置、資格確認書を即時発行できる体制の強化、医療機関の受診拒否を禁止する運用等について、現時点における政府の対応状況を示されたい。

七 一本化に要した経費等について
1 今回の一本化に当たって必要となった経費の総額及び内訳(広報経費、支援措置経費、システム改修経費等)を示されたい。また、

一本化による利便性向上等の経済効果を示されたい。

2 今後のデジタル移行の判断に関しては、事前に費用対効果の視点からの検討も行うべきと考えるが、今回の一本化に当たっては、費用対効果の検討を行ったか示されたい。行った場合、その要旨を説明されたい。右質問する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出マイナ保険証への一本化に係るトラブル及び保険証の切替えが困難な国民に対する支援措置に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの「トラブル」については、例えば、令和五年八月八日に開催された「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」の「最終とりまとめ」(以下「最終とりまとめ」という。)において示されている「保険者によるデータ登録の遅れや、医療機関等の機器不良等により、マイナンバーカードでオンライン資格確認を行うことができない」とや「顔認証付きカードリーダーの読み取り時のトラブル」等を

想定していたところであるが、お尋ねのような「トラブル発生確率の見積り」は行っていない。二の前提について

お尋ねの「トラブルの発生状況」については調査を行っていないため、お尋ねの「のトラブル」の「発生件数」は把握しておらず、また、「発生原因の分析、医療機関及び患者への影響」についても、網羅的には把握していないが、例えば、一について述べた「保険者によるデータ登録の遅れや、医療機関等の機器不良」のお尋ねの「発生原因」としては、当該データに関する事業主から保険者への届出の遅れや当該機器が適切に設置されなかったこと等があり、「マイナンバーカードでオンライン資格確認を行うことができない」ことにより、お尋ねの「医療機関及び患者への影響が生じないよう」、「マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について(周知)」(令和七年十一月十二日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡。以下「令和七年事務連絡」という。)により、関係団体を通じて「保険医療機関及び保険薬局(以下「保険医療機関等」という。))に対して、資格確認に当たって、健康保険法施行規則第五十三条第一項第五号等に規定する厚生労働大臣が定める方法(令和六年厚生労働省告示第三百四十九号)第一項第一号の規定に基づき、「個人番号カード」とともに「資格情報通知書」を提示する方法や、同項第二号の規定に基づき、「個人番号カード」とともに「情報提供等記録開示システム」を通じて取得した当該被保険者又は被扶養者の資格に係る情報が記録されたものを提示する方法等による

受診が可能とする取扱いについて周知するとともに、厚生労働省においてこうした内容を記載したリーフレットの作成やホームページでの公表等を通じて、保険医療機関等及び国民への周知・啓発を行っている。また、一について述べた「顔認証付きカードリーダーの読み取り時のトラブル」のお尋ねの「発生原因」としては、当該顔認証付きカードリーダーが適切に設置されなかったこと等があり、お尋ねの「医療機関及び患者への影響」が生じないよう、当該顔認証付きカードリーダーの設置方法について、令和七年事務連絡により関係団体を通じて保険医療機関等に対して周知するとともに、同省のホームページでの公表等を通じた周知を行っている。

二の後段について
一について述べたとおり、「トラブル発生確率の見積り」は行っていないため、お尋ねの「乖離」の有無について定量的にお示しすることは困難であるが、一について述べた「保険者によるデータ登録の遅れや、医療機関等の機器不良」及び「顔認証付きカードリーダーの読み取り時のトラブル」については、実際に一部の保険医療機関等で発生しているものと承知しているところ、二の前提について述べたとおり、保険医療機関等に対する周知等により、改善を図っているところである。
三について
お尋ねの「システム障害時における」「医療機関の負担軽減策」として、「従来の健康保険証の暫定使用」は実施していないが、「資格確認の代

替手続」に関しては、マイナンバーカードで資格確認を行うことができない場合の対応について、二の前提について述べたとおりである。また、「医療事務に対する支援(財政支援、窓口における混乱防止策)」に関しては、例えば、「令和七年度(令和六年度からの繰越分)地域診療情報連携推進費補助金(訪問診療等におけるオンライン資格確認実施要領(令和七年十一月二十七日付け保発一・二七第二号厚生労働省保険局長通知別紙)に基づき、保険医療機関等が行う「顔認証付きカードリーダー等の機器が故障した時の資格確認・・・を実施する必要がある保険医療機関等において、オンライン資格確認を実施できるようにするためのレセプトコンピュータ・・・の改修等、モバイル端末や汎用カードリーダーの購入等に係る事業」に対して補助を行っているところである。また、お尋ねの「これらのほかに政府として講じている具体的対策」については、例えば、こうした取組の内容を記載したリーフレットの作成や社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会のホームページでの公表等を通じた周知を行っているところである。

四について
御指摘の「マイナ保険証への切替え」に関しては、個人番号カードを健康保険証として利用するための登録については申請を要するものではないことから、政府としては、「自治体窓口における代理申請支援、訪問・出張サポート」は行っていないが、「資格確認書の即時発行及び相談窓口・コールセンターの強化」に資するよ

う、「資格確認書の様式等について」(令和五年十二月二十二日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)や「資格確認書の運用等に関するQ&Aについて」(令和六年八月一日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)等により、都道府県を通じて市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、都道府県が当該都道府県内の市町村ともに行う国民健康保険における資格確認書の交付等に関する運用の詳細について、周知を行っているところである。また、これに関し、お尋ねの「期限は設けていないことから、これに関するお尋ねにお答えすることは困難である。また、お尋ねの「自治体による実施状況」については把握していない。

五について
お尋ねのような「人数」については、調査を行っておらず、把握していない。
六について
お尋ねの「緊急措置」について、御指摘の「従来の保険証を使用可能とする臨時措置」に関しては、「従来の保険証」自体を「使用可能とする」ことは行っておらず、また、御指摘の「医療機関の受診拒否を禁止する運用」に関して、一般に、保険医療機関等の窓口で患者の「資格確認ができない」ことのみをもって、保険医療機関等が「受診拒否をすることはしないものと考えられるところ、そのように「禁止する運用」は行っていないが、令和七年事務連絡により、「令和八年三月末まで」の「移行期における暫定的な取扱い」として、「十二月二日以降、期限切れに気がつかずに健康保険証を引き続き持参してし

令和七年十二月二十六日 参議院会議録追録

質問主意書及び答弁書

また患者や、保険者から通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者については、保険証等単体で有効なものとして取り扱うものではないが、加入している保険者によらず、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、被保険者番号等によりオンライン資格確認等システムに照会するなどとした上で、三割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うこととする運用は、暫定的な対応として差し支えない」ととし、関係団体を通じて保険医療機関等に対して周知する等の対応を行っているところである。また、御指摘の「資格確認書を即時発行できる体制の強化」に関しては、資格確認書を円滑に交付できるように、四について述べたとおり、資格確認書の交付等に関する運用の詳細について周知を行っているところである。

七の1について
御指摘の「今回の一本化に当たって必要となった経費」の具体的に指し示す範囲が明らかではないため、お尋ねの「総額」をお示しすることは困難である。また、お尋ねの「広報経費」の額については、例えば、医療保険者等による周知広報に要する費用として、「マイナンバーカード健康保険証一体化広報費（令和四年度第二次補正予算に係るもの）は約十億円」、「マイナンバーカード健康保険証一体化広報事業費（令和五年度補正予算に係るもの）は約十一億円」、「マイナンバーカード健康保険証一体化周知広報事業費（令和四年度第二次補正予算に係るもの）は約十四億円」、「マイナンバーカード健康保

険証一体化周知広報事業費（令和五年度補正予算に係るもの）は約三十一億円である。また、お尋ねの「支援措置経費」については、その指し示すものが明らかではないため、お答えすることとは困難である。さらに、お尋ねの「システム改修経費」については、例えば、医療保険者等が導入している加入者の資格管理等のために用いるシステムの改修に要する費用として、「マイナンバーカード健康保険証一体化システム改修事業費（令和四年度第二次補正予算に係るもの）は約三十二億円」、「マイナンバーカード健康保険証一体化システム改修事業費（令和五年度補正予算に係るもの）は約三百六十七億円である。また、お尋ねの「経済効果」の試算は行っていない。

七の2について
お尋ねの「費用対効果」について、定量的な「検討」は行っていないが、「効果」については、最終とりまとめにおいて、「患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けていただくことが可能となるなどのメリットがある」とされており、そのために必要な「費用」について、七の1について述べたとおり、必要な経費を措置したものである。

令和七年十二月十七日

牧山ひろえ

参議院議長 関口 昌一殿

被害者手帳導入の政策目的及び制度設計に関する質問主意書

犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第六十一号）の施行から二十一年が経過した。しかし、被害者支援に係る制度は複雑かつ情報が不十分であるため、依然として多くの被害者・遺族が必要とする十分なアクセスできていない。被害者支援については、制度の周知不足、自治体間格差、関係機関の連携不足、属人性など、これまで指摘されてきた制度の断片化という課題がまだ解消されていない。

こうした課題を解消し、被害者支援に係る制度へのアクセスを保障する政策的手段として、被害者手帳の導入が検討されていると承知している。しかし、その政策目的、掲載内容、制度設計等が曖昧なままでは単なる情報冊子になってしまい、本質的な課題の解消にはつながらない。

本来、被害者手帳は、捜査・公判手続、医療・心理ケア、経済的支援、福祉・生活再建支援など、関係機関にまたがる支援を体系化し、被害者が必要とする支援を可視化する政策的手段として機能すべきものである。全国共通の基準を設けることで、自治体間の支援の格差縮小にも寄与し得る。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 被害者手帳導入の政策目的について

1 被害者手帳を単なる情報冊子とせず、被害

者支援に係る制度へのアクセスを保障する政策的手段として位置付ける考えはあるか明確に示されたい。

2 被害者手帳を被害者支援に係る制度全体の統合的ガイドラインとして位置付ける考えはあるか示されたい。

3 被害者手帳の導入により、被害者支援に係る制度における関係機関の連携不足という課題がどのように改善されるか示されたい。

二 被害者手帳の掲載内容について

1 被害者手帳に、捜査・公判手続、医療・心理ケア、経済的支援、福祉・生活再建支援など、関係する支援を包括的・体系的に整理して掲載し、被害者支援のワンストップサービス化を図る考えはあるか示されたい。

2 被害者手帳については、被害者の心理状態や生活再建の段階に応じて必要な情報にアクセスできる構成にすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

3 政府として、被害者支援の標準的なフローを被害者手帳に明確に示し、全国共通の基準とする考えはあるか示されたい。

4 自治体間の支援の格差を縮小するために、都道府県警察、自治体、民間支援団体などの窓口情報を統一的に掲載する考えがあるか示されたい。

5 各自治体が独自に作成する被害者支援に係るガイドブックとの整合性をどのように確保するか示されたい。また、政府として最低限の統一基準を設ける考えはあるか示されたい。

被害者手帳導入の政策目的及び制度設計に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

6 被害者参加制度や修復的司法へのアクセスに係る内容を被害者手帳に掲載する見込みはあるか示されたい。

三 被害者手帳の導入に伴う検討事項について

1 海外における被害者手帳に相当する政策的手段の導入事例を示されたい。事例がある場合、参考になる先行事例として扱うべきと思料するが、政府の見解を示されたい。

2 被害者支援のための冊子としては、「制度等を説明した「被害者の手引」が活用されてきた。また、東京、京都、佐賀などでは「支援ノート」が作成されている。これらの先行事例における評価すべき点や改善すべき点について、政府の認識を示されたい。

3 長期的な被害者支援の体制を構築するため、関係機関が支援の経過を共有する「カルテ」の導入も並行して検討されていると承知している。前向きな検討と評価するが、同カルテには個人情報漏えいに係るリスクがあると思料する。当該リスクへの対応方針を示されたい。

4 被害者手帳を配付する対象として、どのような犯罪の被害者を想定しているか示されたい。

5 被害者手帳の導入の検討において、被害者及び関係者等の当事者の意見をどのように取り入れてきたか示されたい。また、被害者手帳の導入に当たり、今後の検討及び運用段階において、どのように当事者の参画を図る方針か示されたい。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出被害者手帳導入の政策目的及び制度設計に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出被害者手帳導入の政策目的及び制度設計に関する質問に対する答弁書

一の1及び2並びに二について

お尋ねの「被害者支援に係る制度へのアクセスを保障する政策的手段として位置付ける」及び「被害者支援に係る制度全体の統合的ガイドラインとして位置付ける」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、「被害者手帳」(以下「被害者手帳」という。)に関する具体的な施策の内容については、現在検討中であるため、お尋ねについて現時点においてお答えすることは困難である。

一の3について

お尋ねの「被害者支援に係る制度における関係機関の連携不足」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、被害者手帳は、犯罪被害者等の負担を軽減することを目的とするものであり、関係機関の連携を強化することを直接の目的とするものではないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三の1について

お尋ねの「被害者手帳に相当する政策的手段」の具体的に意味するところが必ずしも明らかでないが、お尋ねの「導入事例」については、政府としては調査を行っておらず承知していません。

三の2について
御指摘の「被害者の手引」については、刑事手続の概要、犯罪被害者等の支援のための制度等に関する情報が幅広く記載されている一方、犯罪被害者等が受けた支援の状況を当該犯罪被害者等が記録する用途になじみにくいという課題があり、また、「支援ノート」については、犯罪被害者等が受けた支援の状況を当該犯罪被害者等が記録することができる一方、全ての地方公共団体において作成されているわけではないという課題があると認識している。

令和七年十一月四日に開催された犯罪被害者等施策推進会議における配布資料三別紙「第五次犯罪被害者等基本計画(案)」においては、「犯罪被害者等支援コーディネーター等が支援している犯罪被害者等の支援記録を保管して、支援経過・内容を適切に把握するとともに、再相談があった際の円滑な対応にも資する「カルテ化」の取組を進めることとされているところ、当該取組を実施する場合には、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第三項において、「犯罪により害を被つた事実」が含まれる個人情報「要配慮個人情報」の一つとして規定されていることなどを踏まえ、関係法令に従って適切に対応してまいりたい。

三の4について
お尋ねの「被害者手帳を配付する対象」については、現在検討中であるため、お尋ねについては、現時点においてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、被害者手帳を必要とする方に交付することが可能となるよう必要な対応を検討してまいりたい。

お尋ねの「被害者手帳を配付する対象」については、現在検討中であるため、お尋ねについては、現時点においてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、被害者手帳を必要とする方に交付することが可能となるよう必要な対応を検討してまいりたい。

お尋ねの「被害者及び関係者等の当事者」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、被害者手帳については、関係府省庁の職員及び犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者から成る「基本計画策定・推進専門委員会等会議」において、犯罪被害者等を含めた同会議の構成員の意見も踏まえて検討されてきたところ、今後とも当該意見等を踏まえて被害者手帳に関する具体的な施策の内容について検討してまいりたい。

被害者手帳導入時の実効性の確保策等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
令和七年十二月十七日
参議院議長 関口 昌一殿
参議院議員 牧山ひろえ

被害者手帳導入時の実効性の確保策等に関する質問主意書
犯罪被害者支援については、制度の周知不足、自治体間格差、関係機関の連携不足、属人性など、制度の断片化という課題が長年指摘されてき

た。被害者手帳の導入は、こうした課題の解消に寄与し得る政策である。しかし、しっかりとした制度設計や運用面での実効性を確保する具体的な仕組みがなければ、その効果は限定的となるおそれがある。

被害者手帳の実効性は、運用面における政策判断に左右される。例えば、被害者手帳の配付方法、被害者支援に係る制度の説明方法、関係機関の連携、全国統一の運用基準の設定、被害者手帳のデジタル化による利便性向上・アクセシビリティ確保などである。また、被害者手帳の導入後には、効果を検証し、継続的な改善を担保する仕組みも必要である。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 被害者手帳導入時の実効性確保及び関係機関の責任分担について

1 警察、検察、医療機関、自治体など、被害者支援の入口となる機関に対し、被害者手帳を活用した支援を義務付ける考えはあるか示されたい。義務付ける考えがない場合、実効性をどのように担保するか示されたい。

2 被害者手帳の配付及び被害者支援に係る説明について、支援開始の標準手続として制度化する考えはあるか示されたい。

3 関係機関横断的な運用基準・プロトコルを策定し、全国統一の運用を徹底する考えはあるか示されたい。

4 自治体の被害者支援担当部署の体制強化に向け、政府としてどのような支援を行う方針か示されたい。

5 自治体の被害者支援窓口やワンストップ支援センターとの連携をどのように位置付けるか示されたい。

二 被害者手帳のデジタル化及びアクセシビリティの向上について

1 政府は、被害者手帳のデジタル化を検討しているか示されたい。検討している場合、いつまでに結論を得るかなどスケジュールを示されたい。

2 デジタル化する場合、プライバシー保護や情報管理に係る方針を示されたい。また、多言語対応、読み上げ機能、障害者への配慮、高齢者・ICTに不慣れな国民への対応など、ユニバーサルデザインに基づく措置を講ずるべきと考えるが、政府の方針を示されたい。

三 その他の実効性確保のための施策に係る検討事項

1 被害者手帳の配付等を支援開始の標準手続として制度化した場合、支援を行うNPO等の団体はどのような位置付けとなるか、政府の方針を示されたい。

2 第五次犯罪被害者等基本計画(案)では、「犯罪被害者等支援コーディネーターを配置した多機関ワンストップサービス体制の整備及び効果的な運用が図られるよう、都道府県に対して財政面・運用面での支援を行う」とされている。犯罪被害者等支援コーディネーターは、どのような経歴、資格、素養等を持った人材を想定しているか示されたい。ま

た、犯罪被害者等支援コーディネーターに対して、どのような権限の付与を想定しているか示されたい。

3 被害者手帳には、自身の被害状況を記載する欄も設けられる方向とされている。これにより、被害状況を繰り返し口頭で説明することによる心理的負担の軽減効果が期待されている。しかし、被害者支援に係る各手続における口頭説明が必要最小限な範囲に縮減されることは必ずしも言えないと考える。この懸念について、政府は問題意識を有しているか示されたい。

四 被害者手帳導入後の政策評価及び改善プロセスについて

1 被害者手帳の導入による政策効果(被害者支援に係る制度へのアクセス向上、被害者支援窓口の利用者増加、制度の利用率改善等)を評価するための指標を設ける考えはあるか示されたい。

2 前記の政策効果の評価結果を公表し継続的な改善を行うPDCAサイクルについて、制度として導入する考えはあるか示されたい。右質問する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出被害者手帳導入時の実効性の確保策等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出被害者手帳導入時の実効性の確保策等に関する質問に対する答弁書

一の1から3まで及び三の1について

お尋ねの「被害者手帳」(以下「被害者手帳」という。)に関する具体的な施策の内容については、現在検討中であるため、お尋ねについては現時点においてお答えすることは困難であるが、警察庁においては、都道府県警察等の関係機関が地域の実情に応じて被害者手帳を作成するための参考例を示すとともに、被害者手帳の活用方法等に関する研修を実施することを予定している。

一の4について

御指摘の「自治体の被害者支援担当部署」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」(令和五年六月六日犯罪被害者等施策推進会議決定)等に基づき、「地方における途切れない支援を一体的に提供する体制の構築」のための都道府県の事業を対象とした犯罪被害者等支援補助金の交付、地方公共団体の職員に対する研修等を行っており、引き続き、「地方における途切れない支援の提供体制の強化」に取り組んでまいりたい。

一の5について

お尋ねの具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、地方公共団体、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等が犯罪被害者等から相談を受けた場合は、当該犯罪被害者等が受けてきた支援の状況を記録

した被害者手帳を必要に応じて参照しつつ、関係機関と連携して当該犯罪被害者等への支援を実施することも考えられるところ、具体的な施策の内容については現在検討中である。

二について

お尋ねの「デジタル化」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、被害者手帳に関する具体的な施策の内容については現在検討中であるが、被害者手帳について、現時点においては、紙媒体として作成することを想定している。

三の2について

前段のお尋ねについては、「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制構築・運用の手引き（令和六年九月警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課作成）」において、「コーディネート」は、犯罪被害者等との面談を行うことから対人援助技術を有することや、多機関ワンストップサービスを構成する機関・団体の役割や機能についての知見を有していることが求められます。また、特に重要な点として、「都道府県や市区町村が提供する生活を支援するための各種制度・サービスのうち、特に保健医療・福祉分野に関するものについての知見を有していることが期待されており、社会福祉士、精神保健福祉士といった福祉に関する専門的な資格を有していることが、より望ましいと考えられます」としているとおりであります。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「権限」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、当該手引きにおいて、「コーディネート

ターに求められる業務」は、犯罪被害者等に対する「支援計画の立案」、「関係機関・団体との調整・協議」、「市区町村の総合的対応窓口担当者に対するアドバイザーの機能・役割」等としているところ、「コーディネート」は、当該手引きの内容も踏まえ、関係機関・団体との調整等の業務を行っているものと承知している。

三の3について

御指摘の「被害者支援に係る各手続における口頭説明が必要最小限な範囲に縮減される」とは必ずしも言えないと考えること理由が明らかではないため、お尋ねについてお答えすることとは困難であるが、いずれにせよ、御指摘の「被害状況を繰り返し口頭で説明することによる心理的負担」の軽減に資するよう、被害者手帳の作成等に関する取組、関係機関・団体の職員に対する研修等を推進してまいりたい。

四について

被害者手帳に関する施策の実施状況の検証及び評価の具体的な手法については、関係府省庁の職員及び犯罪被害者等の支援等に關し優れた識見を有する者から成る「基本計画策定・推進専門委員会等会議」において現在検討中であるため、お尋ねについて現時点においてお答えすることは困難である。

子どもからのSOSを聞き逃さない仕組みに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月十七日

牧山ひろえ

参議院議長 関口 昌一殿

子どもからのSOSを聞き逃さない仕組みに関する質問主意書

児童虐待や学校等におけるいじめは、子どもの生命・身体・尊厳に重大な危害を及ぼす深刻な人権侵害である。近年、児童相談所への虐待通告件数は高止まりし、いじめの重大事態も後を絶たない。子どもが発する微細な兆候や間接的な訴えを社会全体で受け止め、適切な支援につなげる体制の構築は、国の最重要課題である。

私はこれまで、平成二十七年三月二十六日の参議院厚生労働委員会等において、本質問主意書と同様の問題提起及び提案をしてきた。しかし、相談窓口の分散、学校・福祉・医療・警察等の縦割り、通報後の対応のばらつき、子どもが安心して声を上げられる環境の不足などにより、子どもからのSOSが届かない事例、届いても救済につながらない事例の存在が引き続き指摘されている。政府の認識と具体的な対応を明らかにするため、以下質問する。

一 児童虐待及びいじめに関し、子どもからのSOSが「未把握」、「把握遅延」となる主因を、政府はどのように分析しているか。直近の課題認識を具体的に示されたい。

二 子どもからのSOSの相談窓口は、子ども関係の所管省庁の縦割りを反映して、多数ある状況にある。これに地方自治体の担当部署も加わると、子どもにとってはどこに相談するのが適

切かの判断が困難となる。また、相談窓口を必要とする子どもは既に追い詰められており、最適な窓口を冷静に選べる状況にない想定される。

子どもからのSOSが適切な相談窓口が届かない原因の一つとして、相談窓口の乱立があるのではないかと考える。この点に関する政府の認識を示されたい。

三 子どもからのSOSを受け止める体制の整備に当たっては、相談を受ける側である所管省庁の立場に立つのではなく、相談をする側である子どもの立場に立った制度設計にすべきである。具体的には、子どものSOSに関することについて、いじめ・虐待・人権問題など種別を問わず、子ども本人・周囲の大人など相談者を問わない、全てを統合した窓口（以下「統合窓口」という。）を創設し、事案の性質や専門性に応じて最適な部署等に割り振るべきと考える。この点に関する政府の見解を示されたい。

四 児童相談所虐待対応ダイヤル「二八九（いちやく）」や二十四時間子供SOSダイヤル「二〇一〇―七八三二〇（なやみいおう）」については、「いちやく」や「なやみいおう」は大人の言葉遣いであり、小さな子どもにとって分かりにくく幅広く浸透しているとは言えない状況である。統合窓口の電話番号については、例えば、一二三番や一一一番など、一一〇番や一九番よりも子どもが簡単に覚えることができる三桁の分かりやすい番号を付与することを提案する。子どもの命に関わる問題であり、提案のような対応をすべきと考えるが、政府の見解を伺う。

五 統合窓口を適切に運用していくためには、相談を受けた後、緊急度を判定するトリアージと関係機関への引継ぎが迅速かつ確実に行われる必要がある。そのためには、標準化された統合窓口の運用指針を整備する必要があると考える。運用指針の必要性に関する政府の認識を示されたい。不要と考える場合、その理由を示されたい。

六 私が前記の問題提起及び提案をしてから十年以上が経過している。その間に、多くの子どもが危険な目に遭い、苦しんだと考えられる。救える命もあつたはずである。政府が対応しなかつた間に被害が拡大した可能性について、認識を示されたい。
右質問する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出子どもからのSOSを聞き逃さない仕組みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出子どもからのSOSを聞き逃さない仕組みに関する質問に対する答弁書
一について
御指摘の「子どもからのSOSが「未把握」、「把握遅延」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘のように「子どもからのSOSが届かない」又は届くことが遅れること

と解すれば、その原因については、例えば、子ども家庭庁が令和七年五月二十三日に公表した「子どもの悩みに寄り添える社会に向けて(中間報告)」において、「悩みの内容や深刻度等に応じて、関係性の強い人・そうでない人のどちらに相談したいか(あるいは自分自身の中で気持ちを整理したいのか)、子どもによって希望は様々である」、「子どもたちは周囲の大人に悩みを受け止めてもらえなかつた過去の経験等から、大人に相談することにハードルを感じている」としておられること、SOSを届けるに当たり様々な課題があること等が考えられること、お尋ねの「主因」について一概にお答えすることは困難である。
二について

先の質問主意書(令和七年六月二十日提出質問第二四七号)二でお尋ねの「窓口の乱立が、SOSの「捕捉漏れ」・・・や「対応の遅延」・「たらい回し」を引き起こしている具体的事例」及び「複数の窓口にまたがる事案・・・」において、省庁間で責任の所在が不明確となり、対応が停滞した事例については、先の答弁書(令和七年七月一日内閣参質二一七第二四七号。以下「前回答弁書」という。)二について「お尋ねのような「具体的事例」及び「省庁間で責任の所在が不明確となり、対応が停滞した事例」は把握していない」と述べたとおりであり、また、一について述べたとおり、「子どもからのSOSが届かない」原因については、「SOS」を届けるに当たり様々な課題があること等が考えられるところ、お尋ねのように「相談窓口の乱立」が

「子どもからのSOSが適切な相談窓口が届かない原因」となっているとは評価していない。
三から五までについて
お尋ねについては、前回答弁書五の3及び4について「お尋ねについては、中間報告において、子どもが悩みや不安を相談したい相手は「子どもによって希望は様々」であること等から、子どもが安心して悩みを打ち明けられる環境を作るためには「子どもが頼ることができる先を、・・・子どもが頼ることができる先が必要」であり、「子どもが頼ることができる先があることを子どもに知ってもらうことが重要」としていること、子どもがそれぞれの希望に応じて相談先を選択することができるよう、多様な相談窓口が存在することが必要であると考

えており、御指摘のように「統一した番号を創設すべき」とは考えていない」と述べたとおりであり、お尋ねのような「統合窓口を創設し、その「運用指針」を「整備」すること及び「提案のような対応をすべき」とは考えていない。
六について
御指摘の「子どもからのSOS」への対応については、政府として、例えば、「子ども大綱」(令和五年十二月二十二日閣議決定)において、「貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始めとする困難な状況に置かれた子ども・若者や、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らす子ども、社会的養護経験者(いわゆるケアラーバー)、宗教二世、外国人の子どもなど、様々な状況にあつて声を聴かれにくい子どもや若

者、乳幼児を含む低年齢の子ども、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くない子ども・若者も自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、言語化された意見だけでなく様々な形で発する思いや願いについて汲み取るための十分な配慮を行う」、「子ども・若者や家庭に支援を届けるに当たっては、支援が必要でも自覚できないなどSOSを発すること自体が困難、相談支援の情報を知らない、知っていたとしても申請が複雑で難しいといった課題があるほか、SOSを発しても周囲が受け取れていないことがある。子ども・若者や家庭が、必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるよう、地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける」等とし、これに基づく対応を進めてきたところであり、「政府が対応しなかつた」ことの御指摘は当たらず、このことを前提としたお尋ねにお答えすることは困難である。

スルガ銀行不正融資問題の早期解決に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
令和七年十二月十七日

参議院議長 関口 昌一殿

牧山ひろえ

スルガ銀行不正融資問題の早期解決に関する質問主意書

スルガ銀行株式会社(以下「スルガ銀行」という。)による不正融資問題は、金融機関の健全性と金融行政への信頼を大きく揺るがした重大事案である。

この問題について、私は令和四年五月二十四日の参議院財政金融委員会(以下「委員会」という。)において、被害の全体像が十分に解明されていないこと、シェアハウス向け融資のみならずアパート・マンション向け融資(以下「アバマン向け融資」という。)にも深刻な被害が及んでいること、被害者救済がなお不十分であること、金融庁及び内閣府特命担当大臣(金融)(以下「金融担当大臣」という。)の監督責任が厳しく問われることを指摘した。これに対し、政府は、スルガ銀行に対し被害者に寄り添った対応を求めていく旨、金融行政としても必要な指導を行っていく旨を答弁した。

しかし、現在に至るまで、アバマン向け融資による被害は実質的に解決されておらず、被害者からは、スルガ銀行が真摯に対応していないとの声が上がりが続いている。また、司法的解決についても、立証の困難性や時間的・経済的負担の大きさから、実効的な救済に結び付いていない。こうした状況については、政府がこれまで委員会等で示してきた認識や答弁との間に齟齬が生じていると言わざるを得ない。

スルガ銀行は令和七年五月十三日、金融庁から銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十四条第一項に基づく報告徴求を受領した旨を公表した。これによれば、アバマン向け融資の問題に関

して、「全ての債務者の個別解決に至っておらず、解決に向けた取組みが長期化している理由及び期限等を示した上で今後、早期解決を図っていくための具体的な改善策について」示すことを金融庁から求められている。

私は委員会において、スルガ銀行の不正融資問題について、アバマン向け融資においても被害が発生している旨を指摘した。政府は、アバマン向け融資による被害に関する問題意識を否定せず、実態把握に努める旨答弁した。政府は、現時点において、アバマン向け融資による被害の件数、規模及び内容等の実態をどう把握しているか、具体的に明らかにされたい。

二 政府は委員会において、スルガ銀行に対し、被害者の立場に立った誠実な対応を求める旨答弁した。また、金融担当大臣は、銀行法その他関係法令に基づき、必要に応じて金融機関に対する指導・監督を行う権限を有している。同権限に基づき、金融庁は平成三十年十月五日、スルガ銀行に対し、健全かつ適切な業務運営を確保するため、「投資用不動産融資に関して、金利引き下げ、返済条件見直し、金融ADR等を活用した元本の一部カットなど、個々の債務者に対して適切な対応を行うための態勢の確立」を含む業務改善命令を发出した。

スルガ銀行が業務改善命令を遵守し、問題解決に向けて真摯に対応してきたと政府は評価しているか示されたい。評価している場合、評価に値するスルガ銀行の対応を具体的に示されたい。評価していない場合、政府としてスルガ銀行

行に対してどのような対応を行ったか示されたい。

三 私は委員会において、本問題が単なる個別金融機関のトラブルではなく、金融行政の信頼に関わる重要な問題であると指摘した。政府として、スルガ銀行の不正融資問題が金融行政全体への信頼に及ぼしている影響をどのように認識しているか示されたい。

四 政府はこれまで、本問題について司法的解決も一つの手段であるとの立場を示してきた。司法的解決を全て否定するわけではないが、現実には多くの被害者が司法的解決に至っていない。本問題が解決せずに長期化している要因は、司法手続において、スルガ銀行が各案件に固有の事情を個別に検討すべきとの立場に固執し、かつ、融資経緯等の解明に具体的に協力していないことにあると考える。

スルガ銀行不正融資問題について、司法的解決には限界があると政府は認識しているか示されたい。

五 シェアハウス向け融資問題については一定の政治的整理が行われた一方、アバマン向け融資問題については未整理のままである。こうした状況は、政府が過去の答弁で示してきた被害者救済を進めるとの方針と整合しているとは言えない。

早期解決を図るためには、アバマン向け融資問題についてもシェアハウス向け融資問題と同様に、スルガ銀行の組織的な不正が背景にあるという事件の本質の共通性に着目し、包括した

解決を強く主導すべきだと考える。シェアハウス向け融資問題でできたことがアバマン向け融資問題でなぜできないか。できない理由を明らかにされたい。

六 スルガ銀行不正融資問題、特にアバマン向け融資問題については、司法的解決のみに委ねず、金融担当大臣の責任において政治的・行政的な解決を図る必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

七 金融庁は、スルガ銀行に対し、不正に関与した行員の氏名及び処分理由の全面開示を指示し、早期の抜本的な救済及び解決を促すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

八 スルガ銀行は令和七年十二月十五日、アバマン向け融資問題について、裁判所の調停勧告に基づいて解決を目指す旨発表した。合計六百四物件のうち、百九十四物件についてはスルガ銀行の不法行為が成立する可能性があるとして総額百二十一億円の解決金を支払い、四百十物件についてはスルガ銀行の個別支援策で解決を目指すとしている。解決に向けた大きな動きであり、新しい方針の発表に踏み切ったスルガ銀行の決断には一定の評価をするが、この方針によっても救われない被害者はいる。スルガ銀行の不正による被害という共通項に対し、すべからず救済を行ってこそ、求められている「包括的な解決」になると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出スルガ銀行不正融資問題の早期解決に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出スルガ銀行不正融資問題の早期解決に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「被害の件数」の具体的に指し示す範囲が明らかではなく、また、「規模及び内容等」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、金融庁としては、令和七年十月十七日のスルガ銀行株式会社(以下「銀行」という。)の公表によれば、「アパマン問題」について、「損害賠償責任が生じる可能性がある」と銀行が「自ら認めた」物件の数は二物件であると承知している。また、同年十二月十五日の銀行の公表によれば、八で御指摘の「裁判所の調停勧告」(以下「調停勧告」という。)において、銀行の「不法行為が成立する余地がないではない」物件の数は百九十四物件であり、当該物件に係る「解決金」は「総額百二十一億円」とされたと承知している。

二 について

お尋ねの「対応」については、金融庁としては、調停勧告が示されたことを受け、令和七年十二月十五日に、銀行が、銀行から融資を受けた債務者(以下「債務者」という。)側の弁護団と

の連名による「アパマン問題に関する共同声明」(以下「共同声明」という。)において、「調停勧告に沿ってアパマン問題の一日でも早い解決を図ってまいりたいと考えております。」及び「これまで公表している個別解決施策等の柔軟な適用を行い、今後も、通常の日常生活を営むことにも困窮するような取立ては行わない」旨を公表したことは、一で御指摘の「スルガ銀行の不正融資問題」(以下「当該問題」という。)の解決に向けた大きな前進であると認識している。

同庁としては、銀行において、調停勧告や共同声明に沿った対応がとられているかどうかを含めて、銀行による取組の進捗状況を確認し、当該問題の早期解決に向けた対応を強く促してまいりたい。

三 について

お尋ねの「金融行政全体への信頼に及ぼしている影響」の意味するところが必ずしも明らかではないが、金融庁としては、銀行におけるコンプライアンスをめぐる問題を事前に察知できなかった点は課題であると認識しており、同庁においては、検査業務と監督業務がより効果的かつ効率的なものとなるよう連携体制について見直しを行ってきており、引き続き、同庁における検査及び監督の在り方等について不断の見直しを行いながら、透明かつ公正な金融行政の遂行に努めてまいりたい。

四から六までについて

お尋ねについては、御指摘の「被害者」と銀行との間で民事調停や民事訴訟等の手続が進められていると承知しており、一義的には当事者間

において解決されるべき事柄であることから、政府としてお尋ねの「認識」及び「理由」を示すことは差し控えたい。

いずれにせよ、金融庁としては、銀行において、調停勧告や共同声明に沿った対応がとられているかどうかを含めて、銀行による取組の進捗状況を確認し、当該問題の早期解決に向けた対応を強く促してまいりたい。

七 について

お尋ねの「全面開示」及び「抜本的な救済及び解決」の意味するところが必ずしも明らかではないが、金融庁としては、令和七年十二月十五日の銀行の公表によれば、銀行は、「裁判所の求めに応じた適切な情報提供」(・・・担当社員)の処分有無なども含むを、調停委員会限りの形で「行っている」と承知している。

八 について

お尋ねの「包括的な解決」及び「救われない被害者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、金融庁としては、調停勧告が示されたことを受け、令和七年十二月十五日に、銀行が、共同声明において、「調停勧告に沿ってアパマン問題の一日でも早い解決を図ってまいりたいと考えております。」及び「これまで公表している個別解決施策等の柔軟な適用を行い、今後も、通常の日常生活を営むことにも困窮するような取立ては行わない」旨を公表したことは、当該問題の解決に向けた大きな前進であると認識しており、引き続き、銀行及び債務者側の双方が、調停勧告や共同声明に沿って当該問題の解決に向けて丁寧に協議を進

めることが重要であると考えている。

同庁としては、銀行において、調停勧告や共同声明に沿った対応がとられているかどうかを含めて、銀行による取組の進捗状況を確認し、当該問題の早期解決に向けた対応を強く促してまいりたい。

インボイス制度の負担軽減措置等の柔軟な運用に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月十七日

参議院議長 関口 昌一殿
牧山ひろえ

インボイス制度の負担軽減措置等の柔軟な運用に関する質問主意書

二〇二三年十月のインボイス制度(以下「制度」という。)実施以来、特に中小零細事業者、フリーランス、個人事業者において、事務負担の増大、取引条件の弱い立場の事業者への転嫁拒否、免税事業者の取引排除など、多岐にわたる影響が指摘されている。制度実施に当たり、政府は、「二割特例」、「八割控除」と言われる負担軽減措置、経過措置を設けた。

「二割特例」は、制度を機に免税事業者がインボイス発行事業者として課税事業者に転換した場合における負担軽減措置である。売上げに係る消費税額の八割を控除し、残りの二割だけを納税額とすることができる。適用期間は二〇二三年十月一

日から二〇二六年九月三十日までの日の属する各課税期間である。手続として事前届出は不要であり、確定申告書に「二割特例」の適用を受ける旨を記載するだけで適用される。

「八割控除」は、課税事業者が免税事業者等からの仕入れについても制度実施後六年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置である。控除可能な割合については、二〇二三年十月一日から二〇二六年九月三十日までは仕入税額相当額の八十％、同年十月一日から二〇二九年九月三十日まででは五十％であり、同年十月一日以降は控除不可となる。

以上を踏まえて、以下質問する。
一 制度が目立ったトラブルなしに実施されたことは、これらの負担軽減措置及び経過措置によるところが大きいと評価している。これらの負担軽減措置等の果たした役割と意義に関する政府の認識を示されたい。

二 制度実施後二年が経過したが、免税事業者から課税事業者への転換はどの程度進んでいるか示されたい。
三 負担軽減措置等を予定どおり終了する場合、課税事業者への転換に至らなかった中小零細事業者等の免税事業者の経営にどの程度の負担が掛かるか見通しを示されたい。また、その負担によって廃業に追い込まれる事業者がどの程度出るか見通しを示されたい。

四 中小零細事業者においては、制度実施後、インボイス発行事業者への転換や確認作業に時間を要しており、仕入先との関係で混乱が続いている。政府は制度の定着状況をどのように把握

しているか示されたい。

五 制度実施後二年が経過したが、事業者の負担が軽減されたとは必ずしも言えず、制度への対応が追いつかない事業者も少なくない。現場からは、これらの負担軽減措置等の延長又は恒久化を求める声が強い。こうした現場の声を政府は無視すべきではないと考えるが、政府の対応方針を示されたい。

六 負担軽減措置等を終了する場合、予定どおり機械的に終了するのではなく、制度の定着状況や事業者の経営状況等を事前に調査する必要があると考えるが、こうした調査の必要性に係る政府の認識を示されたい。また、その調査結果に基づき、事業者等に問題が生じないことを確認した上で負担軽減措置等を終了するという柔軟な運用を検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。
令和七年十二月二十六日
内閣総理大臣 高市 早苗
参議院議長 関口 昌一殿
参議院議員 牧山ひろえ君提出インボイス制度の負担軽減措置等の柔軟な運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員 牧山ひろえ君提出インボイス制度の負担軽減措置等の柔軟な運用に関する質問に対する答弁書
御指摘の「経過措置」については、御指摘のイ

ンボイス制度の導入に伴う事業者の事務的な負担等を軽減し、同制度の円滑な導入及び定着を図る一定の効果があつたものと認識している。
二について

国税庁の集計によれば、令和六年末までに消費税法(昭和六十三年法律第八号第五十七条の二第一項の規定による登録を受けた事業者のうち、免税事業者である旨を記載して同条第二項の申請書を提出した者の数は、約百七十七万者である。
三について

前段のお尋ねの「見直し」については、事業者個々の事業の状態等の様々な事情に左右されることから、お答えすることは困難である。
後段のお尋ねの「見直し」については、事業者が廃業に至る事情は様々であることから、お答えすることは困難である。

四について
お尋ねについては、令和七年十一月二十一日の衆議院財務金融委員会において、片山財務大臣が「全体としては、非常に大きな混乱が生じているということではなく、制度は次第に定着に向かっている状況にあるのではと認識をしております。」と答弁していることである。

五及び六について
六の前段のお尋ねについては、令和七年五月十三日の参議院財政金融委員会において、加藤財務大臣(当時)が「インボイス導入に伴う事務負担の状況について、ソフトウエアベンダーが調査した結果なども分析していくことに加え、各省庁において各業界が実務上抱えている

課題や取引実態の把握に努めてきたところであり、依頼に応じて可能な範囲で各団体と意見交換に、私ども主税局の職員も出席して直接関係者の意見、考えもお伺いしているところでございます。インボイス制度の対応については、委員御承知のように、各業界の取引慣行等を踏まえて行われていることを踏まえれば、各省庁を通じて実態把握が効果的であると考えておりますが、引き続き、各種団体との意見交換の場を活用した実態把握を継続して進めるとともに、把握した方に対してはきめ細かく丁寧な対応に努めていきたいと考えております。」と答弁しているところであり、これらの機会等を通じて制度の施行状況等の把握に努めているところである。また、五及び六の後段のお尋ねについては、同年十一月十一日の衆議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「特例のあり方を考える際には、期限を区切って特例が設けられた趣旨、日々の買い物で消費者の方々が支払った、消費税分として支払ったものが、特例によって実際にはすべて納税されず、事業者の手元に残る場合があること、消費者の皆様の視点から、まずは与党の税制調査会で幅広い観点から議論をされるべきだと考えております。」と答弁しているところであり、同年十二月十九日に与党が取りまとめた「令和八年度税制改正大綱」において、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則の規定に基づく適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置及び適格請

求書発行者以外の方から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直しが盛り込まれていること等を踏まえ、政府としても適切に対応していく考えである。

存立危機事態が「平素」であるとする政府答弁に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月十七日

小西 洋之

参議院議長 関口 昌一殿

存立危機事態が「平素」であるとする政府答弁に関する質問主意書

政府は、福島みずほ参議院議員が提出した「有事における特定利用空港・港湾の利用に関する質問主意書」(第二百十九回国会質問第三二二号)に対する答弁(内閣参質二一九第三二二号)において、内閣官房が公表した「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備」に関するQ&A(令和七年八月二十九日更新)について、「有事については、法令上の用語ではなく、正確な定義があるわけでもないが、お尋ねの「Q3における「有事」については、武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態という意味で用いており、お尋ねの「Q3を含むQ&Aにおける「平素」については、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態以外の状況という意味で用いており、存立危機事態又は重要影響事態も排除していない。」と答弁した。

以下質問する。

一 「平素」とは、広辞苑(第七版)によれば、「つね日ごろ。ふだん。平常。」の意味である。存立危機事態は、「つね日ごろ。ふだん。平常。」か。

二 存立危機事態においては、我が国に対する武力攻撃がないことから、「平素」という文言を用いたという理解でよいか。

三 平成二十七年五月二十八日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において、中谷元防衛大臣兼安全保障法制担当大臣(当時)は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号。以下「国民保護法」という。)というのには、「我が国への直接攻撃や物理的な被害からいかにして国民、その生活を守るかという視点に立つて、そのために必要となる警報の発令、住民の避難や救援等の措置を定めるものでございます。」と答弁しており、したがって、我が国への直接攻撃や物理的な被害が存在しない存立危機事態においては、令和六年六月六日の参議院総務委員会において政府が答弁したように、「国民保護法は、存立危機事態に際して、その措置、それに対する措置としては適用されない」と考えるのが当然である。

この「国民保護法は、存立危機事態に際して、その措置、それに対する措置としては適用されない」という政府の見解に変更はないか。

四 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確

保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第二条第四号に規定する存立危機事態については、我が国に対する武力攻撃がない「平素」にすぎず、また、国民保護法が適用されないにもかかわらず、「存立危機事態」という名称としたのは、国民に誤解と不安を与え、不適切ではないか。

五 政府は、いわゆる昭和四十七年政府見解である「集団的自衛権と憲法との関係」において、「憲法は、第九条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が・・・平和のうちに生存する権利を有することを確認し、また、第十三条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、・・・国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄してはいないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に對処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであ

るから、その措置は、右の事態を排除するためとらるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に對処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」としている。

平成二十七年九月十四日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において、横田裕介内閣法制局長官(当時)は「これまで、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に当てはまるのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみであると考えていたわけでございます。」と答弁したが、昭和四十七年政府見解が「わが国がみずからの存立を全うし」や「武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」という文言を用いていることからすれば、我が国に対する武力攻撃が発生した場合こそが「存立危機事態」という名称にふさわしい事態であり、我が国に対する武力攻撃が発生しておらず、「平素」にすぎず、国民保護法の適用がない事態を「存立危機事態」という名称で表すことは、国民に誤解と不安を与え、不適切ではないか。

右質問する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員小西洋之君提出存立危機事態が「平素」であるとする政府答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出存立危機事態が「平素」であるとする政府答弁に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の答弁書(令和七年十一月十八日内閣参質二一九第三二号)の2及び3については、「Q3を含むQ&Aにおける「平素」の意味についてお答えしたものであるところ、お尋ねの存立危機事態については、武力攻撃事態及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第二条第四号において、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をい」と規定されているとおりである。

二について

御指摘の「Q&A」に記載しているとおり、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における空港又は港湾の利用調整は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成十六年法律第百十四号)等に基づき行われるものであり、「国家安全保障戦略」(令和四年十二月十六日閣議決定)において「関係省庁の枠組みの

令和七年十二月二十六日 参議院会議録追録

質問主意書及び答弁書

下で推進し、総合的な防衛体制を強化する」とした「公共インフラ整備」の取組における利用調整は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態以外の状況における空港又は港湾の利用調整を対象とするものであることから、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態以外の状況という意味で「平素」という文言を用いているものであり、お尋ねのように「存立危機事態においては、我が国に対する武力攻撃がないことから、「平素」という文言を用いた」ものではない。

三について

お尋ねの「政府の見解」に変更はない。四及び五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねの存立危機事態については、武力攻撃事態及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第四号において、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をい」と規定されているとおりであり、「国民に誤解と不安を与え、不適切」との御指摘は当たらない。

存立危機事態において我が国が我が国と密接な関係にある他国の同意を得て武力行使をすることに關する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月十七日

小西 洋之
参議院議長 関口 昌一殿

存立危機事態において我が国が我が国と密接な関係にある他国の同意を得て武力行使をすることに關する質問主意書

政府は、長妻昭衆議院議員が提出した「集団的自衛権行使容認等に関する質問主意書(第百八十九回国会質問第三三三三号)に対する答弁(内閣衆質一八九第三三三三号)において、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障体制の整備について」(平成二十六年七月一日閣議決定)でお示した「武力の行使」の三要件(以下「新三要件」という。)は、憲法第九条の下で「武力の行使」が許容されるための要件であり、国際法上の要件をお示したのではなく、国際法上集団的自衛権の行使の要件とされる武力攻撃を受けた国(以下「被攻撃国」という。)の要請又は同意は明記されていないが、我が国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であり、「武力の行使」の国際法上の根拠が集団的自衛権となる場合には、被攻撃国の要請又は同意が必要となる。この被攻撃国の要請又は同意は、一般国際法上、集団的自衛権の行使の要件として必要であると考えられているものであり、御指摘の千九百八十六年六月二十七日のニカラガア事件に関する国際司法裁判所の判決は、集団的自衛権の行使の要件について、必要性及び均衡性の要件に加え、自らが武力攻撃の犠牲者であるとする国による要請が必要であるとしているが、これは、集団的自衛権を行使することについての被攻撃国の同意をそ

の要件から排除するとの趣旨ではないと考えられている。この同意は、条約等の形式によるものを含むが、一般国際法上、その形式について具体的な定めがあるわけではない。また、被攻撃国による要請又は同意が行われるべき時期については、個別具体的な状況によるものであり、一概に申し上げることは困難であるが、条約等の形式により被攻撃国に対する武力攻撃が発生する前にあらかじめ同意を与えておくことも認められるものと考えている。新三要件を満たす場合には、被攻撃国からの要請又は同意に基づき、国際法上の根拠が集団的自衛権となる「武力の行使」を行うことが認められるが、いかなる場合に我が国が「武力の行使」を行うことができるかについては、個別の状況に応じて判断すべきものであり、あらかじめ定型の類型性にお答えすることは困難である。」と答弁した。

以下質問する。

一 「武力の行使」の三要件を満たす場合において、武力攻撃を受けた国から我が国に対する要請はないが、我が国が武力攻撃を受けた国から同意を得たときは、当該同意に基づき、国際法上の根拠が集団的自衛権となる「武力の行使」を行うことが認められるか。武力攻撃を受けた国から我が国に対する要請がある場合については明らかであるから、答弁は不要である。

二 日本が国際法上の根拠が集団的自衛権となる「武力の行使をしてよいか」と当該国に同意を求める事態というのは、どのような事態を想定しているのか。
右質問する。

令和七年十二月二十六日 参議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員小西洋之君提出存立危機事態において我が国が我が国と密接な関係にある他国の同意を得て武力行使をするに關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出存立危機事態に

おいて我が国が我が国と密接な関係にある他国の同意を得て武力行使をするに關する質問に對する答弁書

一について

國際法上、一般に、國家が國際法上許容される武力の行使を行うに当たっては、國際連合憲章(昭和三十一年條約第二十六号)を含む關連の國際法上の要件に從う必要があるところ、お尋ねの「武力の行使」の三要件を満たす場合には、一般國際法上集团的自衛權の行使の要件とされる武力攻撃を受けた國からの同意に基づき、國際法上の根拠が集团的自衛權となる「武力の行使」を行うことが認められる。

二について

御指摘の「國際法上の根拠が集团的自衛權となる「武力の行使をしてよいか」と当該國に同意を求める事態」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、一について述べたとおり、「武力の行使」の三要件を満たす場合には、一般國際法上集团的自衛權の行使の要件とされる武力攻撃を受けた國からの同意に基づき、國際法上の根拠が集团的自衛權となる「武力の行

使」を行うことが認められるが、いかなる場合に我が國が「武力の行使を行うことができるか

については、個別の状況に応じて判断すべきものであり、あらかじめ定型的類型性的にお答えすることは困難であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

日中平和友好條約に規定する「武力に訴えないこと」に關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

令和七年十二月十七日

小西 洋之

参議院議長 関口 昌一殿

日中平和友好條約に規定する「武力に訴えないこと」に關する質問主意書

日本國と中華人民共和國との間の平和友好條約(昭和五十三年條約第十九号。以下「日中平和友好條約」という。)第一條第二項は、「兩締約國は、前記の諸原則及び國際連合憲章の原則に基づき、相互の關係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。」と規定する。

以下質問する。

一 我が國は、日中平和友好條約第一條第二項の規定により、中華人民共和國に對して集团的自衛權を行使することが禁止されているのではないか、政府の見解を示されたい。

二 日中平和友好條約第一條第二項の規定について、

て、令和五年六月一日の参議院外交防衛委員會において、林芳正外務大臣(當時)は「國連憲章第二條三に言う紛争の平和的解決と同二條四に言う武力による威嚇又は武力の行使の禁止、これを確認したものでございます。」と答弁した。

また、平成二十七年八月二十六日の参議院我が國及び國際社会の平和安全法制に關する特別委員會において、岸田文雄外務大臣(當時)は、「國際法上、國連憲章二條四項によりまして、そもそも武力の行使というのは禁止されています。そして、その武力の行使を正当化する理由としてしまして國連憲章におきましては、五十一條において集团的自衛權と個別的自衛權、そして第七章によつて集团的安全保障、この三つを挙げています。こうした理由によつて武力の行使の違法性を阻却する、これが國際法のありようであります。」と答弁した。

これらの答弁を踏まえると、日中平和友好條約第一條第二項の規定により、全ての紛争について武力に訴えないこととされているが、「國の存立を全うし、國民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成二十六年七月一日閣議決定)で示された「武力の行使」の新三要件を満たす場合には、武力の行使の違法性が阻却され、國際法上の根拠が國連憲章第五十一條に規定する集团的自衛權となる「武力の行使」を行うことが認められることになるか、政府の見解を示されたい。

三 日本國政府と中華人民共和國政府の共同声明について、日中国交正常化交渉當時の外務省条約課長であった栗山尚一氏の論文「日中国交正

常化」(早稲田法学七十四卷四号(一九九九年))には、以下の記述がある。

「當時の衆議院の予算委員會において政府の統一見解として行われた大平外務大臣の答弁は、共同声明の日本政府の立場を繰り返した後に「したがって中華人民共和國政府と台灣との間の対立の問題は、基本的には中国の国内問題であると考えます。わが國としてはこの問題が当事者間で平和的に解決されることを希望するものであり、かつこの問題が武力紛争に發展する可能性はないと考えております」というものであり、さらに付け加えて「なお安保條約の運用につきましては、我が國としては、今後の日中兩國間の友好關係をも念頭において慎重に配慮する所存でございます」と述べられている。この統一見解にある「基本的には」という文言には重要な意味が含まれており、要するに台灣の問題は、台灣海峡を挟む両当事者間で話し合いで解決されるべきものであり、日本政府はこれに一切介入する意思はなく、当事者間の話し合いの結果台灣が中華人民共和國に統一されるということであれば、日本政府は当然これを受け入れるのであつて(それが共同声明の意味である)、平和的に話し合いが行われている限りにおいてはこれは中国の国内問題であるということである。しかし、万々が一中國が武力によつて台灣を統一する、いわゆる武力解放という手段に訴えるようになった場合には、これは国内問題というわけにはいかないということである。したがって日本政府の立場は、その後

「我が国としてはこの問題が当事者間で平和的に解決されるよう希望するもの」であるという部分を含め、全体としてこの統一見解によって示されていると理解すべきである。筆者は、この日本政府の立場は今日も変わっていないと考えている。」

政府は、「万々が一中国が武力によって台湾を統一する、いわゆる武力解放という手段に訴えるようになった場合には、これは国内問題というわけにはいかない」ということが、この「基本的には」という言葉の意味である。」という見解にあるのか、すなわち、これは政府見解と同じ考えを述べたものなのか。仮に、これが政府見解と同じ考えである場合は、その趣旨について具体的に説明されたい。右質問する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員小西洋之君提出日中平和友好条約に規定する「武力に訴えないこと」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出日中平和友好条約に規定する「武力に訴えないこと」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、令和五年六月一日の参議院外交防衛委員会において、林外務大臣(当時)が「日中平和友好条約第一条の二は、国際連合

憲章の原則に基づきまして、日中両国が、相互の関係において、全ての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認しております。この規定は、国連憲章第二条三に言う紛争の平和的解決と同二条四に言う武力による威嚇又は武力の行使の禁止、これを確認したものでございます。」と答弁してるところである。

二について

お尋ねの趣旨が明らかではないが、いずれにせよ、一について述べたとおり、令和五年六月一日の参議院外交防衛委員会において、林外務大臣(当時)が「日中平和友好条約第一条の二は、国際連合憲章の原則に基づきまして、日中両国が、相互の関係において、全ての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認しております。この規定は、国連憲章第二条三に言う紛争の平和的解決と同二条四に言う武力による威嚇又は武力の行使の禁止、これを確認したものでございます。」と答弁してるところである。

三について

お尋ねについては、御指摘の元職員の論文を前提としたものであるため、政府としてお答えすることは差し控えます。

高市早苗内閣総理大臣の言う「台湾有事」に係る「存立危機事態」における中国の我が国に対する反撃又は報復攻撃に関する質問主意書 右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月十七日

小西 洋之

参議院議長 関口 昌一殿

高市早苗内閣総理大臣の言う「台湾有事」に係る「存立危機事態」における中国の我が国に対する反撃又は報復攻撃に関する質問主意書

令和七年十一月七日の衆議院予算委員会において、高市早苗内閣総理大臣は「先ほど有事という言葉がございました。それはいろいろな形がありましょう。例えば、台湾を完全に中国、北京政府の支配下に置くようなことのためにどういう手段を使うか。それは単なるシーレーンの封鎖であるかもしれないし、武力行使であるかもしれないし、それから偽情報、サイバープロパガンダであるかもしれないし、それはいろいろなケースが考えられると思いますよ。だけれども、それが戦艦を使って、そして武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得るケースであると私は考えます。実際に発生した事態の個別具体的な状況に応じて、政府が全ての情報を総合して判断するというところでございます。実際に武力攻撃が発生したら、これは存立危機事態に当たる可能性が高いものでございます。法律の条文どおりであるかと思っております。」と答弁した。

これに対して、令和七年十一月十三日、中国外交部の林劍報道官は「日本が大胆にも武力で台湾海峡情勢に介入すれば侵略行為になり、中国は必ず正面から痛撃を加える。われわれは国連憲章と

国際法によって付与された自衛権を断固行使し、国家の主権と領土の一体性を揺るぎなく守る。」(新華網日本語訳)と述べた。以下質問する。

一 政府は、一般論として、我が国がある国に対して集団的自衛権を行使した場合、当該国から、我が国に対する反撃又は報復攻撃があると考えているか。この「反撃」及び「報復攻撃」の意味するところは、昭和四十八年九月十八日の参議院内閣委員会における山中貞則防衛庁長官(当時)の「日本の場合は——世界の国々の通常の概念である国が攻められたらもちろん反撃するでしょうし、あるいはまた、攻める気配があれば、攻撃は最大の防御として攻撃を先にかけてありましょうし、あるいは報復攻撃をするでありましょうし、あるいは敵の首都を制圧して自分の国の国権というものを軍事力によって相手方に示そうとすることをやるでしょう。そういう一切のことが日本においてはできない。」という答弁における「反撃」、「報復攻撃」の意味するところによる。

二 この中国外交部の報道官の発言からすれば、高市内閣総理大臣の言う「どう考えても存立危機事態になり得るケース」である「台湾有事」において、我が国が中国に対して集団的自衛権を行使すれば、我が国は中国から反撃又は報復攻撃を受けるのではないか。

三 高市内閣総理大臣の言う「どう考えても存立危機事態になり得るケース」である「台湾有事」における我が国の中国に対する集団的自衛権の行使としての武力の行使は、中国から見れば、

中国は日本に対する武力攻撃をしていないにもかかわらず、日本が中国に先に武力攻撃あるいは武力行使をしてきたということになるのではないか。そのような事態を招かないためにも、日本国憲法第九条は、集団的自衛権の行使を禁止してきたのではないかと、右質問する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員小西洋之君提出高市早苗内閣総理大臣の言う「台湾有事」に係る「存立危機事態」における中国の我が国に対する反撃又は報復攻撃に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出高市早苗内閣総理大臣の言う「台湾有事」に係る「存立危機事態」における中国の我が国に対する反撃又は報復攻撃に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねについては、個別具体的な状況によるため、一概にお答えすることは困難である。
二について
仮定に基づくお尋ねについてお答えすることは差し控えたい。
三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、仮定に基づくお尋ねについてお答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、政府としては、憲法第九条の下で許容される「武力の行使」は、

あくまでも「武力の行使」の三要件に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」に限られていると解している。

高市総理の言う「台湾有事」の存立危機事態における「我が国と密接な関係にある他国」の意味等に関する質問主意書

令和七年十二月十七日

小西 洋之

参議院議長 関口 昌一殿

高市総理の言う「台湾有事」の存立危機事態における「我が国と密接な関係にある他国」の意味等に関する質問主意書

令和七年十一月七日の衆議院予算委員会において、岡田克也委員の「どうした場合に存立危機事態になるのか」ということをお聞きしたいんですが、いかがですか。」との質疑に対して、高市内閣総理大臣は「これはやはり他国に、台湾でしたら他の地域と申し上げた方がいいかもしれませんが、あのときはたしか台湾有事に関する議論であったと思います。その台湾に対して武力攻撃が発生する、海上封鎖というの、戦艦で行い、そしてまた他の手段も合わせて対応した場合には、

武力行使が生じ得る話でございます。例えば、その海上封鎖を解くために米軍が来援をする、それを防ぐために何らかのほかの武力行使が行われる、こういった事態も想定されることとござい

すので、そのときに生じた事態、いかなる事態が生じたかということの情報を総合的に判断しなければならぬと思っております。」と答弁した(以下「第一答弁」という)。

その後、高市内閣総理大臣は「先ほど有事という言葉がございました。それはいろいろな形がありましょう。例えば、台湾を完全に中国、北京政府の支配下に置くようなことのためにどういう手段を使うか。それは単なるシーレーンの封鎖であるかもしれないし、武力行使であるかもしれないし、それから偽情報、サイバープロパガンダであるかもしれないし、それはいろいろなケースが考えられると思いますよ。だけれども、それが戦艦を使って、そして武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得るケースであると私は考えます。実際に発生した事態の個別具体的な状況に応じて、政府が全ての情報を総合して判断することとさせていただきます。

実際に武力攻撃が発生したら、これは存立危機事態に当たる可能性が高いというものでございます。法律の条文どおりであるかと思っております。」と答弁した(以下「第二答弁」という)。

また、岡田克也委員の「武力攻撃が発生したら存立危機事態に当たる。どういう意味ですか。武力攻撃が誰に発生することを言っておられるんですか。」との質疑に対して、高市内閣総理大臣は「武力攻撃が発生をして、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」という条文どおりでございます。」と答弁し、質疑に答えていない。

以下質問する。
一 第一答弁で高市総理が想定している存立危機事態では、「米軍が来援をする」としていることから、存立危機事態の要件である「我が国と密接な関係にある他国」は、米国を想定しているのか。

二 第二答弁で高市総理が想定している存立危機事態では、存立危機事態の要件である「我が国と密接な関係にある他国」は、米国か。米国は「我が国と密接な関係にある他国」ではないという想定である場合にはその理由を明確に説明されたい。

三 第二答弁で高市総理が想定している存立危機事態では、存立危機事態の要件である「我が国と密接な関係にある他国」は、台湾か。台湾は「我が国と密接な関係にある他国」ではないという想定である場合にはその理由を明確に説明されたい。

四 高市総理は、第一答弁において「その台湾に対して武力攻撃が発生する、海上封鎖というの、戦艦で行い、そしてまた他の手段も合わせて対応した場合には、武力行使が生じ得る話でございます。例えば、その海上封鎖を解くために米軍が来援をする、それを防ぐために何らかのほかの武力行使が行われる、こういった事態も想定されることとさせていただきます。」とし、第二答弁において「例えば、台湾を完全に中国、北京政府の支配下に置くようなことのためにどういう手段を使うか。それは単なるシーレーンの封鎖であるかもしれないし、武力行使であるかもしれないし、それから偽情報、サイバー

口パガンダであるかもしれないし、それはいろいろなケースが考えられると思いますよ。だけれども、それが戦艦を使って、そして武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得るケースであると私は考えます。」としているところ、高市総理が想定する存立危機事態とは、中国（北京政府）が戦艦を使う武力の行使によって台湾に海上封鎖を行い、その海上封鎖を解くために米軍が来援した際に、その米軍に対して中国軍が行う武力の行使（武力攻撃）が発生する場合を述べているものなのか、具体的に説明されたい。また、仮に、これ以外の場合を想定しているのであれば、高市総理として、どのような場合を「どう考えても存立危機事態になり得るケース」と考えていたのかについて具体的に説明されたい。

五 岸田文雄外務大臣は、平成二十七年六月十五日、衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において「密接な関係にある他国につきましては、今申し上げましたように、自衛権を行使するのは国でありますので、国家が該当し、そして未承認国あるいは分裂国家も入る、このように説明をしております。そして、その上で、台湾について御質問をいただきます。台湾につきましては、我が国として説明する際に慎重を要するということが、これは外交についてお考えを持つ委員であるならば十分御案内のことかと思えます。我が国は、サンフランシスコ平和条約第二条によって、台湾に對する全ての権利、権原及び請求権を放棄して

いますので、台湾の法的地位に関して独自の認定を行う立場にない、このように我が国としましては説明をさせていただいております。台湾につきましては、以上でございます。」と答弁した。

高市内閣はこの政府見解を維持しているか。台湾は、存立危機事態の要件である「我が国と密接な関係にある他国」にいう「国」なのか。また、「台湾の法的地位に関して独自の認定を行う立場にない」との見解は、政府として存立危機事態条項の「我が国と密接な関係にある他国」の要件に台湾を法的に当てはめて検討すること自体を行わない、あるいは、行い得ないという見解を意味するのか。更に、台湾は、第一答弁で高市総理が「これはやはり他国に、台湾でしたら他の地域と申し上げた方がいいかもしれないが」としているように、政府において国ではなく地域としているのであれば、「我が国と密接な関係にある他国」には、そもそも当たらないのではないか、政府の見解を具体的かつ明確に示されたい。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員小西洋之君提出高市総理の言う「台湾有事」の存立危機事態における「我が国と密接な関係にある他国」の意味等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和七年十二月二十六日 参議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

参議院議員小西洋之君提出高市総理の言う「台湾有事」の存立危機事態における「我が国と密接な関係にある他国」の意味等に関する質問に対する答弁書
一から四までについて

一般に、いかなる事態が存立危機事態に該当するかについては、事態の個別具体的な状況に即して、政府がその持ち得る全ての情報を総合して客観的かつ合理的に判断することとなるものであり、それ以上の詳細については、事柄の性質上、お答えすることは差し控えたい。

五について
お尋ねについては、我が国は、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号）第二条に従い、台湾に対する全ての権利、権原及び請求権を放棄しており、台湾の法的地位に関して独自の認定を行う立場にない。我が国政府の立場は、昭和四十七年の日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明にあるとおりである。

また、「我が国と密接な関係にある他国」は、一般に、外部からの武力攻撃に対し、共通の危険として対処しようという共通の関心を持ち、我が国と共同して対処しようとする意思を表明する国を指すものと考えており、また、いかなる国がこれに当たるかについては、あらかじめ特定される性質のものではなく、武力攻撃が発生した段階において、個別具体的な状況に即して判断されるものである。そのため、それ以上の詳細については、一概にお答えすることは困難である。

高市総理の言う「台湾有事」に係る「どう考えても存立危機事態になり得るケース」の趣旨等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
令和七年十二月十七日
小西洋之

参議院議長 関口 昌一殿

高市総理の言う「台湾有事」に係る「どう考えても存立危機事態になり得るケース」の趣旨等に関する質問主意書
令和七年十一月七日の衆議院予算委員会において、岡田克也委員の「どういふ場合に存立危機事態になるのか」ということをお聞きしたいんですが、いかがですか。」との質疑に対して、高市内閣総理大臣は「これはやはり他国に、台湾でしたら他の地域と申し上げた方がいいかもしれませんが、あのときはたしか台湾有事に関する議論であったと思います。その台湾に対して武力攻撃が発生する、海上封鎖というの、戦艦で行い、そしてまた他の手段も合わせて対応した場合には、武力行使が生じ得る話でございます。例えば、その海上封鎖を解くために米軍が来援をする、それを防ぐために何らかのほかの武力行使が行われる、こういった事態も想定されることでございまして、そのときに生じた事態、いかなる事態が生じたかということの情報を総合的に判断しなければならぬと思っております。」と答弁した（以下「第一答弁」という。）。

その後、高市内閣総理大臣は「先ほど有事とい

う言葉がございました。それはいろいろな形がありましよう。例えば、台湾を完全に中国、北京政府の支配下に置くようなことのためにどういう手段を使うか。それは単なるシーレーンの封鎖であるかもしれないし、武力行使であるかもしれないし、それから偽情報、サイバープロパガンダであるかもしれないし、それはいろいろなケースが考えられると思いますよ。けれども、それが戦艦を使って、そして武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得るケースであると考えます。実際に発生した事態の個別具体的な状況に応じて、政府が全ての情報を総合して判断することです。

また、岡田克也委員の「武力攻撃が発生したら存立危機事態に当たる。どういう意味ですか。武力攻撃が誰に発生することを言っておられるんですか。」との質問に対して、高市内閣総理大臣は「武力攻撃が発生をして、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」という条文どおりでございます。」と答弁し、質問に答えていない。

以下質問する。
一 第一答弁における「だけれども、それが戦艦を使って、そして武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得るケースである」との趣旨等に関する質問に、いかなる事態が存立危機事態に該当

べたものと理解して良いか。そうでないのであれば、この箇所は何について述べたものであるのかを具体的に説明されたい。
二 高市総理は、令和七年十一月十六日の参議院予算委員会において、第一答弁における「だけれども、それが戦艦を使って、そして武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得るケースである」との趣旨等に関する質問に対して、「答弁の打ち合わせというものは、私は行っておりません。今もでございますし、当日もでございます」と答弁しているが、要するに、当該答弁箇所は、政府内において誰にも相談や協議などの打ち合わせをせずに高市総理が一人で考え答弁してものか、事実関係を具体的に説明されたい。

三 問二について、政府が辻元清美参議院議員に開示した令和七年十一月七日の衆議院予算委員会の岡田克也委員の質問通告に対する答弁書においては、「それが戦艦を使って、そして武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得るケースである」との趣旨等に関する質問に、いかなる事態が存立危機事態になり得るケースである」との趣旨等に関する質問に、いかなる事態が存立危機事態に該当

四 第一答弁における「だけれども、それが戦艦を使って、そして武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得るケースである」との趣旨等に関する質問に、いかなる事態が存立危機事態に該当

五 高市総理において、第一答弁における「だけれども、それが戦艦を使って、そして武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得るケースである」との趣旨等に関する質問に、いかなる事態が存立危機事態に該当

参議院議員小西洋之君提出高市総理の言う「台湾有事」に係る「どう考えても存立危機事態になり得るケース」の趣旨等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出高市総理の言う「台湾有事」に係る「どう考えても存立危機事態になり得るケース」の趣旨等に関する質問に対する答弁書

参議院議員 関口 昌一殿
内閣総理大臣 高市 早苗
参議院議員 小西洋之君
参議院議員 関口 昌一殿

するかについては、事態の個別具体的な状況に即して、政府がその持ち得る全ての情報を総合して客観的かつ合理的に判断することとなるものであるというのが政府の見解であり、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十六号。以下「改正法」という。)が成立して以降、その旨を一貫して答弁してきている。

二、三及び五について
お尋ねの趣旨が明らかではないが、いずれにせよ、一般に、いかなる事態が存立危機事態に該当するかについては、事態の個別具体的な状況に即して、政府がその持ち得る全ての情報を総合して客観的かつ合理的に判断することとなるものであるというのが政府の見解であり、改正法が成立して以降、その旨を一貫して答弁してきている。

存立危機事態の要件該当性を判断するに当たっての「戦禍」及び「国民が被ることとなる犠牲」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
令和七年十二月十七日
参議院議員 関口 昌一殿
小西洋之

参議院議員 関口 昌一殿

参議院議員 関口 昌一殿

参議院議員 関口 昌一殿

参議院議員 関口 昌一殿

参議院議員 関口 昌一殿

参議院議員 関口 昌一殿

存立危機事態の要件該当性を判断するに当たつての「戦禍」及び「国民が被ることとなる犠牲」に関する質問主意書

政府は、平成二十六年七月十四日の衆議院予算委員会における限定的な集団的自衛権行使を容認する武力行使の新一要件の説明の際に、「第一要件の「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」とは、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわち、その状況のもと、国家としてのまさに究極の手段である武力を用いた対処をしなければ、国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかなる状況である」ということをいふものと解されます。いかなる事態がこれに該当するかは、個別具体的な状況に即して判断すべきものであり、あらかじめ定型的、類型적으로お答えすることは困難であります。いずれにせよ、この要件に該当するかどうかについては、実際に他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することになります。」と答弁した。

令和七年十一月七日の衆議院予算委員会において、高市早苗内閣総理大臣も「存立危機事態の認定に際しまして、個別具体的な状況に即して、主

に、攻撃国の意思、能力、事態の規模、態様などの要素を総合的に考慮して、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性ですとか、それから国民が被ることとなる犠牲の深刻性そして重大性などから判断するということ、判断するべきものだと考えておりますので、政府として持ち得る全ての情報を総合して判断する、これは当然のことだと思っております。」と答弁した。

以下質問する。
一 これらの答弁にいう「戦禍」とは、具体的にどのような状況を想定しているのか。また、どのような戦禍がどうやって及ぶのかを具体的に示されたい。

二 これらの答弁にいう「国民が被ることとなる犠牲」とは、具体的にどのようなことを想定しているのか。死傷者が含まれるか。

三 これらの答弁にいう「深刻」な「国民が被ることとなる犠牲」とは何か、具体的に説明されたい。

右質問する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員小西洋之君提出存立危機事態の要件該当性を判断するに当たつての「戦禍」及び「国民が被ることとなる犠牲」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出存立危機事態の要件該当性を判断するに当たつての「戦禍」及び「国民が被ることとなる犠牲」に関する質問に対する答弁書
一から三までについて
お尋ねについては、個別具体的な状況によるため、一概にお答えすることは困難である。

国光あやの外務副大臣による小西洋之参議院議員への質問通告に係る事実無根の誹謗中傷による名誉毀損行為に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
令和七年十二月十七日
小西洋之

参議院議長 関口 昌一殿

国光あやの外務副大臣による小西洋之参議院議員への質問通告に係る事実無根の誹謗中傷による名誉毀損行為に関する質問主意書

一 木原稔内閣官房長官は、国光あやの外務副大臣による令和七年十二月六日のSNS上における小西洋之参議院議員に対する発言に関して、厳重注意を行ったことだが、国光外務副大臣の当該発言行為に関する政府の見解を示されたい。

二 国光外務副大臣は小西洋之参議院議員に対して、当該発言の内容の全てが「事実関係が不確かな記憶に基づく発言であり、現在において事実ではないとの認識にあり、」との意思表示を文

書で行っているが、国光外務副大臣は先に野党の質問通告に関する発言事案で木原内閣官房長官から注意を受けたとされており、その上で、このような事実無根の悪質な名誉毀損行為を行った副大臣は更迭されるべきではないか、政府の見解を示されたい。
右質問する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員小西洋之君提出国光あやの外務副大臣による小西洋之参議院議員への質問通告に係る事実無根の誹謗中傷による名誉毀損行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出国光あやの外務副大臣による小西洋之参議院議員への質問通告に係る事実無根の誹謗中傷による名誉毀損行為に関する質問に対する答弁書

一及び二について
御指摘の「国光あやの外務副大臣による令和七年十二月六日のSNS上における小西洋之参議院議員に対する発言」は、事実誤認に基づく発言であつたと考えている。当該発言については、木原内閣官房長官及び茂木外務大臣から、国光外務副大臣に対して厳重に注意したところであり、同副大臣は、政府の一員として、引き続き、その職責を全うしていくものと考えている。

調査報告書

内閣の重要政策及び警察等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十月二十日

内閣委員長 小野田紀美

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十八回国会開会中及び同国会閉会後において、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十月二十日

総務委員長 小沢 雅仁

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十八回国会開会中及び閉会後において、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

法務及び司法行政等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十月二十日

法務委員長 谷合 正明

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十八回国会開会中及び同国会閉会後において、法務及び司法行政等に関する調査に関し、関係資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、本件調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

外交、防衛等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十月二十日

外交防衛委員長 宮崎 勝

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十八回国会開会中及び閉会後、外交、防衛等に関する当面の諸問題について資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

財政及び金融等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十月二十日

財政金融委員長 宮沢 洋一

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十八回国会開会中及び閉会後、財政及び金融等に関する各種調査資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十月二十日

文教科科学委員長 勝部 賢志

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十八回国会開会中において、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査に関し、資料を収集する等の調査を進めた。

閉会後においても、引き続き資料の収集等を行ったが、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

社会保障及び労働問題等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十月二十日

厚生労働委員長 本田 顕子

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十八回国会開会中及び閉会後において、社会保障及び労働問題等に関する調査に関し、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

農林水産に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十月二十日

農林水産委員長 舞立 昇治

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十八回国会開会中及び閉会後において、本件に関し、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十月二十日

経済産業委員長 磯崎 哲史

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十八回国会開会中及び閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国土の整備、交通政策の推進等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十月二十日

国土交通委員長 小西 洋之

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十八回国会開会中及び同閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

環境及び公害問題に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十月二十日

環境委員長 青山 繁晴

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十八回国会開会中及び同閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

予算の執行状況に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十月二十日

予算委員長 中西 祐介

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十八回国会開会中及び閉会後において、予算の執行状況に関する件について、石破内閣総理大臣、関係各大臣及び関係大臣政務官に対し質疑を行った。
また、財政、金融、経済動向に関する資料の収集に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十月二十日

決算委員長 片山 さつき

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十八回国会開会中及び同閉会後、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する件について、鋭意資料の収集を行う等調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十月二十日

行政監視委員長 芳賀 道也

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十八回国会開会中及び閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

災害対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十月二十日

災害対策特別委員長 平木 大作

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十八回国会開会中及び同閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十月二十日

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員長 牧山ひろえ

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十八回国会開会中及び閉会後において、政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査に関し、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

政治改革に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十月二十日

政治改革に関する特別委員長 古川 俊治

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十八回国会開会中及び閉会後において、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十月二十日

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長 松下 新平

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十八回国会開会中及び閉会後、北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する諸問題について資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

地方創生及びデジタル社会の形成等に関しての総合的な対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十月二十日

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長 山田 太郎

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十八回国会開会中及び同国会閉会後において、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十月二十日

消費者問題に関する特別委員長代理 理事 村田 享子

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十八回国会開会中及び同国会閉会後において、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

東日本大震災復興の総合的対策に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十月二十日

東日本大震災復興 興特別委員長 榛葉賀津也

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十八回国会開会中及び同国会閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国家の基本政策に関する調査

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年十二月十七日

国家基本政策委員長 浅田 均

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十九回国会開会中において、国家の基本政策に関する調査に関し、国家基本政策委員会合同審査会を開き、高市内閣総理大臣と討議を行った。

右のほか、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

令和七年十二月九日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

経過の概要

国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第二百十七回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第二百十七回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞ
れの請願の關係府省に送付し、關係府省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定す
ることとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

記

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

第二百十七回国会
内閣受理件数 三三三件
処理案決定件数 三三三件

件名	主 管 府 省	請 願 に 対 す る 処 理 要 領
優生保護法問題の全面解決に関する請願(第一六八八号)	こども家庭庁	優生保護法の一部を改正する法律(平成八年法律第五号)による改正前の優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)に基づく優生手術等の被害を受けた方々への謝罪については、令和七年一月十七日にこども家庭庁の「旧優生保護法補償金等に係る特設ホームページ」(以下「特設ホームページ」という。)の「旧優生保護法に基づく優生手術等の被害を受けた方々へ」において政府としての謝罪を掲載すること もに、同日、謝罪広告の新聞への掲載等を実施した。旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律(令和六年法律第七十号)の周知については、新聞広告、テレビCM、ラジオ、特設ホームページ等による周知を行うとともに、手話通訳及び字幕付き動画による広報、点字版リーフレットの作成及び配布等、障害特性に配慮した周知を実施した。また、障害のある人に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」(令和六年十二月二十七日障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部決定)を策定し、これに基づき着実に取組を進めている。さらに、令和六年九月三十日に優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団及び優生保護法問題の全面
同(第一六八九号)		同(第一七一三号)
同(第一六九〇号)		同(第一七四号)
同(第一六九一号)		同(第一七五号)
同(第一六九二号)		同(第一七六号)
同(第一六九三号)		同(第一七七号)
同(第一六九四号)		同(第一七八号)
同(第一六九五号)		同(第一七九号)
同(第一六九六号)		同(第一八〇号)
同(第一六九七号)		同(第一八一号)
同(第一六九八号)		同(第一八二号)
同(第一六九九号)		同(第一八三号)
同(第一七〇〇号)		同(第一八四号)
同(第一七〇一号)		同(第一八五号)
同(第一七〇二号)		同(第一八六号)
同(第一七〇三号)		同(第一八七号)
同(第一七〇四号)		同(第一八八号)
同(第一七〇五号)		同(第一八九号)
同(第一七〇六号)		同(第一九〇号)
同(第一七〇七号)		同(第一九一号)
同(第一七〇八号)		同(第一九二号)
同(第一七〇九号)		同(第一九三号)
同(第一七一〇号)		同(第一九四号)
同(第一七一一号)		同(第一九五号)
同(第一七一二号)		同(第一九六号)
		同(第一九七号)
		同(第一九八号)
		同(第一九九号)
		同(第二〇〇号)
		同(第二〇一号)
		同(第二〇二号)
		同(第二〇三号)
		同(第二〇四号)
		同(第二〇五号)
		同(第二〇六号)
		同(第二〇七号)
		同(第二〇八号)
		同(第二〇九号)
		同(第二一〇号)
		同(第二一一号)
		同(第二一二号)
		同(第二一三号)
		同(第二一四号)
		同(第二一五号)
		同(第二一六号)
		同(第二一七号)
		同(第二一八号)
		同(第二一九号)
		同(第二二〇号)
		同(第二二一号)
		同(第二二二号)
		同(第二二三号)
		同(第二二四号)
		同(第二二五号)
		同(第二二六号)
		同(第二二七号)
		同(第二二八号)
		同(第二二九号)
		同(第二三〇号)

解決をめざす全国連絡会と国との間で締結された「基本合意書」に基づき、令和七年三月二十七日及び同年九月三十日に「旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議」を開催し、今後も定期的かつ継続的に開催することとしている。
引き続き、補償金等の着実な支給に向け、精力的に各種取組を推進するとともに、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現できるよう全力を尽くしてまいりたい。

<p>同(第二二七一号) 同(第二二七二号) 同(第二三六八号) 同(第二四六〇号) 同(第二四九七号) 同(第二四九八号) 同(第二四九九号) 同(第二五八五号) 同(第二六三七号) 同(第二六三八号) 同(第二六三九号) 同(第二七二七号) 同(第二七二八号) 同(第二七二九号) 同(第二七三〇号) 同(第二七三一号) 同(第二七七八号) 同(第二八〇〇号) 同(第二八二九号) 同(第二八三〇号) 同(第二九〇四号) 同(第二九六一号) 同(第二九六二号) 同(第三〇〇九号) 同(第三〇五三号) 同(第三〇六九号) 同(第三〇七〇号) 同(第三〇七一号)</p>	<p>社会福祉施設職員等退職共済制度に関する請願(第二二七九号)</p>	<p>子ども家庭庁</p> <p>社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の在り方については、令和七年三月四日に開催された第九回子ども・子育て支援等分科会において、その「対応方針」として「他の経営主体とのイコールフットイングの観点及び子ども未来戦略(子ども・子育て支援加速化プラン)に基づき、保育人材確保の状況等を踏まえて、更に検討を加え、令和</p>
<p>裁判所の人的・物的充実に関する請願(第一四七六号) 同(第一五一六号) 同(第一五一七号) 同(第一五二八号) 同(第一五七七号) 同(第一五七八号) 同(第一五七九号) 同(第一六一一号) 同(第一六一二号) 同(第一六五四号) 同(第一六五五号) 同(第一六五七号) 同(第一六五八号) 同(第一六五九号) 同(第一六六〇号) 同(第一六六一号) 同(第一六六二号) 同(第一六六三号) 同(第一六六四号) 同(第一六六五号) 同(第一六七八号) 同(第一二五三三号) 同(第二二七八号) 同(第二二七九号) 同(第二四六四号) 同(第二四六五号) 同(第二四六六号) 同(第二四六七号) 同(第二四六八号) 同(第二四六九号) 同(第二四七〇号)</p>	<p>法務省</p>	<p>八年度までに改めて結論を得る」とこととしており、この対応方針に基づき、必要な検討を行ってまいりたい。</p> <p>裁判所においては、裁判事務の合理化や人員配置の見直し等を図ってきたほか、裁判官、裁判所書記官等の増員や、施設の充実に努めてきたところであり、今後も、政府における総人件費改革の趣旨を踏まえつつも、裁判所の特質等を勘案し、司法に対する国民の期待に応えるべく適正な措置を講ずるよう努力がされるものと考えている。</p> <p>政府としては、裁判所に本請願の趣旨を伝達するとともに、今後とも、十分に協力してまいりたい。</p> <p>戦後八十年となる今もなお、北方領土問題が解決されず、ロシアとの間に平和条約が締結されていないことは、誠に遺憾である。</p> <p>令和四年二月のウクライナ侵略後、ロシア</p>

パーキンソン病の治療研究支援及び医療費助成制度の改善に関する請願(第三六四号)
同(第八〇九号)
同(第九九二号)
同(第一〇四九号)
同(第一〇五〇号)
同(第一〇六二号)
同(第一〇六三号)
同(第一〇六四号)
同(第一〇七〇号)
同(第一〇八四号)
同(第一〇八七号)
同(第一〇八八号)
同(第一二七三号)

厚生労働省

は、日本との平和条約に関する交渉を継続しないことを一方的に表明し、その後も再開に応じていないため、遺憾ながら、現在、平和条約交渉の見通しについて具体的に申し上げられる状況にはない。
北方領土問題は日露間の最大の懸案であり、政府の方針は、北方四島の帰属の問題を解決し、平和条約を締結することである。日露関係は引き続き厳しい状況にあるが、日露両国間で必要な意思疎通は続けていく考えであり、事態の打開に向けてロシア側と粘り強くやり取りを続けていく。
また、四島交流等事業の再開は日露関係における最優先事項の一つである。特に、北方墓参については、御高齢となられた元島民の方々の切実なお気持ちに配慮べく、人道的な性格を強調しつつ、ロシア側に対し、事業の再開を強く求めてきている。引き続き、特に北方墓参に重点を置いて、事業の再開に向けて全力で外交上の努力を傾注していく。
一 パーキンソン病に関する研究については、厚生労働科学研究費補助金難治性疾患政策研究事業において、診断基準や診療ガイドラインの作成及び改訂を行い、これらの普及を図るとともに、疫学研究や生活の質の調査等を行っている。また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の難治性疾患実用化研究事業において、病態の解明や治療法の開発を目指す研究を実施している。パーキンソン病に係る研究も含め、難病の治療法の開発等に関する研究事業について、令和七年度予算においても約百億円を計上しており、引き続き、研究開発を推進してまいりたい。
二 パーキンソン病に付随して発生する傷病に対する医療費助成については、パーキンソン病の患者を含めた指定難病の患者に対する特

同(第一三九三号)
同(第一四四一号)
同(第二〇〇七号)
同(第二〇〇八号)
同(第二一〇三三号)
同(第二四六七号)
同(第三〇三七号)

厚生労働省

定医療費の支給として、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号)第三条の規定に基づき、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療を対象に実施しており、国の補助を受け、公益財団法人難病医学研究財団が実施する難病情報センター事業においてホームページ等で周知している。引き続き、特定医療費助成制度の正しい理解と運用が図られるよう、周知徹底に努めてまいりたい。
三 特定医療費受給者証の交付申請手続については、これまで、受給者証の指定医療機関の名称の記載方法について、「〇〇県の指定医療機関」といった包括的な記載とすること等により、利用する医療機関を追加・変更する際の手続を不要とする等、負担軽減を図ってきた。また、診断書のオンライン提出の取組を進めるとともに、マイナンバーを活用した申請手続の検討も進めており、今後も、交付申請手続の簡素化・効率化に取り組んでまいりたい。
一 腎臓病の早期発見と重症化予防については、政府としては、平成三十年七月に腎臓病対策検討会で取りまとめた「腎臓病対策及び会報告書」や令和五年十月に腎臓病対策及び糖尿病対策の推進に関する検討会で取りまとめた「腎臓病対策検討会報告書(平成三十年七月)に係る取組の中間評価と今後の取組について」を踏まえ、必要な取組を進めているところである。
具体的には、総合的な腎臓病対策を推進するため、都道府県等における患者等一般向けの講演会等の開催や医療関係者を対象とした

- 同(第五四五号)
- 同(第五四六号)
- 同(第五四七号)
- 同(第五四八号)
- 同(第五四九号)
- 同(第五五〇号)
- 同(第五五一号)
- 同(第五五二号)
- 同(第五五三号)
- 同(第五五四号)
- 同(第五五七号)
- 同(第五七八号)
- 同(第五七九号)
- 同(第五八〇号)
- 同(第五八一号)
- 同(第五八二号)
- 同(第五八三号)
- 同(第五八四号)
- 同(第五八五号)
- 同(第五八六号)
- 同(第五八七号)
- 同(第五八八号)
- 同(第五八九号)
- 同(第五九〇号)
- 同(第五九一号)
- 同(第五九二号)
- 同(第五九三号)
- 同(第五九四号)
- 同(第五九五号)
- 同(第五九六号)
- 同(第五九七号)
- 同(第五九八号)
- 同(第五九九号)
- 同(第六〇〇号)
- 同(第六〇一号)
- 同(第六〇二号)
- 同(第六〇三号)
- 同(第六〇四号)
- 同(第六〇五号)
- 同(第六〇六号)
- 同(第六〇七号)
- 同(第六〇八号)
- 同(第六〇九号)
- 同(第六一〇号)
- 同(第六一一号)
- 同(第六一二号)

研修の実施等に係る補助事業において、慢性腎臓病に関する正しい知識の普及や対策に必要な人材育成等を引き続き推進するとともに、慢性腎臓病の重症化予防のための診療体制の構築や、多職種連携による療養指導等を行うためのモデル事業を実施しているところであるが、さらに、令和六年度に、関連学会の監修の下、腎臓専門医・腎臓専門医療機関への紹介基準を示したリーフレットを作成し、公益社団法人日本医師会を通じて広く周知した。

加えて、腎疾患政策研究事業において、医療機関間連携や慢性腎臓病の普及啓発活動の好事例の把握等しつつ、研究班の公式ホームページ等で周知するとともに、慢性腎臓病患者に特有の健康課題に適合した多職種連携による生活・食事指導等の実証研究を行い、実態調査や得られたエビデンスから、多職種連携指導に係る手引きを作成した。

また、令和六年度診療報酬改定において、多職種が連携した生活習慣に関する指導を行った場合の評価を行う慢性腎臓病透析予防指導管理料が新設された。

引き続き、腎疾患対策の推進に必要な取組を行うてまいりたい。

二 介護保険は、要介護認定又は要支援認定(以下「要介護認定等」という。)により要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)であると認められた介護保険の被保険者に対して、介護サービスに係る保険給付を行うものである。六十五歳以上の者は原因を問わず、四十歳以上六十五歳未満の者は糖尿病性腎症等の加齢に伴って生じる疾病が原因で要介護状態又は要支援状態になったときに、要介護認定等を受けることができ、要介護者等と認められた腎臓病患者は、必要な介護サービスを受けることが可能である。

- 同(第六一三号)
- 同(第六一五号)
- 同(第六二七号)
- 同(第六二八号)
- 同(第六五〇号)
- 同(第六五一号)
- 同(第六八八号)
- 同(第六八九号)
- 同(第六九〇号)
- 同(第六九一号)
- 同(第七四三号)
- 同(第七四四号)
- 同(第七四五号)
- 同(第七四六号)
- 同(第七四七号)
- 同(第七四八号)
- 同(第七四九号)
- 同(第七五〇号)
- 同(第七五一号)
- 同(第七五二号)
- 同(第七五三号)
- 同(第七五四号)
- 同(第七五五号)
- 同(第七五六号)
- 同(第七五七号)
- 同(第七五八号)
- 同(第七五九号)
- 同(第七六〇号)
- 同(第七六一号)
- 同(第七六二号)
- 同(第七六三号)
- 同(第七六四号)
- 同(第七六五号)
- 同(第七六六号)
- 同(第七六七号)
- 同(第七七八号)
- 同(第七七九号)
- 同(第七八〇号)
- 同(第七八一号)
- 同(第七八二号)
- 同(第七八三号)
- 同(第七八四号)
- 同(第七八五号)
- 同(第七八六号)
- 同(第七八七号)
- 同(第七八八号)
- 同(第七八九号)
- 同(第七九〇号)
- 同(第七九一号)
- 同(第七九二号)
- 同(第七九三号)
- 同(第七九四号)
- 同(第七九五号)
- 同(第七九六号)
- 同(第七九七号)
- 同(第七九八号)
- 同(第七九九号)
- 同(第八〇〇号)
- 同(第八〇一号)
- 同(第八〇二号)
- 同(第八〇三号)
- 同(第八〇四号)
- 同(第八〇五号)
- 同(第八〇六号)
- 同(第八〇七号)
- 同(第八〇八号)
- 同(第八〇九号)
- 同(第八一〇号)
- 同(第八一一号)
- 同(第八一二号)
- 同(第八一三号)
- 同(第八一四号)
- 同(第八一五号)
- 同(第八一六号)
- 同(第八一七号)
- 同(第八一八号)
- 同(第八一九号)
- 同(第八二〇号)
- 同(第八二一号)
- 同(第八二二号)
- 同(第八二三号)
- 同(第八二四号)
- 同(第八二五号)
- 同(第八二六号)
- 同(第八二七号)
- 同(第八二八号)
- 同(第八二九号)
- 同(第八三〇号)
- 同(第八三一号)
- 同(第八三二号)
- 同(第八三三号)
- 同(第八三四号)
- 同(第八三五号)
- 同(第八三六号)
- 同(第八三七号)
- 同(第八三八号)
- 同(第八三九号)
- 同(第八四〇号)
- 同(第八四一号)
- 同(第八四二号)
- 同(第八四三号)
- 同(第八四四号)
- 同(第八四五号)
- 同(第八四六号)
- 同(第八四七号)
- 同(第八四八号)
- 同(第八四九号)
- 同(第八五〇号)
- 同(第八五一号)
- 同(第八五二号)
- 同(第八五三号)
- 同(第八五四号)
- 同(第八五五号)
- 同(第八五六号)
- 同(第八五七号)
- 同(第八五八号)
- 同(第八五九号)
- 同(第八六〇号)
- 同(第八六一号)
- 同(第八六二号)
- 同(第八六三号)
- 同(第八六四号)
- 同(第八六五号)
- 同(第八六六号)
- 同(第八六七号)
- 同(第八六八号)
- 同(第八六九号)
- 同(第八七〇号)
- 同(第八七一号)
- 同(第八七二号)
- 同(第八七三号)
- 同(第八七四号)
- 同(第八七五号)
- 同(第八七六号)
- 同(第八七七号)
- 同(第八七八号)
- 同(第八七九号)
- 同(第八八〇号)
- 同(第八八一号)
- 同(第八八二号)
- 同(第八八三号)
- 同(第八八四号)
- 同(第八八五号)
- 同(第八八六号)
- 同(第八八七号)
- 同(第八八八号)
- 同(第八八九号)
- 同(第八九〇号)
- 同(第八九一号)
- 同(第八九二号)
- 同(第八九三号)
- 同(第八九四号)
- 同(第八九五号)
- 同(第八九六号)
- 同(第八九七号)
- 同(第八九八号)
- 同(第八九九号)
- 同(第九〇〇号)
- 同(第九〇一号)
- 同(第九〇二号)
- 同(第九〇三号)
- 同(第九〇四号)
- 同(第九〇五号)
- 同(第九〇六号)
- 同(第九〇七号)
- 同(第九〇八号)
- 同(第九〇九号)
- 同(第九一〇号)
- 同(第九一一号)
- 同(第九一二号)
- 同(第九一三号)
- 同(第九一四号)
- 同(第九一五号)
- 同(第九一六号)
- 同(第九一七号)
- 同(第九一八号)
- 同(第九一九号)
- 同(第九二〇号)
- 同(第九二一号)
- 同(第九二二号)
- 同(第九二三号)
- 同(第九二四号)
- 同(第九二五号)
- 同(第九二六号)
- 同(第九二七号)
- 同(第九二八号)
- 同(第九二九号)
- 同(第九三〇号)
- 同(第九三一号)
- 同(第九三二号)
- 同(第九三三号)
- 同(第九三四号)
- 同(第九三五号)
- 同(第九三六号)
- 同(第九三七号)
- 同(第九三八号)
- 同(第九三九号)
- 同(第九四〇号)
- 同(第九四一号)
- 同(第九四二号)
- 同(第九四三号)
- 同(第九四四号)
- 同(第九四五号)
- 同(第九四六号)
- 同(第九四七号)
- 同(第九四八号)
- 同(第九四九号)
- 同(第九五〇号)
- 同(第九五一号)
- 同(第九五二号)
- 同(第九五三号)
- 同(第九五四号)
- 同(第九五五号)
- 同(第九五六号)
- 同(第九五七号)
- 同(第九五八号)
- 同(第九五九号)
- 同(第九六〇号)
- 同(第九六一号)
- 同(第九六二号)
- 同(第九六三号)
- 同(第九六四号)
- 同(第九六五号)
- 同(第九六六号)
- 同(第九六七号)
- 同(第九六八号)
- 同(第九六九号)
- 同(第九七〇号)
- 同(第九七一号)
- 同(第九七二号)
- 同(第九七三号)
- 同(第九七四号)
- 同(第九七五号)
- 同(第九七六号)
- 同(第九七七号)
- 同(第九七八号)
- 同(第九七九号)
- 同(第九八〇号)
- 同(第九八一号)
- 同(第九八二号)
- 同(第九八三号)
- 同(第九八四号)
- 同(第九八五号)
- 同(第九八六号)
- 同(第九八七号)
- 同(第九八八号)
- 同(第九八九号)
- 同(第九九〇号)
- 同(第九九一号)
- 同(第九九二号)
- 同(第九九三号)
- 同(第九九四号)
- 同(第九九五号)
- 同(第九九六号)
- 同(第九九七号)
- 同(第九九八号)
- 同(第九九九号)
- 同(第千号)

介護保険施設のうち、特別養護老人ホームについては、令和三年度及び令和四年度の老人保健健康増進等事業において、透析が必要な方も含む入所者の医療ニーズの実態、外部の医療機関との協力・連携体制等について調査研究を実施した。特別養護老人ホームにおける医療ニーズへの対応については、こうした調査結果等を踏まえ、令和六年度介護報酬改定において、透析が必要な者の受入れに係る負担を軽減する観点から、定期的かつ継続的に透析を必要とする入所者であつて、家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事由がある者について、施設職員が月十二回以上の送迎を行った場合において評価する新たな加算を設けており、これらの施策の効果等を踏まえつつ、引き続き必要な取組について検討を進めてまいりたい。

三 透析患者が利用できる移動手段の確保については、地域の実情に応じて、地方公共団体等が中心となつて様々な事業が行われているほか、要介護認定等や障害福祉サービスの支給決定を受けた透析患者は、介護保険制度又は障害福祉制度により居宅から医療機関に通院する際に、ヘルパーによる介助等のサービスを受けることが可能である。

また、透析患者等をはじめ障害を有する者と等により単独での移動が困難である者については、タクシー・福祉タクシーに加え、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて実施する福祉有償運送も利用できるよう、地域における移動手段の確保に向けた取組を推進してまいりたい。

四 高齢化が進行し、生産年齢人口が減少する中、透析患者を含む医療提供体制を確保するため、都道府県を中心として、医療計画等に基づき、地域の実情に応じて、医師、看護師、臨床工学技士等の医療従事者の確保に向

けた取組が進められており、政府においては、地域医療介護総合確保基金により財政支援を行っている。

医療従事者を確保しにくい地域における透析医療については、現状の把握や、遠隔医療の利用を含めた対応事例の収集を目的とした調査を行う予定である。

五 政府では、透析患者に関わらず、長期にわたる治療を受けながら就職を希望される方（長期療養者）への就職支援を推進しており、例えば、治療と就労の両立を希望する求職者が利用できる支援機関として公共職業安定所が、事業者が利用できる支援機関として産業保健総合支援センターが、それぞれ運営されているところである。

また、腎疾患政策研究事業において、透析患者を含む慢性腎臓病患者に関する治療と就労の両立支援に資する研究を行っており、勤労世代の生活・就労等の実態調査や、企業・医療機関向けの治療と仕事の両立支援のためのマニュアルの作成を進めているほか、慢性腎臓病重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業の中で、慢性腎臓病患者の治療と仕事の両立支援に資する取組の好事例の収集を行っている。これらの事業の結果等も踏まえ、透析患者の治療と就労の両立のための支援対策を推進してまいりたい。

六 災害時における人工透析の提供体制については、「厚生労働省防災業務計画（平成十三年二月十四日厚生労働省発総第十一号）」に定めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、公益社団法人日本透析医学会災害時情報ネットワークシステムの機能強化に対する補助を行い、災害時の透析患者の受入体制の充実を図ったところである。また、令和六年能登半島地震においては、同ネットワークシ

テムを通じ、国、地方公共団体及び公益社団法人日本透析医学会が連携して、人工透析の提供体制の確保に努めたところである。

令和七年度からは、大規模地震時医療活動訓練において、関係団体と協力しながら、透析医療機関の被害を想定した避難・搬送のシミュレーション等の訓練を実施している。

これらのほか、腎疾患政策研究事業において、災害時や感染症流行下にも対応可能な慢性腎臓病の診療体制の確保等に資する研究を行っている。

引き続き、地方公共団体及び公益社団法人日本透析医学会と連携するとともに、腎疾患政策研究事業を通じて得られた知見を踏まえ、災害時の透析患者の受入体制の整備に取り組んでまいりたい。

七 腎臓移植を含めた臓器移植の推進については、臓器あっせん機関と連携したSNSでの発信並びに全国の中学校へのパンフレットの配布及び授業でのパンフレットの活用働きかけ等、国民の臓器提供の意思表示に繋がるような普及啓発を実施している。また、臓器提供を希望する方の意思が反映されるよう、臓器提供施設、臓器あっせん機関及び移植実施施設のそれぞれが十分に機能を発揮していくために、臓器移植体制の見直しを進めており、引き続き、これらの取組を通じて、臓器移植の推進に努めてまいりたい。

再生医療については、令和七年度予算において、実用化に近い臨床研究を重点的に支援する経費等を計上し、研究体制の充実を図っている。

再生医療の研究の推進及び実用化に資するよう、引き続き、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十

国立病院の機能強化に関する請願
 (第一一九九号)
 同(第一一四〇号)
 同(第一一四一号)
 同(第一一四二号)
 同(第一一四三号)
 同(第一一四四号)
 同(第一一四五号)
 同(第一一四六号)
 同(第一一四七号)
 同(第一一四八号)
 同(第一一四九号)
 同(第一一五〇号)
 同(第一一五一号)
 同(第一一五二号)
 同(第一一五三号)
 同(第一一五四号)
 同(第一一五五号)
 同(第一一五六号)
 同(第一一五七号)
 同(第一一五八号)
 同(第一一五九号)
 同(第一一六〇号)
 同(第一一六一号)
 同(第一一六二号)
 同(第一一六三号)
 同(第一一六四号)
 同(第一一六五号)
 同(第一一六六号)
 同(第一一六七号)
 同(第一一六八号)
 同(第一一六九号)
 同(第一一七〇号)
 同(第一一七一号)
 同(第一一七二号)
 同(第一一七三号)
 同(第一一七四号)
 同(第一一七五号)
 同(第一一七六号)
 同(第一一七七号)
 同(第一一七八号)
 同(第一一七九号)
 同(第一一八〇号)
 同(第一一八一号)
 同(第一一八二号)
 同(第一一八三号)
 同(第一一八四号)
 同(第一一八五号)
 同(第一一八六号)
 同(第一一八七号)
 同(第一一八八号)
 同(第一一八九号)
 同(第一一九〇号)
 同(第一一九一号)
 同(第一一九二号)
 同(第一一九三号)
 同(第一一九四号)
 同(第一一九五号)
 同(第一一九六号)
 同(第一一九七号)
 同(第一一九八号)
 同(第一一九九号)
 同(第二〇〇号)

厚生労働省

五年法律第百四十五号の規定に基づき、制度の円滑な運用に努めてまいりたい。

一 厚生労働大臣は、独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」という。)の中期目標において、国立病院機構に対して、全国的な病院ネットワークを活用しながら、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療や、災害や新興感染症等発生時等の国の危機管理に際して求められる医療等を着実に実施しつつ、今後、地域の医療需要の変化への自主的な対応や、拡大する介護・福祉ニーズに対応するための在宅医療との連携等により地域医療に一層貢献することを求めており、国立病院機構は、当該中期目標に基づき中期計画を策定し、厚生労働省においては、毎年度、国立病院機構における中期計画に掲げられた事業の実績を評価することとしている。

政府としては、国立病院機構がその役割を果たすことができるよう、引き続き注視してまいりたい。

二 新興感染症対策については、国立病院機構が開設する病院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)第十條第一項の規定に基づき都道府県が定める予防計画や医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十條の四第一項の規定に基づき都道府県が定める医療計画に沿って、平時から都道府県と協議を行っており、各医療機関の機能や役割に応じて病床や発熱外来等の感染症対応に係る感染症法に基づく医療措置協定を締結している。

その上で、国立病院機構が開設する病院を含む当該協定を締結する医療機関等に対しては、感染症への対応力を強化するために必要

同(第二九四四号)
同(第三〇八九号)

厚生労働省

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第一二四二号)
 同(第一二四三号)
 同(第一二四四号)
 同(第一二四五号)
 同(第一二四六号)
 同(第一二四七号)
 同(第一二四八号)
 同(第一二四九号)
 同(第一二五〇号)
 同(第一二五一号)

一 難病の原因究明等の研究のため、厚生労働科学研究費補助金の難病性疾患政策研究事業等に取り組んでおり、また、治療体制の確立に向けて、都道府県に対して難病の医療提供体制を整備するための経費を補助し、難病診療連携拠点病院等の整備を支援している。

また、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号。以下「難病法」という。)第五條に基づき指定難病の対象となる疾病については、難病法施行時である平成二十七年一月一日時点の百十八疾病から令和七年四月一日時点で三百四十八疾病まで拡

な施設改修や設備整備等への補助事業を計上し、財政支援を行っている。政府としては、これらの医療機関が新興感染症対策において十分な役割を発揮できるよう、引き続き必要な支援に取り組んでまいりたい。

災害医療対策については、国立病院機構の中期計画において、国立病院機構は、災害発生時等の国の危機管理に際して求められる医療について、国立病院機構の有する全国的な病院ネットワークを最大限活用し、災害医療現場等で貢献できる人材の育成等の地域における中核的な役割を果たす機関としての機能を担うこととされており、国の災害医療体制の維持・発展に貢献するとともに、災害発生時に必要な医療が確実に提供できるよう機能強化を図っている。

政府においても、都道府県が地域の実情を踏まえて策定する医療計画に基づき、国立病院機構が開設する病院を含め、都道府県指定の災害拠点病院等が実施する耐震整備や非常用自家発電設備等の整備などに対して財政支援を行っており、これらの医療機関が災害医療において十分な役割を発揮できるよう、引き続き必要な支援に取り組んでまいりたい。

を配置する等の取組を行っている。

また、医療等の専門スタッフ不足等について、まず、医師の確保については、医学部定員を臨時的に増員しており、医師数は、令和四年までの十年間で、全国で約四万人増加してきた。また、医師偏在対策については、これまで、地域枠の設置等の医師養成過程での取組や、地域枠医師の配置調整や医師派遣等の医師確保計画に基づく取組を進めている。令和六年十二月末には、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を策定し、第二百十七回通常国会において関連法案を提出したところであり、関係者の御意見も伺いつつ、実効性のある取組を計画的に進めてまいりたい。

次いで、看護師等の確保については、「新規養成」、「復職支援」、「定着促進」を三本柱にした取組を進めており、就業する看護職員数は、平成二十三年から令和五年までの十二年間で、約二十五万人増加している。

さらに、消費税増収分を活用した地域医療介護総合確保基金(医療分)については、令和七年度予算において、約九百九億円を確保しており、各都道府県における医療従事者等の確保等に資するため、地域の実情に応じて本基金を活用していただくこととしている。

また、難病患者に対するリハビリテーションについては、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションについて特定医療費の支給対象とするとともに、在宅の難病患者の多様化するニーズに対応したホームヘルパーの養成支援を実施している。

さらに、地域医療介護総合確保基金を活用した質の高い在宅医療の確保や、在宅医療に関する専門知識や経験を豊富に備え、地域で中心となって人材育成事業を支えることのできる高度人材の育成等の取組を進めており、

引き続き、在宅医療の提供体制の充実に取り組んでまいりたい。

五 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)における「障害者」は、「心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」とされており、これに該当する難病患者に対しては、公共職業安定所において、様々な難病の特性に応じた助言ができる難病患者就職サポートを配置し、個々の特性を踏まえた職業相談等を行っている。

また、同法に基づき、事業主に対し、雇用の分野における障害者に対する差別を禁止するとともに、障害者が職場で働くに当たつての支障を改善するための措置の実施を義務付けており、その取組を推進する観点から、「障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮に関するQ&A第三版」及び「合理的配慮指針事例集第五版」をホームページにおいて公表する等、事業主に対して広く周知を行っている。

引き続き、こうした難病患者の特性に応じたきめ細かな支援や事業主に対する周知啓発の取組を進めてまいりたい。

なお、障害者雇用率制度については、事業主が社会的な責任を果たすための前提として、対象範囲が明確であり、公正性及び一律性が担保されることが必要であること等から、現在、当該制度の対象障害者の範囲を、障害者のうち、同法に規定する身体障害者、知的障害者及び精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。)である労働者としている。当該労働者に該当しない難病患者の障害者雇

用率制度における位置付けについては、令和四年六月に労働政策審議会障害者雇用分科会で取りまとめられた「今後の障害者雇用施策の充実強化について(労働政策審議会障害者雇用分科会意見書)」において、「個人の状況を踏まえることなく、一律に就労困難性があると認めることは難しい」ことを踏まえ、「雇用率制度における対象障害者の範囲に含めることをただちに行うのではなく、手帳を所持していない者に係る就労の困難性の判断の在り方にかかわる調査・研究等を進め、それらの結果等も参考に、引き続きその取扱いを検討することが適当」とされたことから、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において「難病患者の就労困難性に関する調査研究」を実施するとともに、令和六年十二月から開催している「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」において、難病患者の当事者団体を含む関係団体からのヒアリングの結果も踏まえた検討を行っており、引き続き、必要な対応を行ってまいりたい。

六 難病患者等の療養生活の質の維持向上を図るため、難病患者等に対する必要な情報提供及び地域交流会等の活動に対する支援を行う難病相談支援センター等の取組を推進している。

また、各都道府県等に設置された難病相談支援センターの活動を支援するため、同センターに勤務する職員等を対象とした研修の全国的な実施等に取り組んでいる。

今後、都道府県等と難病相談支援センターとの連携強化及び相互支援に取り組むとともに、難病に対する国民の理解が促進されるよう、難病に係る広報等を行ってまいりたい。

令和七年十二月二十六日 参議院会議録追録 第二百十七回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

